

久喜市の環境

令和4年版
(令和3年度報告)



樹木観察会（久喜市鷲宮神社）



久喜市

目 次

第 1 章 総説

第 1 節	久喜市の概要	2
1	位置、地域の特性	2
2	人口	2
第 2 節	環境行政の概要	3
1	行政組織	3
2	事務分掌	3
3	環境関係決算額	4
第 3 節	環境基本計画	4
1	環境基本計画の目的	4
2	計画の位置づけ	5
3	環境指標一覧	7

第 2 章 環境の現状と対策

環境目標Ⅰ. 地球にやさしい循環型のまち		
I-1.	地球温暖化対策	13
1	地球温暖化対策の取組み促進	13
2	地球環境問題に関する啓発	18
I-2.	再生可能エネルギー・省エネルギーの普及	19
I-3.	循環型社会の形成	22
環境目標Ⅱ. 豊かな自然と人がともに生きるまち		
II-1.	生物の多様性の確保	23
1	指定希少野生生物種	23
2	特定外来生物の防除	24
3	鳥獣保護区	24
4	身近な野生生物の保護	25
5	環境教育・啓発	25
II-2.	身近な緑の保全と創造	26
1	自然林の育成	26
2	「久喜市緑の基本計画」の策定	26
3	樹林地や屋敷林などの保全の推進	27
環境目標Ⅲ. 健康で安全に暮らせるまち		
1	公害苦情の変化	31
2	種類別件数とその概要	31

Ⅲ－１．	大気環境の保全・交通対策（騒音・振動）	３３
１	大気汚染測定結果	３３
２	光化学スモッグ関連測定結果	４６
３	ダイオキシン類	４８
４	PM _{2.5}	５１
５	騒音・振動	５２
６	悪臭	６５
Ⅲ－２．	水環境の保全	６７
１	監視体制	６７
２	概況	６７
３	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	６８
４	工場、事業場の規制関係（水質）	９６
５	生活排水対策	９８
Ⅲ－３．	土壌・地盤の保全	９９
１	監視体制	９９
２	概況	９９
３	精密水準測量成果表	１００
４	観測井による観測結果	１０１
Ⅲ－４．	放射性物質による環境汚染への対応	１０７
１	監視体制	１０７
２	概況	１０７
環境目標Ⅳ．	みんなで取り組む環境づくりのまち	
Ⅳ－１．	環境保全活動の普及・啓発	１０９
１	環境保全活動の推進	１０９
２	緑の推進員	１１１
Ⅳ－５．	環境マネジメントシステムの運用の促進	１１２
１	環境マネジメントシステムの概要（令和２年度）	１１２
２	取組み結果（令和２年度）	１１３
・	測定結果集計表（環境保全事業）	１１６
・	測定結果集計表（一般事務）	１２１
・	測定結果集計表（公共工事）	１２２
・	測定結果集計表（施設管理）	１２３
・	環境方針	１３２

第３章 環境基本計画の推進

第１節	環境基本計画の推進体制	１３５
-----	-------------	-----

資 料

□久喜宮代衛生組合概要	1
□環境用語の解説	2 4

第 1 章 総説

第1節 久喜市の概要

1 位置、地域の特性

本市は、都心まで約 50km、埼玉県の東北部に位置し、東は幸手市及び茨城県五霞町、南は蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市に接しています。

総面積は約 82.4km²、市域は東西に約 15.6km、南北に約 13.2km にわたり、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地などの低地からなるほぼ平坦地です。北には利根川が流れ、市内には中川、青毛堀川、備前堀川、野通川、元荒川のほか、葛西用水路や見沼代用水などの多くの河川や用水路に恵まれています。

本市周辺は地盤の沈降運動が盛んな地域であるため、昔の地盤が沈み、その上を河川などにより運ばれた堆積物が覆い、台地と低地の高さの差がなくなっています。台地、河川沿いにある自然堤防、高柳や西大輪に見られる河畔砂丘において、わずかに地盤が高くなっています。



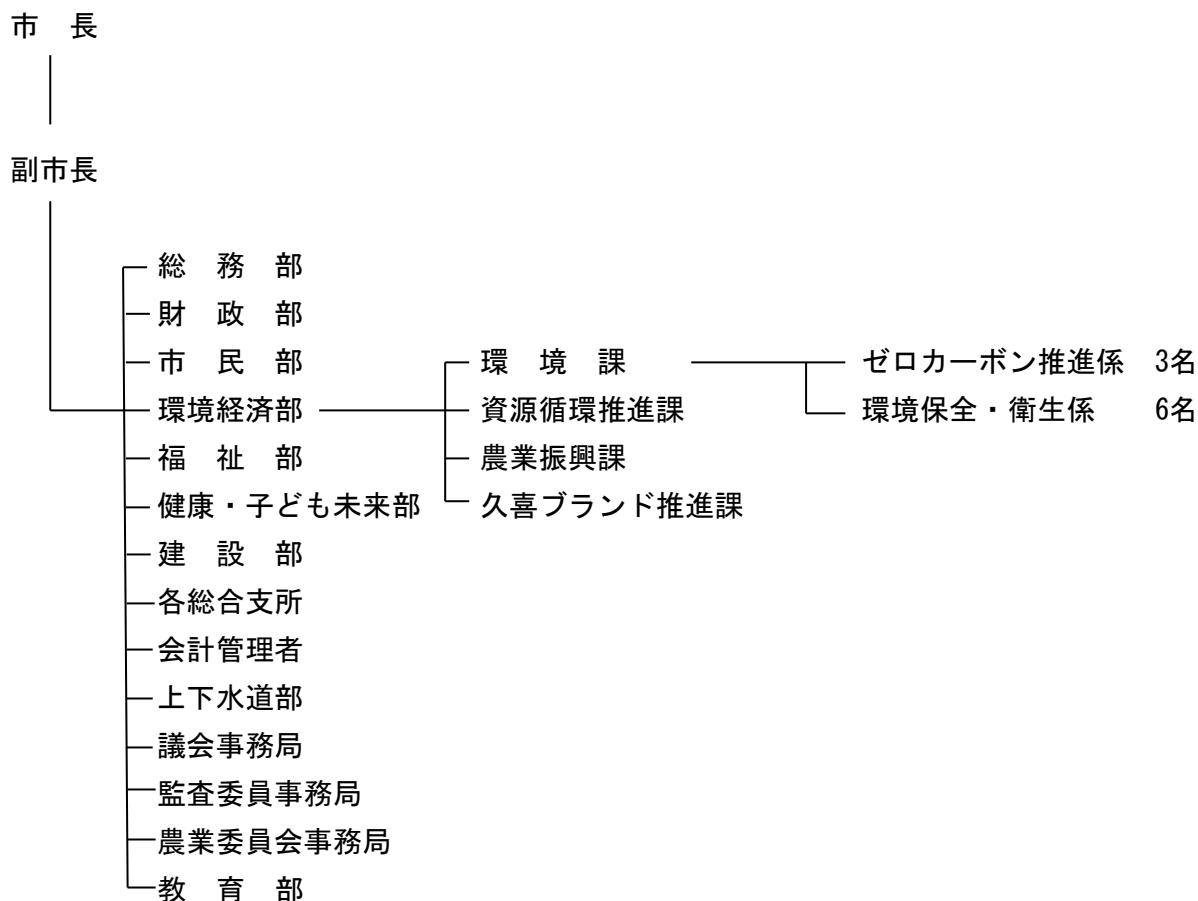
2 人口

令和 4 年 1 月 1 日現在の人口は151,669人です。(前年比837人減)

第2節 環境行政の概要

1 行政組織（令和4年4月1日現在）

本市の環境行政組織は、次のとおりです。



2 事務分掌

○環境課

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 環境政策の企画及び調整に関すること。
- 3 環境審議会に関すること。
- 4 地球温暖化対策に関すること。
- 5 ゼロカーボンシティの推進に関すること。
- 6 環境マネジメントシステムに関すること。
- 7 環境保全に関すること。
- 8 広域利根斎場組合との連絡調整に関すること。
- 9 自然保護対策に関すること。
- 10 路上喫煙の防止に関すること。
- 11 土砂等による埋め立て等の規則に関すること。

- 12 廃棄物等の不法投棄に関すること。
- 13 公害防止対策及び監視に関すること。
- 14 環境関係法令等に基づく届出及び規制に関すること。
- 15 電波障害対策に関すること。
- 16 環境衛生に関すること。
- 17 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- 18 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- 19 鳥獣保護等に関すること。
- 20 墓地等の経営の許可等に関すること。

3 環境関係決算額

年度	環境衛生費（単位 千円）
平成30年度	94,800
令和2年度	94,454
令和3年度	101,826

※1 上記決算額は、環境衛生費の当該年度における支出済額です。千円未満は切り上げています。

※2 平成25年度から「環境衛生費」に科目変更となった合併浄化槽普及促進補助事業（平成30年度までは下水道業務課、令和元年度から下水道施設課）及び浄化槽管理指導事業（平成30年度までは下水道業務課、令和元年度から下水道施設課）と、令和元年度から科目追加となった生活排水処理施設設備構想改定事業（上下水道経営課）に関する経費を除いています。

第3節 環境基本計画

1 環境基本計画の目的

市では、合併に伴い失効した、平成8年4月制定の「旧久喜市環境基本条例」に代わる条例として、環境の保全及び創造に関する取り組みの基本的な方向と枠組みを示す新たな「久喜市環境基本条例」を平成25年1月1日に施行いたしました。

併せて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に「久喜市環境基本計画」を策定いたしました。

また、本市においては、平成26年11月に緑の保全と創造を総合的かつ計画的に推進するため、「久喜市緑の基本計画」を策定、平成27年12月に「久喜市都市計画マスタープラン」を改定、平成29年3月には「第2次久喜市環境保全率先実行計画」を策定するなど、関連計画の改定・充実が図られました。

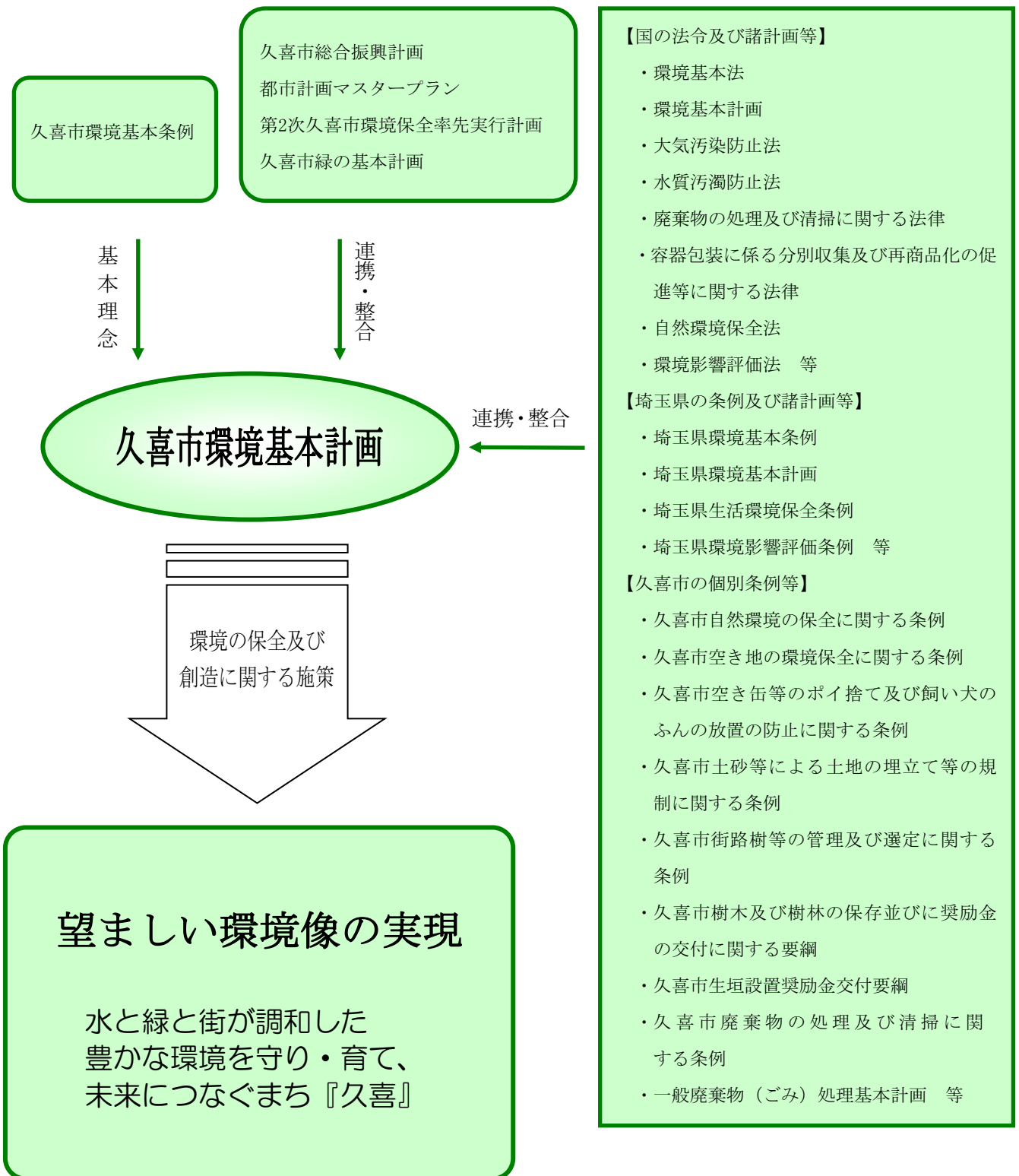
このような中、環境政策を効果的に推進し、環境分野の魅力を高めていくため、平成30年9月に環境基本計画を改訂しました。

同計画では、「望ましい環境像」を掲げ、この望ましい環境像を実現するための施策の基本的方向、市・市民及び事業者それぞれが果たす役割などについて規定しています。望ましい環境像の実現に向けて三者が協力し合い、また、それぞれの立場から積極的な取り組みを推進することとしています。

2 計画の位置づけ

久喜市環境基本計画については、久喜市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、久喜市総合振興計画等との整合を図りつつ、計画の中の「望ましい環境像」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけています。

(参考) 環境基本計画に関するイメージ図



3 環境指標一覧

久喜市環境基本計画における環境指標

環境目標	主な実施方策	環境指標	平成23年度 (基準年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画目標 (令和4年度)	本書対応 ページ
地球にやさしい循環型のまち	地球温暖化対策の取り組み促進	温室効果ガス排出量 ※「2022年埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書」から	908千t-CO ₂ (H22)	822千t-CO ₂ (H30)	774千t-CO ₂ (R1)	771千t-CO ₂ (R2)	805千t-CO ₂	—
		市内循環バス乗車人数	152,876人	145,831人	107,831人	117,161人	169,000人	P116事業番号4
		低公害車導入率	50.0%	93.0%	94.0%	95.5%	100%	P116事業番号9
		地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	8.1%	22.3%	20.7%	18.3%	25.0%	—
		グリーン購入率	78.2%	82.8%	76.0%	77.9%	95.0%以上	P17
	地球環境問題に関する啓発	小・中学校における環境学習の実施数	145回	160回	165回	168回	170回以上	—
		市民を対象とする環境学習会の開催数	14回	12回	5回	5回	16回	P18-2、P25-5 (環境課主催の学習会のみ)
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電システムの最大出力(累計)	1,202.2kW	5,327.4kW	5,787.5kW	6,186.44kW	5,950.0kW	—
		市内の再生可能エネルギーの導入量	久喜市環境基本計画改訂版(平成30年9月改訂)からの環境指標のため、数値なし	44,521kW	49,952kW	51,615kW	46,000kW	P21
	エネルギー施設などの再生先導入	太陽光発電システムを導入した市有施設数(累計)	9か所	22か所	24か所	27か所	30か所	P19
		LED照明を導入した市有施設数(累計)	12か所	63か所	76か所	81か所	99か所	—
	リサイクルの減量・推進	市民一人1日当たりのごみ排出量(資源物を除く)	517g	488g	510g	496g	415g	P22
		再生利用率(リサイクル率)	30.9%	30.2%	29.6%	30.3%	34.6%	P22

環境目標	主な実施方針	環境指標	平成23年度 (基準年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画目標 (令和4年度)	本書対応 ページ
豊かな自然と人がともに生きるまち	水辺保全	自然に配慮した水辺環境の整備延長 (累計)	約17.3km	約23.2km	約23.2km	約23.3km	約22.5km以上	—
	生物近隣の保護	「ふゆみず田んぼ」の実験田数 (累計)	0か所	0か所	0か所	1か所	2か所	—
	野生生物生息空間	野生生物生息空間数 (累計)	2か所	3か所	3か所	3か所	4か所	P25-4 (ビオトープに 含め記載)
	環境啓発	自然観察会参加者数	65人	66人	48人	25人	80人	P18-2、P26-5
		環境関係住民団体数	6団体	4団体	4団体	4団体	8団体	—
	公園、沿道や公共施設などの緑化の推進	都市公園の整備（供用）面積	606,302㎡	601,366㎡	643,194㎡	646,133㎡	686,000㎡	—
		公園・緑地等整備数（累計）	久喜市環境基本計画改訂版（平成30年9月改訂）からの環境指標のため、数値なし	284か所	286か所	287か所	289か所	—
		市民一人当たりの都市公園面積（暫定供用面積含む）	久喜市環境基本計画改訂版（平成30年9月改訂）からの環境指標のため、数値なし	7.64㎡	7.95㎡	8.00㎡	8.34㎡	—
		公園管理団体数	54団体	149団体	151団体	151団体	145団体	—
	樹林地や屋敷林などの保全の推進	自然環境保全地区の指定数 (累計)	3か所	6か所	6か所	6か所	10か所以上	P27
		保存樹木数 (累計)	261本	224本	215本	203本	250本以上	P28(2)①
	市内の緑化と環境保全型農業の推進	市民農園整備面積 (累計)	17,729㎡	18,929㎡	18,929㎡	18,929㎡	19,709㎡	—
		環境保全型農業推進事業実施面積	353 a	1331.4a	1331.41a	991.4a	1,240.0 a	—
	美しい景観の形成	観光交流振興事業の参加者数	200,000人	170,000人	0人	0人	250,000人	—
		地区計画を定めている地区数 (累計)	12地区	15地区	15地区	15地区	15地区	—

環境目標	主な実施方策	環境指標	平成23年度 (基準年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計画目標 (令和4年度)	本書対応 ページ
健康で安全に暮らせるまち	公害などの環境対策の充	大気・悪臭関係の苦情件数	79件	9件	11件	3件	50件以下	P31-2(1)(3)
		騒音・振動関係の苦情件数	20件	10件	9件	1件	20件以下	P32(4)
		大気環境基準達成率	久喜市環境基本計画改訂版(平成30年9月改訂)からの環境指標のため、数値なし	83.3%	81.3%	83.3%	81.3%	P34(3)②
	公用水質保全	水質関係の苦情件数	6件	0件	1件	0件	4件以下	P31(2)
		河川の水質基準達成率	76.0%	88.1%	66.1%	78.0%	78.0%	P69~P94 (個別の測定結果)
		河川清掃への参加者数	2,840人	1043人	846人	724人	3,200人	—
	生活排水処理の推進	農業集落排水処理を含む下水道普及率	77.9%	76.9%	76.7%	76.6%	78.8%	—
		農業集落排水処理を含む水洗化率	91.5%	92.9%	92.8%	93.2%	93.6%	—
	土壌保全・地盤の	地下水揚水量	14,490m ³ /日	1,766m ³ /日	2,850m ³ /日	1,955m ³ /日	3,200m ³ /日	—
	みんなで取り組む環境づくりのまち	活動の推進	環境関係住民団体数(再掲)	6団体	4団体	4団体	4団体	8団体
ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加者人数			20,597人	25,428人	0人	0人	24,000人	P109-1(1)
不法投棄		不法投棄苦情件数	17件	0件	0件	5件	66件以下	P32(5)
環境教育・環境学習の推進		小・中学校における環境学習の実施数(再掲)	145回	160回	165回	168回	170回以上	—
		市民を対象とする環境学習会の開催数(再掲)	14回	12回	5回	5回	16回	P18-2、P26-5 (環境課主催の学習会のみ)
市の環境対策の率先実行	本市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)	11,807 t(H22)	12,809 t-CO2	11,685t-CO2	11,695t-CO2	11,746 t-CO2以下	P13(1)、P16	

久喜市緑の基本計画における指標

※ 久喜市緑の基本計画は平成25年度の数値を基準値として用いています。

	項目	平成25年度 (基準値)	令和2年度	令和3年度	上段:中間目標 (令和元年度) 下段:計画目標 (令和6年度)	本書対応 ページ
水と緑を「まもる」	保存樹林数(累計)	8か所	7か所	7か所	9か所 10か所以上	P28(2)②
	保存樹木数(累計)	227本	215本	203本	250本以上 250本以上	P28(2)①
	自然環境保全地区の指定数(累計)	5か所	6か所	6か所	10か所 15か所	P27
	環境保全型農業推進事業実施面積	362.0a	1,331.4a	991.4a	392.0a 422.0a	—
水と緑を「ふやす」	都市公園の整備(供用)面積	606,302㎡	643,194㎡	646,133㎡	633,000㎡ 651,000㎡	—
	公園・緑地等整備数(累計)	282か所	286か所	287か所	285か所 293か所	—
	市民一人当たりの公園面積	8.9㎡	7.95㎡	8.00㎡	9.5㎡ 10.2㎡	—
	生垣設置による助成延長(累計)	2,373m	2,527m	2,537.12m	2,673m 2,923m	P28 (令和3年度分の 延長距離)
	緑のカーテン設置数	27か所	30か所	4か所	28か所以上 28か所以上	P14(3)
水と緑を「そだてる」	緑の推進員人数	17名	8名	8名	30名 50名	P111(3)

※ 「緑被率」に関しては、久喜市緑の基本計画の改訂に合わせて報告します。

その他の環境に関わりのある指標

※久喜市環境基本計画・改訂版に未掲載の環境に関わりのある指標です。

主 な 指 標	平成23年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備 考	本書対応ページ
人口（4月1日現在）	156,562人	153,407人	152,120人	151,669人		—
公共施設電力使用量	22,497,114kWh	22,259,646kWh	20,628,861kWh	20,752,385kWh		P16
苗木の配布本数	500本	710本	324本	100本	EMS	P14(2)
道路新設距離数	1,385m	905.3m	1,040m	723m	EMS	—
環境課主催の各種観察会等参加人数	120人	95人	48人	25人	目で見える環境講座を含む	P18-2、P26-5
太陽光発電補助件数	106件	88件	92件	72件		P21
粉石けん製造事業廃油リサイクル量	145.6t	140.4t	59.8t	124.8t	EMS	P19(2)
河川しゅんせつ延長	2,193m	4,440m	6,353m	3,960m	EMS	—
都市公園整備箇所数	80か所	95か所	97か所	98か所		—
都市公園総面積	1,076,307㎡	1,071,366㎡	1,113,194㎡	1,116,133㎡	供用開始済み面積	—
保存樹林面積	15,275.85㎡	7,753.00㎡	7,753.00㎡	7,752.85㎡		P28(2)②
生垣設置奨励金件数及び延長	4件 55.4m	0件	0件	1件 10.4m		P28
市民農園設置箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所		—
市指定文化財の数	72件	72件	74件	74件		—
公共下水道普及率	68.5%	69.3%	69.3%	69.9%		—
污水処理人口普及率	85.9%	90.0%	90.1%	90.7%		—
合併浄化槽設置補助件数	78基	77基	76基	75基	EMS	P98-5
累積地盤沈下量（過去5年間）	最大102mm	最大32mm	最大33mm	最大24mm		P99-2
久喜駅前広場の放置自転車台数	632台	409台	148台	169台	EMS	—
環境推進協議会会員数	43団体	43団体	41団体	42団体		P135(1)

第2章 環境の現状と対策

環境目標 I. 地球にやさしい循環型のまち

I-1. 地球温暖化対策

本市では、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市内の温室効果ガス削減に取り組んできましたが、市域の温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。

また、市の事務事業においては、温室効果ガス排出量の削減に向けた率直的な取り組みを行っており、温室効果ガス排出量の削減に努めています。

わが国の地球温暖化対策計画では、達成すべき中期目標として、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%削減することが掲げられています。

本市では、省エネルギー活動の取り組みの促進や、緑化の推進などに取り組んできましたが、さらなる対策強化のため、低炭素型のライフスタイルへの転換や、建築物の省エネルギー化、交通の低炭素化、省エネルギー型の事業活動の推進などの取り組みを一層進めていく必要があります。

1 地球温暖化対策の取り組み促進

（1）久喜市環境保全率先実行計画の推進

環境への関心が高まるなか、市民に対し、率先して環境に配慮した行動を実行すべき立場にある市として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、温室効果ガスの排出の抑制のための計画である「久喜市環境保全率先実行計画」を平成 24 年 3 月に策定いたしました。

また、上記計画の終期に合わせ「第 2 次久喜市環境保全率先実行計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。

本計画では、目標として、令和 4 年度の温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成 25 年度）比で 10.38%以上削減することとしています。

令和 3 年度の市の事務・事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、11,695 t-CO₂でした。基準年度（平成 25 年度、13,107 t-CO₂）比で約 10.77%減少していることから、引き続き温室効果ガス総排出量の削減に取り組んでまいります。

取り組み結果は、16 ページの「温暖化防止等に対する市の取り組み」のとおりです。

地球温暖化問題の解決には、市・市民及び事業者が現状を認識した上で、それぞれの役割分担のもと、持続可能な循環型社会を構築していく必要があります。

また、市は自らの事務・事業に伴う温室効果ガスを削減する責任があり、環境施策を推進する主体として、市民や事業者に対して模範となる取り組みを行うことが求められています。

(2) 苗木及び種苗の配布

苗木配布（菖蒲総合支所）

令和4年2月26日に苗木配布を実施しました。

配布樹種 ・ブルーベリー 101本

同時に緑の募金に協力をお願いし、11,425円の募金をしていただきました。



苗木配布の様子（菖蒲総合支所）

緑化を推進し、CO₂吸収量の増進を図ることを目的として菖蒲総合支所で苗木の配布を行いました。

なお、集められた募金は、（公社）埼玉県緑化推進委員会を通じて、緑化の普及啓発、ボランティアによる森林の整備、学校等の緑化の推進、さらには、次代を担う緑の少年団の育成等に役立てられます。

(3) 緑のカーテン

緑化の推進、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和などを目的として、令和3年度は、久喜地区2か所、菖蒲地区1か所、栗橋地区1か所、合計4か所に緑のカーテンを設置しました。

緑のカーテンとは、にがうり（ゴーヤ）や朝顔などのつる性植物で緑のカーテンを作り、強い日差しを遮り日陰をつくることで、建物やその周辺の温度が上がるのを防ぐことができるものです。

また、蒸散作用により気温を下げる効果もあります。夏の暑い日に緑のカーテン越しに吹く風は、天然のエアコンのように涼しい風になります。

公共施設に緑のカーテンを設置することにより、エアコン等の消費電力の削減につながり、CO₂排出の削減も期待できます。

さらに、多くの公共施設に設置することで、施設を利用する市民の目に触れ、多くの市民が自宅等に自ら緑のカーテンを設置することが期待されます。

緑のカーテンの効果の一例として、次のものがあります。

- ・植物の蒸散作用による冷却効果
- ・日除け
- ・CO₂（二酸化炭素）の削減
- ・緑が見た目にやさしい
- ・野菜などを収穫できる

緑のカーテン設置施設

地区	設置施設
久喜地区 (2か所)	市役所本庁舎、ふれあいセンター久喜
菖蒲地区 (1か所)	菖蒲総合支所
栗橋地区 (1か所)	栗橋総合支所

公共施設への設置例



久喜市役所本庁舎



栗橋総合支所

温暖化防止等に対する市の取組み
(令和3年度 久喜市環境保全率先実行計画取組み結果)

取組み項目		主 な 取 組 み 内 容		基準年度 (H25年度)	R3年度	基準年度比	目標値 (R3年度)
①	電気使用量 (温室効果ガス換算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時の消灯、ノー残業デーの実施 ・ トイレ、給湯室、コピー室等のこまめな消灯 ・ 冷暖房温度の適正管理 ・ 太陽光発電システムの活用 等 	電気使用量	22,194,454kWh	20,752,385kWh	-6.50%	-8.90%
			温室効果ガス	10,986,255 kg	10,272,431 kg	-6.50%	—
②	施設の燃料使用量 (温室効果ガス換算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラー等の適正な運転 ・ 冷暖房温度の適正管理 ・ 沸かし過ぎや確実な栓締め等ガス器具等の適正な使用 ・ 省エネルギー機器の導入 等 	都市ガス	282,922m ³	314,857m ³	11.29%	8.10%
			LPG	32,885m ³	15,735m ³	-52.15%	-3.10%
			灯油	347,263 ℓ	149,412 ℓ	-56.97%	-19.70%
			A重油	12,298 ℓ	5,135 ℓ	-58.25%	-10.70%
			温室効果ガス	1,846,379kg	1,243,867kg	-32.63%	—
③	公用車の燃料使用量 (温室効果ガス換算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水曜日ノーカーデーの実施 ・ 出張時の公共交通機関の利用 ・ 公用自転車の利用 ・ アイドリングストップの実施 等 	ガソリン	96,448 ℓ	61,017 ℓ	-36.74%	-14.10%
			軽油	14,921 ℓ	10,943 ℓ	-26.66%	-30.10%
			温室効果ガス	274,177 kg	179,050 kg	-34.70%	—
④	温室効果ガス総排出量		温室効果ガス 排出量の合計	13,107 t	11,695 t	-10.77%	—
⑤	水道使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水コマの取り付け ・ こまめな蛇口の開閉 ・ トイレの1回流し 等 	水道	289,274 m ³	193,256 m ³	-33.19%	基準年度以下
⑥	コピー用紙購入枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミスコピー用紙の裏面使用 ・ 両面印刷・両面コピーの実践 ・ 会議資料の簡略化、必要最小部数の作成 ・ 市役所LANによるメール、掲示板の活用 等 	購入量	13,360,000枚	13,048,250枚	-2.33%	基準年度以下

取組み項目		主 な 取 組 み 内 容		基準年度 (H25年度)	R3年度	基準年度比	目標値 (R2年度)
⑦	ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別回収ボックスの活用 ・ 使い捨て容器の購入や使用を控える ・ 生ごみの堆肥化 ・ 物品の共有化 等 	ごみの減量 (本庁舎)	8.8 t	8.8 t	0.00%	—
			ごみの分別 (全庁)	全部署で概ね良好	全部署で概ね良好	—	分別の徹底
⑧	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入前にグリーン製品であることを確認 ・ 塩化ビニル製品等焼却時に環境汚染物質を発生する可能性のある製品の購入を控える ・ グリーン購入情報提供システムの利用 等 	グリーン購入率	81.2%	77.9%	—	95.0%以上
			グリーン購入数	4,248/5,234品目	4,007/5,147品目		
⑨	公共事業に係る環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業環境配慮項目の実施 ・ 低騒音・低振動型の建設機械の使用 ・ 再生資源の活用 ・ 工事現場からの汚染防止 ・ 建設廃棄物等の適正処理 等 	A評価割合	100%	100%	100%	95.0%以上
			対象工事 (設計)数	168/168	132/132		

2 地球環境問題に関する啓発

全ての人々が環境について関心と知識を持ち、環境保全の大切さを普及啓発することを目的とし、次の事業を実施しました。

(1) 環境学習事業

① 樹木観察会

- 日時 令和3年10月16日(土)
場所 久喜市鷺宮地区(鷺宮神社、霊樹寺、郷土資料館ほか)
参加者 10人
内容 久喜市鷺宮地区の、鷺宮神社・霊樹寺などをまわり、樹木について学び、理解を深めました。



② 子ども自然観察会

- 日時 令和3年11月13日(土)
場所 埼玉県自然学習センター(北本自然観察公園)
参加者 15人
内容 池、野原、林の昆虫や植物を観察することで、生物の多様性について学びました。



(2) リサイクル促進事業

家庭から排出される使用済みの廃食油をリサイクルし、粉石けんとして有効活用することにより、ごみの減量や水質汚濁防止など環境負荷の軽減につながるリサイクルの仕組みについて、理解を深めていただくための体験事業を実施しています。

実施回数 48回(令和3年4月～令和4年3月)

のべ人数 204人

廃油リサイクル量 124.80

(3) 情報提供

温室効果ガスの排出量削減等、地球環境問題への対策は、市・市民及び事業者の連携による取組みが求められています。

市では、広報紙やホームページなどを通じ、市民及び事業者へ地球環境問題に関する情報を提供しています。

令和3年度に行った主な情報提供は、次のとおりです。

- ・『「夏のライフスタイルキャンペーン」にご協力を!』(広報くき8月号)
- ・『地球温暖化防止に向けた市の取組み結果をお知らせします』(久喜市ホームページ)

I-2. 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及

わが国のエネルギー自給率はわずか12%程度であり、エネルギーの自給率の向上が課題の1つとされています。

そこで、再生可能エネルギーの普及のため、平成24年度から固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電システムをはじめとした再生可能エネルギーの導入が進んでいることから、本市でも再生可能エネルギーの普及に向けて取組みを行ってまいります。

令和3年度末現在、公共施設の太陽光発電システムの導入は27か所となっており、発電規模合計は353.08 kW、太陽熱利用システムは3か所で有効集熱面積合計は160.62 m²です。

太陽光発電システムが設置された公共施設一覧

No.	施設名	設置年度	発電規模 kW	年間総発電量 kWh	CO ₂ 削減効果 (見込み) t-CO ₂
1	清久コミュニティセンター・西公民館	H13	4.36	4,130.0	2.0
2	久喜南中学校		10.00	11,483.0	5.7
3	緑風館	H14	20.00	4,185.0	2.1
4	ふれあいセンター久喜		20.00	10,060.0	5.0
5	久喜小学校	H15	20.00	19,549.0	9.7
6	総合体育館第1体育館		30.00	11,535.6	5.7
7	菖蒲学校給食センター (令和3年12月廃止)	H17	2.50	1,793.0	0.9
8	市役所本庁舎 (本庁舎・西側車庫)	H22	39.12	47,301.5	23.4
9	鷺宮地域子育て支援センター	H23	5.80	9,778.5	4.8
10	あゆみの郷	H24	10.32	11,002.6	5.4
11	すみれ保育園		20.00	25,335.7	12.5
12	市役所第二庁舎	H25	10.00	12,989.0	6.4
13	栗橋南小学校		35.00	45,844.0	22.7
14	さくら保育園		21.56	24,694.3	12.2
15	小林・栢間学童クラブ		3.30	2,668.5	1.3
16	鷺宮学童クラブ		3.30	3,847.8	1.9
17	東鷺宮学童クラブ	H26	10.00	12,675.0	6.3
18	鷺宮東コミュニティセンター	H27	10.00	14,675.2	7.3
19	くりっ子放課後児童クラブ		7.80	8,885.0	4.4

20	東鷲宮東口駅前広場	H28	6.72	947.0	0.5
21	公文書館	H29	9.60	12,016.0	5.9
22	桜田小学校学童クラブ	H30	9.90	11,971.1	5.9
23	太東中学校	R2	10.00	15,004.2	7.4
24	偕楽荘		11.00	15,580.6	7.7
25	江面小学校	R3	10.00	5,269.0	2.6
26	菖蒲中学校		10.00	1,100.0	0.5
27	学校給食センター (令和3年8月始動)		10.00	8,072.6	4.0
合計			363.08	352,393.2	174.4

(注)

※1 CO₂の削減効果の算出にあたり、電気のCO₂排出係数：0.495を採用しています。この数値は、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく、事業所計画における係数と同じ数字を採用しています。

※2 本表以外に、太陽光発電システムの付いた120W規模のLED照明灯等が、20か所設置されています。

また、住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対しては、設置費の一部を補助しており、令和3年度の補助金交付件数は72件で、交付対象における設置出力の合計は398.96kWになります。補助金の交付を通じて地球温暖化防止の取組みに対する環境意識の向上を図っています。

住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助実績（年度別一覧）

年度	補助件数	発電規模 kW	年間総発電量 (見込み) kWh	CO ₂ 削減効果 (見込み) t-CO ₂
12	6	18.98	18,980	約7
13	13	47.85	47,850	約18
14	6	22.37	22,370	約9
15	19	69.69	69,690	約27
16	44	119.75	119,750	約46
17	44	152.18	152,180	約59
18	7	21.76	21,760	約8
21	34	117.00	117,000	約45
22	50	202.10	225,235	約87
23	106	430.61	466,739	約180
24	130	555.63	634,244	約245
25	163	725.45	827,274	約319
26	149	669.68	757,842	約293
27	77	355.00	436,738	約169

28	61	291.25	339,043	約 131
29	114	537.64	694,055	約 268
30	112	539.65	605,106	約 300
R 元	88	450.83	532,650	約 264
R2	92	460.06	488,417	約 242
R3	72	398.96	398,960	約 197
合 計	1,387	6,186.44	7,094,988	約 2,973

(注)

- ※1 年間の総発電量（見込み）について、平成 22 年度から平成 28 年度については定期報告のあった数値に基づき算出、その他の年度については「一般社団法人 太陽光発電協会」から示されており「1kW 当たりの年間発電量（推定値）1,000kWh」を乗じて、年間の推計総発電量として算出しています。
- ※2 CO₂の削減効果の算出にあたり、電気のCO₂排出係数：0.495 を採用しています。この数値は、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく、事業所計画における係数と同じ数字を採用しています。
- ※3 平成 19 年度及び平成 20 年度は、太陽光発電システム設置者に対する市民向けの補助金交付を行っていなかったことから、上記の表には掲載していません。
- ※4 平成 27 年度から、太陽光発電システムを含む住宅用エネルギーシステム設置者に対する補助制度へ変更となり、エコキュート等の太陽光発電システム以外の住宅用再生可能エネルギーや省エネルギー機器の設置者に対しても補助金を交付することになりました。

住宅用太陽光発電システムを設置する市民の他、市内の事業者などにより、市内全体で導入された再生可能エネルギー量は、令和 3 年度時点で 51,615kW になりました。

再生可能エネルギーの普及を通して、エネルギーの使用量の削減及び低炭素なエネルギーの推進に努めていきます。

市内の再生可能エネルギー導入容量

年度	再生可能エネルギー導入量 (kW)
平成 30 年度	42,460
令和元年度	44,521
令和 2 年度	49,952
令和 3 年度	51,615

(注)

- ※1 この数値は、資源エネルギー庁「固定買取制度 情報公表用ウェブサイト」(fit-portal.go.jp/PublicInfoSummary)における市町村別認定・導入量を参考に算出しました。

I-3. 循環型社会の形成

循環型社会とは、ごみをなるべく出さず、可能な限り資源を再利用し、適切に処理を行うことで、環境への負荷が少ない社会のことを指します。このような循環型社会の形成のためには、これまでのライフスタイルや経済活動を見直す必要があります。

現在、久喜宮代衛生組合により、「久喜宮代清掃センター」、「菖蒲清掃センター」、「八甫清掃センター」の3つの施設でごみ処理を行っています。

令和3年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は496g、再生利用率（リサイクル率）は30.3%です。

また、本市では「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成28年度に策定しました。ごみ減量化・資源化の取組みを推進するとともに、新たなごみ処理施設の整備や災害廃棄物処理計画の策定を行っています。

今後も、循環型社会の形成を目指すため、継続的に啓発活動やごみの減量化・資源化の取組みを推進していきます。

※ 「ごみ・資源の量」の実績等は、「久喜宮代衛生組合概要」（P139以降）参照。

環境目標Ⅱ．豊かな自然と人がともに生きるまち

市内には、河川や用排水路、池沼、湿地などの水辺、屋敷林、農地などの緑豊かな景観が広がっています。自然環境を保全し、次代に継承するために、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちづくりを行います。

Ⅱ－１．生物の多様性の確保

生物多様性の確保について、わが国では、「生物多様性基本法」に基づき、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を平成 24 年度に閣議決定し、生物多様性に関する世界目標である愛知目標の達成に向けた取組みを推進しています。しかし、地球規模生物多様性概況第 4 版による評価では、進捗状況は目標達成には不十分であると結論づけられ、さらなる行動が必要とされています。

１ 指定希少野生生物種

「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、特に保護する必要があると認める種を「指定希少野生生物種」として指定し、採取や捕獲などを禁止しています。

現在、下表に示す 4 種（植物 3 種、動物 1 種）が指定されています。

久喜市指定希少野生生物種（平成 22 年 2 月 1 日指定）

分類	種名	科名	レッドデータブック	
			環境省	埼玉県
植物	カワラマツバ	アカネ科	なし	絶滅危惧ⅠＢ類
	コキツネノボタン	キンポウゲ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠＢ類
	ヒメシロアサザ	ミツガシワ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠＢ類
動物	ミドリシジミ	シジミチョウ科	なし	準絶滅危惧



コキツネノボタン



ヒメシロアサザ

2 特定外来生物の防除

本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域へ人為的に持込まれた生物を外来生物といいます。外来生物のうち、在来の生物を捕食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある生物は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されています。

この特定外来生物のうち、埼玉県内では、ペットとして輸入され飼われていた「アライグマ」が、逃げたり、捨てられたりして野生化し、平成 18 年度から各種被害が急激に増加しています。また、天敵がなく雑食で強い繁殖力を持っていることから、在来の野生動物や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、埼玉県では、平成 19 年に「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、計画的な防除対策を実施しています。

本市でも、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの目撃情報があった場所に捕獲箱を設置しています。

アライグマ捕獲頭数の推移 (単位：頭)

地 区	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
久喜	32	57	47
菖蒲	18	21	29
栗橋	5	8	26
鷲宮	18	16	20
計	73	102	122

3 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として埼玉県が指定し、地区指定を通じ地域における生物多様性の保全にも大きな役割を果たすものです。

本市では、久喜菖蒲公園、鷲宮神社、神明神社が鳥獣保護区に指定されています。

鳥獣保護区

鳥獣保護区名	指定面積 (ha)	指定期間
久喜菖蒲公園	40.0	令和元年 11 月 1 日～令和 11 年 10 月 31 日
鷲宮神社	2.8	平成 24 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日
神明神社	3.4	平成 27 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日

4 身近な野生生物の保護

児童が主体的に環境保全活動を実践する態度を養うため、環境教育の一環として学校ビオトープの設置を進めています。また、市内の公園にもビオトープを設置し、様々な生物の生育・生息場所となるよう整備しています。

久喜市内の主なビオトープ

	実施施設
学校	久喜小学校、太田小学校、江面第一小学校、江面第二小学校、清久小学校、本町小学校、青葉小学校、青毛小学校、久喜東小学校、久喜北小学校、菖蒲東小学校、東鷲宮小学校
公園	香取公園、古久喜公園、沼井公園

5 環境教育・啓発

次世代を担う児童や生徒、市民を対象に環境教育、環境学習を実施し、環境に関する知識の向上や環境の大切さを啓発しています。

環境教育・環境学習参加人数

環境教育・環境学習名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
昆虫観察会	17	25	—
夏休み子ども自然観察会	12	8	15
樹木観察会	14	15	10
野鳥観察会	23	—	—
目で見える環境講座①	13	—	—
目で見える環境講座②	16	—	—
目で見える環境講座③	—	—	—
計	95	48	25

※ 令和元年度の「目で見える環境講座③」及び令和2年度、令和3年度の「野鳥観察会」「目で見える環境講座①②③」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しました。

Ⅱ－２．身近な緑の保全と創造

本市では、平成 26 年 11 月に「久喜市緑の基本計画」を策定し、水と緑のまちづくりを推進するため、道路沿道や公園などの公共空間の緑化のほか、緑のカーテンの啓発や苗木の配布等による私有地の緑化推進、自然環境保全地区の指定などに取り組んでいます。

また、市内の樹木や樹林について、所有者または管理者から申し出を受け、樹木の高さや樹林の面積などの指定基準を満たしているものを指定・保存し、奨励金を交付しています。

１ 自然林の育成

三崎の森公園内（平成 21 年 2 月 23 日植樹）、久喜総合運動公園内（平成 22 年 3 月 7 日植樹）、中川水辺自然観察広場内（平成 23 年 11 月 28 日植樹）の 3 か所で、自然林や森の育成を目的とした植樹が市民ボランティアの協力を得て行われました。

自然の力を活かして、苗木が高木へ成長して森へと変化していく過程を身近に実感できます。

２ 「久喜市緑の基本計画」の策定

市では、「久喜市緑の基本計画」を平成 26 年 11 月に策定しました。

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称です。この計画により市は、緑の保全及び創造などに関して、その将来像、目標、施策などを定めることができます。

市は、本計画に基づき、緑地の保全、緑化の推進、生物多様性の確保、緑のネットワーク、生態系ネットワークの形成などに関する各施策を総合的、計画的に実施することになります。

計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法に基づいて、久喜市総合振興計画を上位計画として、都市計画マスタープランや久喜市環境基本計画などの、まちづくり関連計画との整合を図り策定するものです。目指すべき久喜市の緑の将来像の実現に向けた、まちづくりの指針となります。

3 樹林地や屋敷林などの保全の推進

(1) 自然環境保全地区

「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、自然環境保全地区の指定を進めています。

久喜市自然環境保全地区

名称 (指定日)	地区	面積	特徴
武井家屋敷林 (平成 23 年 8 月 29 日)	北青柳	2,283 m ²	屋敷林は約 100 年も維持管理が行き届き、良好な環境が保たれている。また、巨木も多く歴史的価値が高い。
吉羽天神社周辺 (平成 23 年 8 月 29 日)	吉羽	2,484 m ²	社寺林は伐採が行われにくいため、樹林環境が長く維持されており、巨木も多い。また、周辺には樹林、竹林、湿地、池などの多様な環境があり、生物の生息環境としても重要である。
栗橋内池 (平成 23 年 8 月 29 日)	狐塚	12,669 m ²	栗橋内池にはアサザ、マツモ、ヒシなどの重要な水生植物が生育している。また、冬季には水鳥の越冬場所としても重要である。
八甫の森 (平成 25 年 8 月 1 日)	八甫	4,220 m ²	周辺環境も含めて猛きん類がこの樹林を利用していることが確認されている。また、エゾビタキなど渡り鳥の休憩・中継場所としても重要である。
所有者の意向により非公開 (平成 25 年 10 月 1 日)		2,880 m ²	ケヤキやクスノキ、シラカシなどから構成され猛きん類の食痕も確認されるなど、鳥類の貴重な生息場となっている。昆虫類とは虫類では希少種が確認され、まとまった樹林として重要である。
齋藤家屋敷林 (平成 31 年 3 月 14 日)	菖蒲町 三箇	1,511 m ²	シラカシやエノキ、ムクノキなどから構成される常緑樹と落葉樹の混交林である。植物や昆虫は多くの種が確認され、また鳥類は、重要種であるオオタカを含め、様々な種が確認されたことから、生物の生息地として重要である。

(2) 樹木樹林の保存、生垣設置の奨励

市では、緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的として、「樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱」や「生垣設置奨励金交付要綱」に基づき、緑化の推進を奨励しています。

令和3年度の実績は次のとおりでした。（令和3年度末現在）

①指定樹木 203本 交付金額 365,400円

	樹木本数	奨励金額
久喜地区	135本	243,000円
菖蒲地区	10本	18,000円
栗橋地区	45本	81,000円
鷺宮地区	13本	23,400円
合計	203本	365,400円

②指定樹林 7か所 7,753㎡ 交付金額 62,024円

	樹林数	樹林面積	奨励金額
久喜地区	5か所	6,106㎡	48,848円
菖蒲地区	1か所	766㎡	6,128円
鷺宮地区	1か所	881㎡	7,048円
合計	7か所	7,753㎡	62,024円

③生垣設置 1か所

(3) 緑のリサイクル制度

市では、家庭や事業所などで不要となる樹木（鉢植えを含む）をあらかじめ市に登録し、必要としている方へ紹介して、市内の緑を有効利用して緑を保全する制度を設けています。

緑のリサイクル登録・活用状況

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
樹木を譲りたい人	件数	1	0	0
	本数	多数	0	0
樹木を必要としている人	件数	1	0	0
	本数	2	0	0
譲り渡しできた人	件数	1	0	0
	本数	2	0	0

Ⅱ－３．景観の保全と形成

本市の魅力のひとつとして、豊かな田園風景や地域の歴史と自然が調和した景観が挙げられます。

本市では、田園景観を活用した「あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル」、
「久喜市れんげ祭り」等の観光交流振興事業や観光農園などの推進をしています。

また、令和３年度では、15地区の地区計画を定め、地区の特性に応じた緑豊かな住宅市街地や環境に配慮した工業団地の形成への誘導を図りました。

地域の魅力を高める良好な景観の保全・形成を目指していきます。

環境目標Ⅲ．健康で安全に暮らせるまち

大気汚染や水質汚濁などの防止を通じて、安全で快適な生活環境の保全が進められています。市民や事業者などの協力により大気汚染、騒音や水質汚濁などの公害防止対策を推進していきます。

1 公害苦情の変化

かつては、産業活動に伴って排出された「ばい煙」による大気汚染や、化学物質の流失による水質汚濁が公害として認識されていましたが、産業活動に伴う公害は法律や自治体の条例による厳しい規制、産業界の努力によって急速に改善されてきており、その発生源が工場や、事業所という例は少なくなっています。

令和3年度の苦情件数は9件でした。区域別にみると、1件が住居系地域、8件は市街化調整区域で発生しています。統計的には、苦情を典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染）と不法投棄、その他と分類していますが、その苦情の内容は、発生源の原因が一般家庭の日常生活の中にあるものも多く、発生源も市民、被害を受けるのも市民というケースが珍しくありません。

環境問題に対する関心が高まる中で、苦情や通報が多く寄せられますが、これらの苦情は、規制の対象となっているものは少なく、住民間の話し合いで解決できる内容のものがほとんどとなっています。しかしながら、近隣住民同士の関係の希薄化や、苦情を言うことによる関係の悪化への懸念から、行政の仲介を希望する声が多く見られます。

こうした状況から、市・市民及び事業者がそれぞれの役割分担の中で協働した取組みが重要になっています。

2 種類別件数とその概要

(1) 大気汚染

令和3年度の苦情件数は2件（久喜地区1件、鷲宮地区1件）でした。主な内容は、鉱物又は土石の堆積場における粉じんによるものでした。

(2) 水質汚濁

令和3年度の水質汚濁に関する苦情件数は0件でした。

(3) 悪臭

令和3年度の悪臭の苦情件数は1件（菖蒲地区1件）でした。悪臭は人によって感じ方の違う典型的な感覚公害であり、人によっては感じ方の差が大きいものです。その上、苦情を受けて現地を調査しても、原因を特定することができない場合もあります。原因が特定できた場合には、原因者に対し苦情があった旨を伝えています。

また、市内のすべての工場・事業場から発生する臭気全体が対象となります。

(4) 騒音・振動

令和3年度の苦情件数は1件（久喜地区1件）でした。苦情を受けた際には、現地の状況や必要な届け出の有無等を確認し、原因者に対して周囲への配慮をお願いしています。

(5) 不法投棄

令和3年度の苦情件数は5件でした。

市では不法投棄の防止を図るため、月2回の割合で、市全域を対象として市職員による環境保全巡回パトロールを実施し、不法投棄の早期発見及び撤去並びに生活環境の保全に努めています。

また、不法投棄物の中に所有者を特定できるようなものがあれば警察に連絡し、行為者の特定に努めています。

パトロールの中で、耕作されていない田畑や、空き地に廃棄物が投棄されている状況を目にします。これら不法投棄された廃棄物は、地権者の責任において処理もしくは撤去することになりますので、柵等を設ける等ごみを捨てられないように自己防衛手段をとることが必要です。

なお、不法投棄、ゴミのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置に関しては、禁止を呼びかける看板を市が無料で配布しています。

(6) その他

令和3年度の苦情件数は0件でした。

公害苦情種類別受付件数

種別 \ 年度	R1	R2	R3
大気汚染	7	8	2
水質汚濁	0	1	0
悪臭	2	3	1
騒音・振動	10	9	1
地盤沈下	0	0	0
土壌汚染	0	0	0
不法投棄	0	0	5
その他	1	3	0
合計	20	24	9

Ⅲ－１．大気環境の保全・交通対策（騒音・振動）

１ 大気汚染測定結果

（１）監視体制

埼玉県では、大気汚染の原因物質である微小粒子状物質（PM2.5）、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、一酸化炭素、非メタン炭化水素、メタン炭化水素、全炭化水素について、常時監視体制をとっています。市内には、この県の常時監視システムのうち2か所（久喜南中学校：一般環境測定局、本町7丁目地内県道さいたま栗橋線沿線端から3mの距離：自動車排出ガス測定局）が設置されています。

【久喜南中学校：一般環境測定局測定内容】

一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、PM2.5

【本町7丁目地内さいたま栗橋線沿線・3m地点：自動車排出ガス測定局測定内容】

一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、非メタン炭化水素、メタン炭化水素、全炭化水素、浮遊粒子状物質、PM2.5

なお、市においても、二酸化硫黄と二酸化窒素の測定を簡易測定法（フィルターバッグ法）により、市内5か所において実態調査を実施しています。

また、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく、ばい煙発生施設などを設置している事業所等については、埼玉県（東部環境管理事務所大気水質担当）や市が立ち入り検査を実施しています。立ち入り検査の結果、施設等に問題があれば指導や改善勧告などを行っています。勧告を受けた事業所は、改善内容について報告を義務付けられています。

（２）概況

主に石油等の燃料に含まれる硫黄分が燃焼して発生する硫黄酸化物のうち、二酸化硫黄（SO₂）について、市で実施した測定の結果、年平均では、前年度と比較して横ばいで、環境基準を達成しています。

自動車の排気ガスや、工場などから発生する窒素酸化物のうち二酸化窒素（NO₂）の測定の結果では、前年度と比較してほぼ横ばいで、環境基準を達成しています。窒素酸化物（NO+NO₂）の5年間の経年変化を見ても、減少傾向となっています。

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）で、その粒径が10μm以下の物質を浮遊粒子状物質（SPM）と呼んでいます。測定の結果では、前年と比較して横ばいで、1時間の測定値が環境基準を超過することはありませんでした。

市では大気環境保全の取り組みとして、アイドリング・ストップの呼びかけを行っています。駐停車中のアイドリングは、埼玉県生活環境保全条例において禁止されています。これに伴い、協力の呼びかけを行う他、横断幕を歩道橋等に設置し、運転手にも呼

びかけています。

ダイオキシン等の問題で関心の高い野外焼却については、通報による現地指導のほか、月2回の割合で環境保全巡回パトロールを実施しています。

(3) 大気汚染に係る環境基準

①大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること

※1 一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NO_x) には環境基準は定められていません。

※2 単位：ppm (パーツ・パー・ミリオン) 1ppm=0.0001%
mg/m³ (ミリグラム・パー・立方メートル)

②大気汚染に係る環境基準達成率

種別 \ 年度	R1	R2	R3
二酸化硫黄 (SO ₂)	12月/12月	12月/12月	12月/12月
浮遊粒子状物質 (SPM)	12月/12月	12月/12月	12月/12月
二酸化窒素 (NO ₂)	12月/12月	12月/12月	12月/12月
光化学オキシダント (Ox)	4月/12月	3月/12月	3月/12月
合計	40月/48月	39月/48月	40月/48月
環境基準達成率	83.33%	81.25%	83.33%

※1 埼玉県が設置している一般環境大気測定局 (久喜) 及び自動車排出ガス測定局 (久喜本町) の測定結果を基に算出しています。

※2 環境基準達成率は、項目ごとに1か月平均 (光化学オキシダント (Ox) は、1日

以上) で環境基準を超えた超過月を計測し、全体の月数で割り、超過していない割合を%で示しています。

③有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること

※ 単位：mg/m³（ミリグラム・パー・立方メートル）

大気汚染測定結果

二酸化硫黄(SO₂)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

令和2年度

(単位：ppm)

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.001未満	0.001未満	0.002	0.004	0.001	0.001未満	0.004	0.002	12
偕楽荘	0.001	0.001未満	0.001未満	0.002	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.005	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	12
あやめ会館	0.002	0.001	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001	12
栗橋西中学校	0.001未満	0.001	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.005	0.002	0.001未満	0.001未満	0.002	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.001未満	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001未満	0.001未満	0.005	0.001未満	0.002	0.001未満	0.002	12
平均値	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.004	0.001	0.001	0.002	0.002	60

令和3年度

(単位：ppm)

設置場所	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	平均値	測定数
	6月24日	8月3日	9月28日	11月30日	1月18日	3月8日		
工業団地管理センター	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001	6
偕楽荘	0.001	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	6
あやめ会館	0.001	0.001未満	0.003	0.002	0.002	0.001未満	0.002	6
栗橋西中学校	0.001未満	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001未満	0.001	6
鷺宮西コミュニティセンター	0.002	0.001	0.002	0.001未満	0.002	0.001未満	0.002	6
平均値	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	30

注：平均値において、0.001未満は報告下限値（0.001）として計算しました。

二酸化窒素(NO₂)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

令和2年度

(単位：ppm)

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.008	0.008	0.008	0.007	0.005	0.008	0.012	0.015	0.020	0.013	0.015	0.013	0.011	12
偕楽荘	0.005	0.006	0.007	0.006	0.005	0.006	0.008	0.013	0.016	0.013	0.013	0.011	0.009	12
あやめ会館	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.008	0.010	0.013	0.012	0.011	0.009	0.008	12
栗橋西中学校	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.007	0.011	0.014	0.011	0.011	0.009	0.008	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.007	0.011	0.016	0.011	0.011	0.009	0.008	12
平均値	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.008	0.012	0.016	0.012	0.012	0.010	0.009	60

令和3年度

(単位：ppm)

設置場所	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	平均値	測定数
	6月24日	8月3日	9月28日	11月30日	1月18日	3月8日		
工業団地管理センター	0.009	0.007	0.007	0.015	0.012	0.011	0.010	6
偕楽荘	0.007	0.006	0.006	0.014	0.01	0.01	0.008	6
あやめ会館	0.007	0.005	0.006	0.011	0.009	0.009	0.007	6
栗橋西中学校	0.005	0.004	0.005	0.010	0.008	0.007	0.006	6
鷺宮西コミュニティセンター	0.006	0.005	0.004	0.011	0.009	0.008	0.007	6
平均値	0.007	0.005	0.006	0.012	0.010	0.009	0.008	30

注：平均値において、0.001未満は報告下限値(0.001)として計算しました。

一酸化窒素(NO)

令和2年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.003	0.006	0.014	0.010	0.005	0.003	0.004
	1時間値の最高値	ppm	0.030	0.021	0.012	0.032	0.017	0.036	0.043	0.079	0.137	0.132	0.126	0.066	0.061
	日平均値の最高値	ppm	0.005	0.003	0.002	0.007	0.003	0.007	0.013	0.026	0.034	0.035	0.019	0.009	0.014
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.009	0.007	0.006	0.009	0.005	0.009	0.014	0.019	0.027	0.023	0.016	0.011	0.013
	1時間値の最高値	ppm	0.076	0.050	0.051	0.067	0.043	0.059	0.079	0.101	0.193	0.139	0.206	0.094	0.097
	日平均値の最高値	ppm	0.019	0.017	0.013	0.027	0.009	0.016	0.030	0.048	0.049	0.051	0.035	0.023	0.028

令和3年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.001	0.000	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.007	0.010	0.005	0.004	0.002	0.003
	1時間値の最高値	ppm	0.032	0.028	0.013	0.036	0.052	0.046	0.053	0.078	0.114	0.151	0.069	0.079	0.063
	日平均値の最高値	ppm	0.003	0.005	0.003	0.007	0.010	0.008	0.007	0.021	0.037	0.021	0.017	0.010	0.012
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.009	0.012	0.020	0.023	0.015	0.014	0.011	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.058	0.069	0.047	0.056	0.063	0.070	0.069	0.114	0.182	0.192	0.114	0.107	0.095
	日平均値の最高値	ppm	0.012	0.017	0.010	0.018	0.019	0.016	0.026	0.041	0.062	0.040	0.032	0.022	0.026

二酸化窒素(NO₂)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

令和2年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.009	0.008	0.008	0.009	0.007	0.007	0.011	0.016	0.019	0.018	0.016	0.012	0.012
	1時間値の最高値	ppm	0.049	0.035	0.035	0.029	0.024	0.026	0.035	0.057	0.058	0.061	0.048	0.040	0.041
	日平均値の最高値	ppm	0.017	0.016	0.012	0.015	0.013	0.015	0.018	0.029	0.034	0.034	0.032	0.025	0.022
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.012	0.012	0.011	0.011	0.009	0.010	0.014	0.018	0.022	0.021	0.018	0.015	0.014
	1時間値の最高値	ppm	0.042	0.038	0.040	0.031	0.029	0.032	0.037	0.055	0.061	0.058	0.058	0.048	0.044
	日平均値の最高値	ppm	0.022	0.019	0.017	0.020	0.016	0.019	0.023	0.030	0.038	0.039	0.034	0.032	0.026

令和3年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.009	0.009	0.008	0.007	0.006	0.007	0.010	0.016	0.016	0.013	0.014	0.012	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.050	0.032	0.047	0.025	0.021	0.031	0.041	0.049	0.051	0.047	0.051	0.051	0.041
	日平均値の最高値	ppm	0.021	0.016	0.017	0.015	0.011	0.014	0.018	0.028	0.030	0.026	0.025	0.021	0.020
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.012	0.012	0.010	0.010	0.008	0.011	0.014	0.020	0.020	0.016	0.017	0.016	0.014
	1時間値の最高値	ppm	0.045	0.033	0.040	0.030	0.029	0.037	0.042	0.051	0.056	0.050	0.054	0.051	0.043
	日平均値の最高値	ppm	0.025	0.020	0.020	0.021	0.015	0.017	0.023	0.032	0.036	0.031	0.029	0.027	0.025

窒素酸化物(NO_x)

令和2年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.010	0.009	0.009	0.011	0.008	0.009	0.013	0.022	0.032	0.027	0.021	0.015	0.016
	1時間値の最高値	ppm	0.079	0.045	0.040	0.055	0.041	0.056	0.061	0.112	0.171	0.171	0.174	0.103	0.092
	日平均値の最高値	ppm	0.022	0.017	0.013	0.022	0.015	0.019	0.028	0.052	0.064	0.063	0.047	0.033	0.033
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.021	0.018	0.018	0.020	0.014	0.019	0.028	0.037	0.049	0.044	0.034	0.026	0.027
	1時間値の最高値	ppm	0.115	0.088	0.078	0.087	0.072	0.090	0.106	0.132	0.242	0.185	0.264	0.142	0.133
	日平均値の最高値	ppm	0.037	0.033	0.030	0.047	0.024	0.034	0.051	0.078	0.086	0.090	0.065	0.055	0.053

令和3年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.009	0.009	0.008	0.007	0.006	0.007	0.010	0.016	0.016	0.013	0.014	0.012	0.011
	1時間値の最高値	ppm	0.050	0.032	0.047	0.025	0.021	0.031	0.041	0.049	0.051	0.047	0.051	0.051	0.041
	日平均値の最高値	ppm	0.021	0.016	0.017	0.015	0.011	0.014	0.018	0.028	0.030	0.026	0.025	0.021	0.020
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.012	0.012	0.010	0.010	0.008	0.011	0.014	0.020	0.020	0.016	0.017	0.016	0.014
	1時間値の最高値	ppm	0.045	0.033	0.040	0.030	0.029	0.037	0.042	0.051	0.056	0.050	0.054	0.051	0.043
	日平均値の最高値	ppm	0.025	0.020	0.020	0.021	0.015	0.017	0.023	0.032	0.036	0.031	0.029	0.027	0.025

浮遊粒子状物質 (SPM)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

令和2年度

(設置主体 埼玉県)

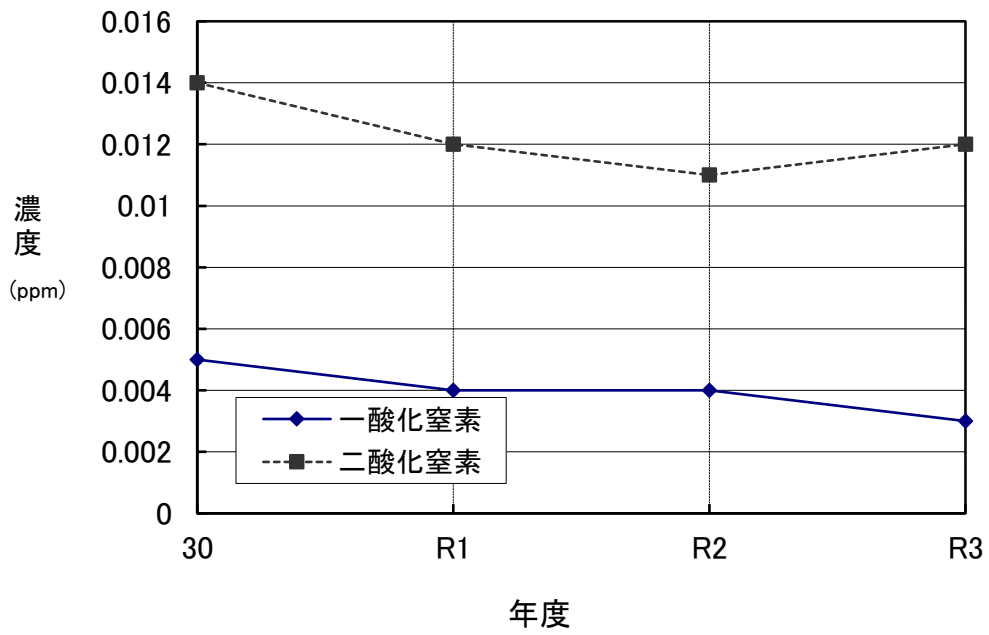
測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	mg/m ³	0.010	0.013	0.015	0.011	0.018	0.009	0.010	0.015	0.010	0.009	0.008	0.016	0.012
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.061	0.099	0.079	0.045	0.057	0.062	0.058	0.113	0.055	0.056	0.042	0.084	0.068
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.024	0.041	0.041	0.021	0.037	0.022	0.033	0.037	0.021	0.026	0.023	0.056	0.032
久喜本町 自排	月平均値	mg/m ³	0.014	0.018	0.020	0.015	0.022	0.014	0.016	0.021	0.016	0.014	0.013	0.018	0.017
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.066	0.097	0.076	0.040	0.056	0.036	0.069	0.071	0.077	0.054	0.045	0.101	0.066
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.030	0.049	0.048	0.024	0.041	0.026	0.041	0.047	0.031	0.037	0.033	0.068	0.040

令和3年度

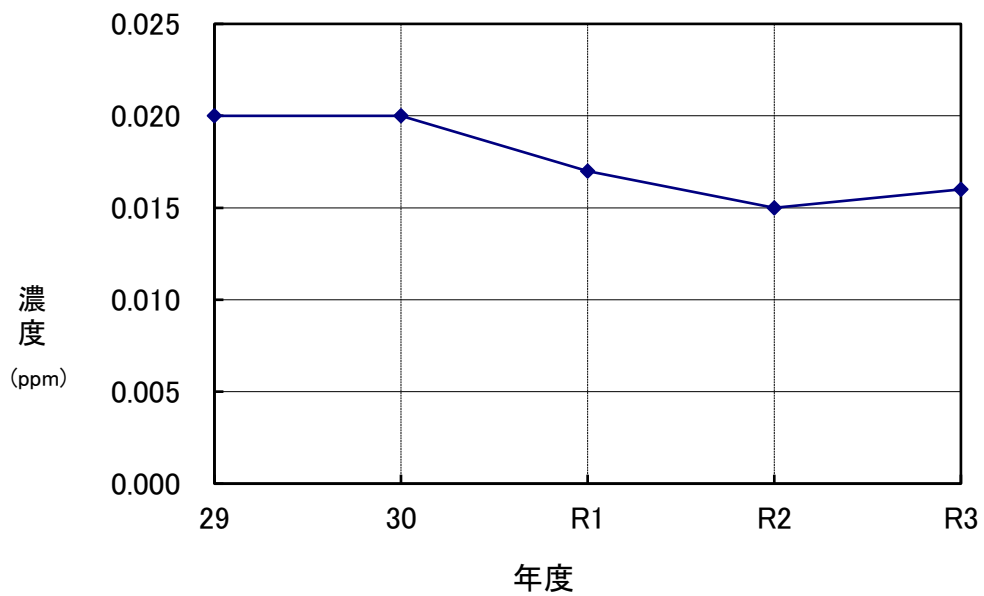
(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	mg/m ³	0.014	0.015	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012	0.014	0.011	0.001	0.009	0.014	0.012
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.068	0.063	0.051	0.059	0.062	0.039	0.050	0.057	0.038	0.032	0.031	0.055	0.050
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.039	0.043	0.028	0.028	0.037	0.024	0.024	0.028	0.022	0.019	0.019	0.030	0.028
久喜本町 自排	月平均値	mg/m ³	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012	0.014	0.012	0.009	0.009	0.015	0.013
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.083	0.057	0.053	0.062	0.057	0.047	0.050	0.057	0.044	0.033	0.036	0.056	0.053
	日平均値の最高値	mg/m ³	0.046	0.041	0.029	0.028	0.035	0.026	0.025	0.030	0.024	0.019	0.020	0.032	0.030

一酸化窒素・二酸化窒素年平均値経年変化
(一般環境測定局)



窒素酸化物年平均値経年変化
(一般環境測定局)



(4) 久喜市の状況について

① 大気規制関係事業場及び施設数の推移

区 分	施設数				
	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
大気汚染防止法	276(90)	308(92)	312(95)	317(103)	318(108)
埼玉県生活環境保全条例	95(34)	93(33)	91(33)	93(35)	103(37)

② 各種届出 (令和3年度)

区 分	設 置	使 用	変 更	氏名等 変 更	承 継	廃 止
大気汚染防止法	2(1)	0(0)	0(0)	5(1)	0(0)	2(0)
埼玉県生活環境保全条例	1(0)	0(0)	0(0)	7(0)	0(0)	2(0)

③ 公害防止統括者・監督者等の届出 (令和3年度)

区 分		件 数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者、公害防止管理者関係	5(0)
埼玉県生活環境保全条例	公害防止監督者、公害防止主任者関係	0(0)

④ 立入調査状況 (令和3年度)

区分	立入検査	行政措置
大気汚染防止法	21(2)	1(0)
埼玉県生活環境保全条例	5(0)	0(0)

※数値は県と市の合計で、うち、()内は市実施分。
平成29年度から、大気汚染防止法に係る一部事務が
市へ権限委譲されたため。

光化学オキシダント(O_x)

【環境基準】：1時間値が0.06ppm以下であること。

令和2年度

(設置主体 埼玉県)

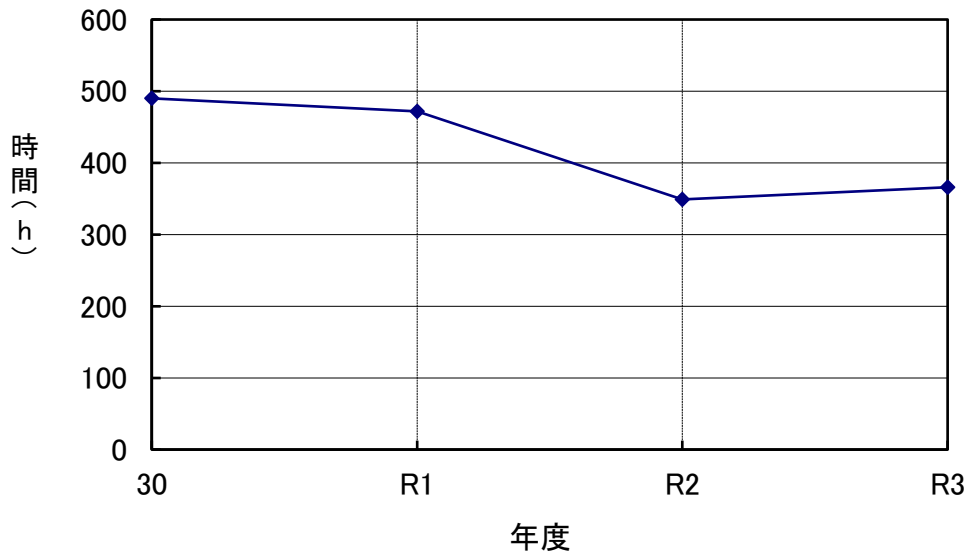
測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計値	
久喜（一般環境測定局）	昼間の1時間値が0.06ppm超過	日数	9	15	15	6	17	2	2	0	0	0	2	7	75	
		時間	40	75	88	20	87	9	10	0	0	0	3	17	349	
	昼間の1時間値が0.12ppm超過	日数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		時間	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.082	0.110	0.117	0.071	0.123	0.088	0.065	0.052	0.040	0.044	0.063	0.066		

令和3年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計値	
久喜（一般環境測定局）	昼間の1時間値が0.06ppm超過	日数	9	15	18	11	13	4	5	0	0	0	0	7	82	
		時間	32	78	87	50	54	19	22	0	0	0	0	24	366	
	昼間の1時間値が0.12ppm超過	日数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		時間	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.078	0.107	0.111	0.112	0.142	0.076	0.090	0.056	0.042	0.046	0.056	0.074		

光化学オキシダント経年変化
 昼間の1時間値0.06ppmの超過時間数



有害大気汚染物質調査結果

(調査地点：久喜南中学校、単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	調査時期	環境基準	R1年度 (R1. 12. 9~10)	R2年度 (R2. 12. 23~24)	R3年度 (R3. 12. 21~22)
ベンゼン		3 (0.003mg/m ³)	1.4	1.3	1.4
トリクロロエチレン		200 (0.2mg/m ³)	2.8	1.6	1.1
テトラクロロエチレン		200 (0.2mg/m ³)	0.046	0.160	0.090
ジクロロメタン		150 (0.15mg/m ³)	6.1	4.0	3.1

※ μg : mgの1,000分の1の値です

2 光化学スモッグ関連測定結果

(1) 監視体制

自動車の排気ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素などは、太陽からの紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし、過酸化性物質からなる光化学オキシダントのスモッグを発生します。これを光化学スモッグといい、息苦しくなったり、目がチカチカしたりする原因となります。また、植物にも被害を及ぼすことがあります。

埼玉県は光化学スモッグの被害を未然に防止するため、「埼玉県大気汚染緊急対策要綱」を定めています。この要綱に基づき県内56か所の基準測定局で光化学オキシダント濃度の常時監視体制をとり、県内（63市町村）を8地区に区分して（久喜市は「県北東部」に区分されている）注意報などの発令体制を整えています。市にはこの基準測定局が久喜南中学校敷地内に置かれています。

測定値が一定の基準に達すると「予報」「注意報」「警報」「重大緊急報」の4区分の発令が行われ、県から市及び消防署、大気汚染防止法で指定されている特定工場などにファックスなどで自動送信されます。特定工場では、この発令後に操業調整などを行うことになっています。

また、市では、学校、保育園等に発令状況を周知するシステムを整えているとともに、防災行政無線により、市民及び事業者へ周知しています。

なお、発令状況は、埼玉県大気環境課のホームページでもご覧になれます。
(<http://www.taiki-kansi.pref.saitama.lg.jp/smog.html>)

(2) 概況

令和3年度の光化学スモッグ緊急時の発令日数は、下表のとおりで、前年度と比べると発令回数が少なくなっています。

埼玉県北東部地区における月別の光化学スモッグ注意報発令状況

年度	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
R1年度	予報	0	3	0	0	6	0	0	9
	注意報	0	4	0	0	1	0	0	5
	警報	0	0	0	0	0	0	0	0
R2年度	予報	0	0	0	0	2	0	—	2
	注意報	0	0	0	0	4	0	—	4
	警報	0	0	0	0	0	0	—	0
R3年度	予報	0	0	0	0	1	0	0	1
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	1
	警報	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 光化学スモッグの発生しやすい気象条件

光化学スモッグ注意報等の発令に結びつきやすい気象条件は、これまでの傾向として次のとおりです。

天 気	午前、午後とも晴れ または 薄曇り
風	朝方に北よりの弱い風が吹き、日中は南よりの海風になり、日中の平均風速は、4m/s以下
気 温	日中に25℃以上（25℃程度の場合は9～15時の間の日射量がおおむね12.8MJ/m以上）
大気安定度（注）	上空1,000～1,500mに厚さ200～300m以上の逆転層等の強い安定層が形成されるような場合で、地上から1,500mの間の気温の下がる割合が0.6℃/100m以下

(注) 大気安定度

- 1 静止状態にある大気の大気安定度のことをいいます。
- 2 大気中に想定した空気塊を、何らかの方法で上空のある高さまで押し上げ、上昇の原因を取り除いたとき、その空気塊が
 - ①ますます上昇していく場合大気が不安定な状態
 - ②下降して元の高度に戻る場合大気が安定な状態
 - ③その高度にとどまり、上昇も下降もしない場合 . . .大気が中立な状態
- 3 安定な状態にあるほど大気は拡散されにくく、汚染物質がたまりやすくなります。

(4) 光化学スモッグ注意報・警報発令基準

区分	発 令 基 準
予 報	気象状況からみてオキシダント濃度が0.12ppm以上となることが予測される時
注意報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき
警 報	光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき
重大緊急報	光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

3 ダイオキシン類

(1) 概要

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成されてしまう物質です。主な発生源はごみ焼却などの燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があります。

そのため環境中に広く存在していますが、環境中や食品中に含まれる量が非常に微量なため、日常生活のなかで摂取する量では急性毒性が生じるようなことはありません。ダイオキシン類の慢性毒性（長期間継続して摂取した場合に問題となる毒性）としては、発がん性などが確認されています。

(2) 監視体制

埼玉県では、平成12年度からダイオキシン類の常時監視を開始しました。市内には、埼玉県の常時監視システムが1か所（久喜南中学校）設置されています。

① 環境大気中ダイオキシン類濃度調査結果の概要

埼玉県で測定した地点において、年平均値で環境基準値（年平均0.6 pg-TEQ/m³以下）を下回りました。

埼玉県		ダイオキシン類大気常時監視結果				(単位：pg-TEQ/m ³)
調査時期	調査地点	春季 (R3. 5. 28~6. 4)	夏季 (R3. 7. 13~20)	秋季 (R3. 10. 12~19)	冬季 (R4. 1. 11~18)	平均
	久喜南中学校	0.012	0.011	0.031	0.014	0.017

(3) 対策

ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで発生することから、市では「環境保全巡回パトロール」を実施し、野焼きを行っている事業者等に対する指導のほか、一般家庭でごみの焼却行為が行われている場合も、焼却行為をやめ、分別して衛生組合に出すよう指導を行っています。

廃棄物焼却炉については、届出と規制基準を遵守するよう指導を行っています。

ダイオキシン類は、物を燃焼する過程などで発生するので、燃やすごみの量を減らすことがダイオキシン類の発生量を抑制する上で効果的です。このため、私たち一人一人が環境に関心を持ち、ものを大切に長く使い、また、使い捨て製品の購入を控え、ごみの分別・リサイクルに努め、ごみの減量を図ることが大切です。

(4) ダイオキシン類に係る基準・規制

平成11年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月15日施行）により、ダイオキシン類に関する基準や規制等が定められています。

① ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設数（令和4年3月31日現在）

区 分	特定施設数
大気 排出基準が適用される特定施設	廃棄物焼却炉11件 製鋼用電気炉1件
水質 排出基準の対象となる特定施設	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設3件 フロン類破壊施設3件 下水道終末処理施設1件

② 特定施設に係る各種届出（令和3年度） ※県東部環境管理事務所受理

区分	使用	設置
大気関係	0	0
水質関係	0	0

4 PM2.5

PM2.5とは、大気中に浮遊している直径2.5マイクロメートル以下（1マイクロメートルは0.001ミリメートル）の微粒子のことです。

粒子が非常に小さく、肺の奥深くまで入り込みやすいことから、呼吸器系や循環器系などの健康への影響が心配されています。

（1）監視体制

埼玉県では、県内66か所で実施しているPM2.5の測定結果を基に、8時、12時30分、17時30分の1日3回、1日の平均濃度を予測しています。その結果、「健康に影響する可能性が高くなる」基準を超える高濃度になる恐れがある場合、PM2.5の注意情報が埼玉県から発表されます。

市では、埼玉県から注意情報が発表された場合、防災行政無線及びメール配信により市民及び事業者へ周知します。

注意情報の発表後、当日の13時以降に、注意喚起を行った地区内全ての測定局において1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善し、引き続く1時間値も $40\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善された場合は、注意喚起の解除を行います。

なお、解除の判断は19時30分までとし、19時30分までに解除できない場合は24時で自動的に解除となり、翌日以降に持ち越されることはありません。

（2）概況

令和3年度のPM2.5の注意情報の発令はありませんでした。

（3）規制基準等

環境省では、PM2.5が「健康に影響する可能性が高くなる」基準を「1日の平均濃度が、1立方メートルあたり70マイクログラム以上」と定めています。

また、環境省の専門委員会によって、「1日の平均濃度が、1立方メートルあたり35マイクログラム以下」と、PM2.5の環境基準が定められています。

（4）注意情報発表時の注意点

- ・不要不急の外出をできるだけ減らしてください。
- ・屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしてください。
- ・換気や窓の開閉を必要最低限にしてください。

※病弱な方、乳児、お年寄りの方などは影響を受けやすいと考えられるため、注意してください。

5 騒音・振動

(1) 監視体制

静穏な生活環境を保全するため、騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場や工事現場等から発生する騒音・振動に対して規制を行っています。

騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動を発生する機械類についてそれぞれ「特定施設」、埼玉県生活環境保全条例では「指定騒音施設」「指定騒音作業」「指定振動施設」を定め、設置者等に対し各種届出及び規制基準の遵守を義務づけています。

また、建設作業のうち特に大きな騒音・振動を発生する作業について、それぞれ「特定建設作業」を定め、各種届出及び規制基準の遵守を義務付けています。

市では、騒音・振動に係る苦情が発生した場合には、現地調査や指導等を行っています。

(2) 概況

令和3年度の苦情件数は1件でした。その内容は、建築工事に係る作業音や振動に関するものなどでした。

苦情を受けた際には、現地の状況を確認し、原因者に対し周囲への配慮をお願いしています。

(3) 騒音・振動に関する規制基準

① 特定工場等・指定騒音施設等の規制基準（騒音規制法第4条第1項・S54県告示）

区域区分		時間区分			
		朝 (午前6時～ 午前8時)	昼間 (午前8時～ 午後7時)	夕 (午後7時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 翌日の午前6時)
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域 都市計画区域外（一部地域）	50dB	55dB	50dB	45dB
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
4種	工業地域 工業専用地域（一部） ※本市においては、工業専用地域以外の区域との境界線から内側へ水平距離が100mまでの区域	65dB	70dB	65dB	60dB

※1 規制基準の特例 2種、3種、4種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内における規制基準は、それぞれの区域で定める当該値から5dB減じた値とします。

※2 測定場所は、特定工場等の敷地境界線とします。

※3 評価方法は、騒音の状況により異なります。

② 特定工場等・指定振動工場等の規制基準（振動規制法第4条第1項・S52県告示）

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	60dB	55dB
2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

※1 規制基準の特例 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内における規制基準は、それぞれの区域で定める当該値から5dB減じた値とします。

※2 測定場所は、特定工場等の敷地境界線とします。

※3 評価方法は、振動の状況により異なります。

③騒音規制法・振動規制法関係届出状況

特定施設の件数（令和4年3月31日現在）

種 類	区 分	騒音規制法		振動規制法	
		工場等実数	施設数	工場等実数	施設数
金属加工機械		48	268	11	59
空気圧縮機等		134	811	32	231
土石用破砕機等		14	22	6	7
織機		0	0	0	0
建設用資材製造機械		5	8	0	0
コンクリートブロックマシン等		0	0	0	0
穀物用製粉機		0	0	0	0
木材加工機械		4	14	0	0
抄紙機		0	0	0	0
印刷機械		13	137	1	56
ゴム練用・合成樹脂練用ロール機		0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機		12	139	0	0
鋳造型機		0	0	0	0
合 計		230	1399	50	353

④各種届出（令和3年度）

区分	設 置		使用全廃		数変更		防止の 方法変更	使用の 方法変更	氏名等 変更	承継
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数				
騒音規制法	5	29	0	0	0	0	0	0	4	0
振動規制法	2	10	0	0	0	0	0	0	1	0
合 計	7	39	0	0	0	0	0	0	5	0

⑤ 埼玉県生活環境保全条例関係届出状況

指定施設・指定作業の件数（令和4年3月31日現在）

施設名		工場等実数	施設数
指定騒音施設	木材加工機械	1	3
	合成樹脂用の粉碎機	3	33
	ペレタイザー	1	1
	コルゲートマシン	0	0
	シェイクアウトマシン	0	0
	ダイカスト機	0	0
	冷却塔	38	154
計		43	191
指定騒音作業	金属板のつち打作業	0	-
	ハンドグラインダー使用作業	4	-
	電気のこぎり等使用作業	1	-
	計	5	-
指定振動施設	シェイクアウトマシン	1	5
	オシレンティングコンベア	0	0
	計	1	5

⑥ 各種届出（令和3年度）

区分	設置		使用全廃		数変更		防止の方法	使用の方法	氏名等変更	承継
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数				
指定騒音施設	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
指定騒音作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定振動施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦ 公害防止統括者等の届出（令和3年度）

騒音関係		件数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者、公害防止管理者関係	3
埼玉県生活環境保全条例	公害防止監督者、公害防止主任者関係	2
振動関係		件数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者、公害防止管理者関係	3
埼玉県生活環境保全条例	公害防止監督者、公害防止主任者関係	2

⑧ 特定建設作業における騒音の基準（S43厚生省建設省告示・S54県告示）

区分 \ 区域	1号	2号	備考
基準値	85dB		作業場所の敷地境界線
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00	例外規定あり※
最大作業時間	10時間／日	14時間／日	例外規定あり※
最大作業日数	連続6日		例外規定あり※
作業禁止日	日曜日・休日		例外規定あり※

※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けています。

⑨ 特定建設作業における振動の基準（振動規制法施行規則別表第1）

区分 \ 区域	1号	2号	備考
基準値	75dB		作業場所の敷地境界線
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00	例外規定あり※
最大作業時間	10時間／日	14時間／日	例外規定あり※
最大作業日数	連続6日		例外規定あり※
作業禁止日	日曜日・休日		例外規定あり※

※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けています。

⑩ 区分の区域

1号区域	○第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園居住区域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域、都市計画区域外（一部地域） ○上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	工業地域、工業専用地域（騒音指定のみ）

⑪ 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数（令和3年度）

作業の種類	件数
くい打機	1
びょう打機	0
さく岩機	14
空気圧縮機	0
コンクリートアスファルトプラント	0
バックホウ	4
トラクターショベル	0
ブルドーザー	1
計	20

⑫ 振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数（令和3年度）

作業の種類	件数
くい打機等	1
鋼球	0
舗装版破砕機	0
ブレーカー	9
計	10

（４）自動車交通騒音・道路交通振動

① 監視体制

騒音規制法では、自動車交通騒音の状況を常時監視することとなっています。

自動車交通騒音常時監視の権限については、平成24年に県から市に移譲されたことから、市は、騒音規制法及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）に基づき、市内の全ての国道及び県道の常時監視を、5か年で実施します。

また、振動測定をあわせて実施し、実態の把握に努めています。

② 概況

令和3年度は、①一般国道4号、②一般国道125号、③春日部久喜線、④上尾久喜線、⑤下早見菖蒲線の調査及び面的評価を実施しました。

③騒音・振動の基準値

測定を実施した路線の環境基準は下表のとおりです。

なお、環境基準については、道路の種類、用途地域や車線数により異なります。

道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

地域の区分		昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
A 地域	第1種低層住居専用地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	第2種低層住居専用地域		
	田園居住地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
近接空間	幹線交通を担う道路より	70デシベル以下	65デシベル以下
	15メートル（2車線以下）		
	20メートル（3車線以上）		

④騒音・振動測定結果

騒音・振動測定結果

時間帯	騒音 (dB(A))		振動 (dB)	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~8:00
一般国道4号	70	66	47	40
一般国道125号	63	59	39	34
春日部久喜線	62	57	43	34
上尾久喜線	66	59	45	36
下早見菖蒲線	66	63	48	40
環境基準	70	65	—	—
要請限度	75	70	65	60

※要請限度とは

・自動車騒音の要請限度（騒音規制法）

市長は、規制地域内で騒音の大きさを測定した場合において、自動車騒音が総理府令で定める限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による最高速度の制限等の交通規制の措置をとるべきことを要請するものとされています。また、必要があると認めるときは、舗装の改良その他の道路構造の改善等自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

・道路交通振動の要請限度（振動規制法）

市長は、測定の結果、道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとされています。

⑤ 面的評価結果

面的評価結果

	調査対象戸数	環境基準達成率(%)
一般国道4号	211	85.8
一般国道125号	303	99.0
春日部久喜線	1295	96.8
上尾久喜線	473	99.2
下早見菖蒲線	6	100.0

※面的評価

「面的評価」とは、道路から50メートル以内の帯状の地域について、建物ごとに騒音の状況を推計し、環境基準を満たしている建物の割合を求めることで評価を行う方法です。

(4) 新幹線鉄道騒音・振動

① 監視体制

東北新幹線における騒音・振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」（昭和51年環境庁長官から運輸大臣あて）に基づく指針値との適合状況を把握するため、県が測定を実施しています。

② 概況

県環境部水環境課測定では、騒音について全ての地点において環境基準（類型Ⅰの地域：基準値70デシベル）を達成していました。振動は指針値を超えていませんでした。

この結果と周辺の状況等を勘案し、必要に応じて対応を行っていきます。

③ 新幹線鉄道の環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示）

地域の類型	基準値
Ⅰ	70dB以下
Ⅱ	75dB以下

（注1）Ⅰをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

④新幹線鉄道の振動の指針（昭和51年3月21日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」について）

ア 70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じる。

イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

⑤東北新幹線騒音・振動測定結果

東北新幹線 騒音・振動測定結果（県環境部水環境課測定）

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、久喜市内での測定は実施しませんでした。

（5）深夜営業騒音

①監視体制

飲食店等の深夜営業に伴うカラオケ音や、駐車場における利用客の話し声、自動車のアイドリング音による騒音が問題となっています。

埼玉県生活環境保全条例において、夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために、深夜営業及び音響機器の使用について制限をしています。

市では、音響機器を使用して飲食店経営を予定している方が、幸手保健所への営業許可申請を行う際の事前協議において、①県生活環境保全条例の規制基準を遵守すること、②駐車場での騒音発生を防止するための対策を講じること、③苦情が発生した場合、速やかにその解決にあたることの3点について、指導を行っています。

また、苦情が発生した場合には、現地調査や指導等を行っています。

②概況

令和3年度の苦情件数は0件でした。

③深夜営業における規制基準

ア 規制対象営業

飲食店、ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、小売店（店舗面積が500㎡以上）、公衆浴場（保養を目的とするもの）の営業。

騒音の規制基準（最大騒音レベル）

用途地域	規制基準値 (午後10時から翌日の午前6時)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画地域外	45dB
近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域 工業専用地域	50dB

イ 深夜における音響機器の使用禁止

規制対象営業を行っている方が、音響機器の使用が禁止されている用途地域内で、深夜（午後11時から翌日の午前6時）営業を行う場合、次に掲げる音響機器の使用は禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合は除かれます。

深夜音響機器の使用禁止となる用途地域は、商業・工業・工業専用地域以外です。

使用禁止となる音響機器
カラオケ装置、ステレオセットその他の音声機器、拡声装置、録音・再生装置、有線ラジオ放送装置（受信装置に限る）、楽器

(6) その他の騒音・振動

① 環境基準

一般地域の騒音に対する環境基準 (H10環境庁告示・H11県告示)

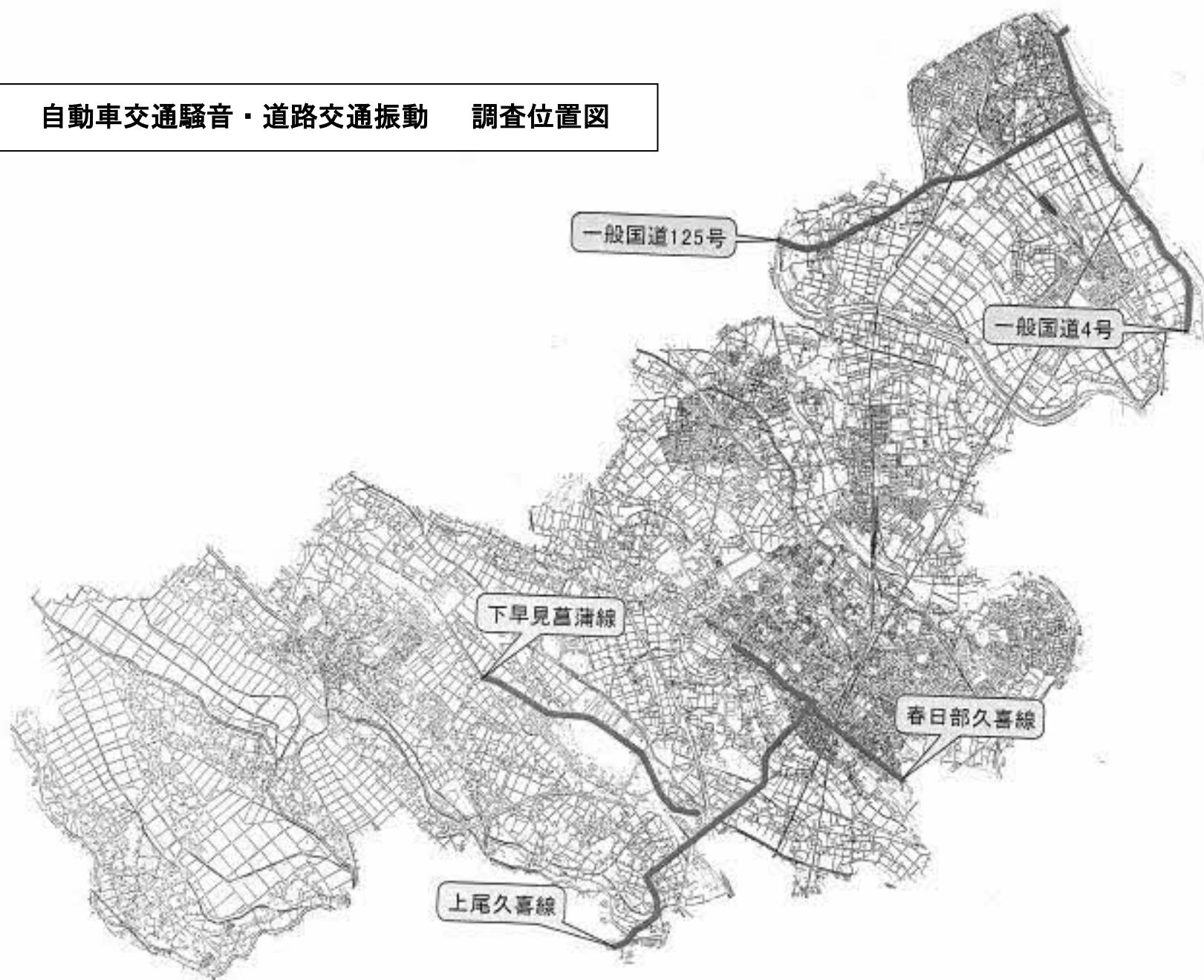
地域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	55dB以下	45dB以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

※1 原則として、工業専用地域については適用されません。

※2 評価手法は、等価騒音レベル (Leq) に依ります。



自動車交通騒音・道路交通振動 調査位置図



6 悪臭

(1) 監視体制

悪臭公害は、工場・事業場などから排出される悪臭をもつ物質が、付近の住民の嗅覚を刺激し、不快感などをもたらすもので、騒音・振動とともに感覚公害と呼ばれています。

悪臭防止法では、「市町村長は規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより、住民の生活環境が損なわれていると認められたときは、その事業場の設置者に対し、指導勧告及び改善命令することができる」と規定しています。

市では、工場・事業場から発生する悪臭に係る苦情が発生した場合、現地調査や指導等を行っています。

(2) 概況

令和3年度の苦情件数は1件でした。

(3) 規制基準等

悪臭防止法

①敷地境界線における規制基準（第1号規制基準）

（施行規則第1条、施行規則第6条）

区 域 区 分		基 準 値
A 区 域	（B、C区域を除く区域）	臭気指数15
B 区 域	（農業振興地域）	臭気指数18
C 区 域	（工業地域・工業専用地域）	臭気指数18

※久喜市における規制基準

②排出口における規制基準（第2号規制基準）

（施行規則第6条の2）

基準は、敷地境界線（第1号規制基準）の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

③排出水中の規制基準（第3号規制基準）

（施行規則第6条の3）

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。臭気指数とは、ある工場や事業場のおいを無臭空気で薄めていき、においが感じられなくなったときの希釈倍率（これを臭気濃度といいます。）を求め、その常用対数に10を乗じた数値のことです。この測定は、原則6人の人が実際に自分の鼻で行い、臭気判定士（国家資格）資格を持った人の

監督のもとに行われますので、精度は十分に確保されます。

臭気指数規制は、この数値によって規制を行うこととなります。

※臭気指数

臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値。

臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ (臭気濃度)

例：臭気濃度 63 の場合・・・ $10 \times \log_{10}$ (63) \approx 18 臭気指数は 18 となる。

(4) 規制対象

臭気指数規制では、すべての工場・事業場が規制対象となります。

Ⅲ－２．水環境の保全

１ 監視体制

埼玉県や国土交通省、独立行政法人水資源機構等は、県内の44河川、94地点で測定を行っています。市内には測定地点がありませんが、関係河川としては中川の行幸橋（幸手市）、大落古利根川の杉戸古川橋（杉戸町）、元荒川の八幡橋（白岡市、蓮田市）で測定が行われています（いずれの河川も環境基準ではC類型）。

調査内容は、水素イオン濃度（pH）などの生活環境項目、カドミウムなどの健康項目、銅などの特殊項目等を測定しています（「公共水域及び地下水の水質測定結果」－埼玉県・水環境課発行）。

なお、市では、独自に市内36河川（用排水路を含む）42か所と4湖沼4か所、合計46か所において、生活環境項目の水質測定を年2回（灌漑期－夏季、非灌漑期－冬季）を行っています。このうち、一級河川等の一部の河川については、夏季の測定時に健康項目の水質測定を併せて行っています。

また、埼玉県からの権限移譲により、平成27年4月から水質汚濁防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく特定事業場等への立ち入り検査については、市で行っています。

２ 概況

市が行っている河川水質調査の結果は、上述したように大落古利根川が環境基準でC類型に分類されていることから、この基準と比較していますが、市内の河川水質について一部河川等を除き大きな変化は見られておりません。環境基準を超過している項目がいくつか見られますが、水量の低下や、それに伴って流れが滞ってしまっていることが原因と考えられます。

水質汚濁の原因を大きく分けると、工場や事業所の排水と家庭から排出される生活雑排水に区分されます。工場や事業所の排水は公共用水域（公共利用のための河川、湖沼などの水域や水路、下水道は除く）や下水道に排出されるまでは水質汚濁防止法で規制されています。

生活雑排水対策については、公共下水道の整備とともに、現在、公共下水道と集落排水施設整備の狭間の部分の対策として、合併処理浄化槽の普及に努めています。

近年は、日常生活から排出される炊事、洗濯、入浴等の未処理の生活雑排水が水質汚濁の主因となってきています。家庭における洗剤の使用量の削減や、使用済み食用油の処理・再利用の研究なども重要になってきています。

なお、プラスチックごみが河川から海洋に流出することによる海洋汚染が地球規模で広がっており、その海洋プラスチックごみが、波や紫外線の影響を受けて、粒子状のマイクロプラスチックになった場合、海洋生物の体内に取り込まれ生態系への悪影響が大きいことから、特に河川に不法投棄されたプラスチックごみの清掃が重要になってきています。

3 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準(C類型)

項 目	基 準 値
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/ℓ以下
浮遊物質 (SS)	50mg/ℓ以下
溶存酸素量 (DO)	5mg/ℓ以上

※ 73 から 95 ページの生活環境項目の測定結果では、COD (化学的酸素要求量)、全窒素、全リン、塩化物イオンも測定していますが、これらについての環境基準はありません。

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	フッ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ホウ素	1mg/ℓ以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキササン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

※1 基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。

※2 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

河川等水質測定結果（生活環境項目）

採水地点 測定項目	1 青毛堀川（上流） 内野橋付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	13:35	13:30	10:15	10:05
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	35.7	10.2	22.1	7.2
水温	28.8	10.3	21.1	7.7
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡黄色濁	淡黄色濁
臭気	弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	45.0	>50.0	38.6
pH	7.3	7.5	7.3	7.3
BOD	3.6	11.0	2.3	7.6
COD	5.2	9.6	3.9	10.1
SS	8	11	15	9
DO	7.2	6.8	6.6	7.5
全窒素	1.80	12.00	2.10	10.60
全リン	0.120	0.790	0.165	1.120
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	2 青毛堀川（下流） 河原橋付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	8:50	8:45	12:05	11:45
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	30.3	6.0	22.8	10.7
水温	27.5	7.2	21.8	9.2
外観	淡黄色濁	淡黄色透	淡灰色濁	淡灰色濁
臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱藻臭
透視度	37.2	28.7	>50.0	40.8
pH	7.1	7.4	7.4	7.4
BOD	3.9	12.0	1.3	5.6
COD	5.0	9	4.6	7.5
SS	20	26	20	8
DO	5.6	7.6	6.6	10.4
全窒素	2.10	11.00	1.87	7.71
全リン	0.220	0.670	0.131	0.456
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	3 備前堀川 (上流) 塚田橋付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	10:20	9:55	9:30	9:30
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	左岸	左岸	流心	流心
気温	29.3	4.4	22.4	3.8
水温	27.0	2.5	21.7	1.5
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡白色濁	淡黄灰色濁
臭気	弱土臭	無臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	45.2	33.3
pH	6.8	7.7	7.0	7.6
BOD	2.1	1.3	0.6	1.5
COD	3.8	3.4	3.2	4.4
SS	8	4	10	7
DO	5.0	12.0	6.0	13.2
全窒素	1.30	2.00	1.49	2.72
全リン	0.085	0.110	0.077	0.143
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	4 備前堀川 (下流) 道地橋付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	10:50	10:50	10:10	9:35
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	31.6	12.2	24.6	6.1
水温	28.1	6.5	21.6	4.2
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰色濁	淡黄白色濁
臭気	無臭	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.1	7.7	7.2	7.5
BOD	1.8	2.3	0.5	1.5
COD	4.4	4.4	3.8	4.3
SS	10	6	18	4
DO	7.1	10.8	7.9	13.0
全窒素	1.20	2.00	1.34	3.09
全リン	0.110	0.130	0.069	0.142
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	5 五ヶ村落 割目橋付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	10:00	9:40	9:10	9:15
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	29.0	3.9	23.3	3.6
水温	26.2	4.2	21.6	3.5
外観	淡黄色透	淡黄色濁	淡灰色濁	淡灰黄色濁
臭気	無臭	弱土臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	31.0	11.0	26.8	22.6
pH	6.9	7.0	6.9	7.2
BOD	2.1	3.9	0.6	2.7
COD	4.4	6.4	3.5	5.4
SS	16	20	12	13
DO	5.8	7.0	6.8	9.1
全窒素	1.50	5.10	1.73	6.36
全リン	0.1	0.22	0.098	0.192
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	6 備前前堀川 皆代橋付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	10:15	10:20	10:30	9:55
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	31.4	11.5	22.6	6.9
水温	28.6	7.4	22.0	4.8
外観	無色透明	淡黄色透	淡灰色濁	淡黄白色濁
臭気	弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.0	7.7	7.3	7.3
BOD	2.5	4.4	0.8	2.5
COD	4.2	6.0	3.9	4.2
SS	7	8	23	4
DO	5.4	9.5	8.2	11.8
全窒素	1.60	4.40	1.81	4.24
全リン	0.088	0.180	0.084	0.132
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	7 姫宮落 (上流) 逆門橋付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	16:10	13:55	13:40	14:15
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	32.7	12.3	22.0	11.8
水温	28.8	10.5	22.6	10.4
外観	無色透明	淡黄色透	無色透明	無色透明
臭気	中鉄物油臭	弱鉄物油臭	中鉄物油臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.2	7.3	7.3	7.3
BOD	26.0	24.0	5.6	2.3
COD	20.0	15.0	12.7	11.6
SS	8	8	7	5
DO	1.4	2.2	1.3	1.7
全窒素	5.40	5.70	76.40	13.20
全リン	10.000	14.000	8.160	10.300
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	8 姫宮落 (下流) 日本きのこセンター付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	11:40	11:10	9:00	8:35
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	32.3	12.5	22.0	4.5
水温	30.7	7.0	21.6	4.1
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡黄色濁	淡黄色濁
臭気	弱下水臭	無臭	弱下水臭	無臭
透視度	>50.0	36.4	>50.0	>50.0
pH	7.1	7.7	7.1	7.5
BOD	2.7	2.9	0.8	1.9
COD	4.4	5.6	3.7	5.5
SS	9	8	9	7
DO	8.4	11.5	4.7	11.8
全窒素	1.80	4.20	2.06	3.59
全リン	0.200	0.420	0.143	0.255
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	9 中 落 堀 川 (上流) 向地大橋			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	9:45	9:35	11:00	10:35
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	30.9	9.3	23.0	8.0
水温	27.9	5.2	21.7	5.4
外観	淡黄色透	無色透明	淡灰色濁	無色透明
臭気	無臭	無臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.5	7.6	7.6	7.7
BOD	2.0	2.5	0.8	1.5
COD	3.8	4.8	3.4	4.2
SS	9	4	8	2
DO	7.2	9.2	8.5	13.5
全窒素	1.80	3.00	1.91	3.21
全リン	0.098	0.1	0.073	0.080
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	10 中 落 堀 川 (下流) 備中岐橋付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R1. 17
採水時刻	9:15	9:05	11:00	11:25
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	30.5	7.6	23.0	10.2
水温	28.4	16.7	21.7	17.4
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰色濁	淡黄色透
臭気	中下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水処理臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.1	6.8	7.6	6.7
BOD	3.1	5.3	0.8	3.2
COD	6.6	9.0	3.4	9.9
SS	6	3	8	4
DO	6.4	7.0	8.5	7.5
全窒素	5.40	9.40	1.91	11.90
全リン	0.680	1.200	0.073	1.480
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	11 磯沼落 備前前堀川合流付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	8:00	13:40	14:05	14:40
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	28.2	12.8	22.0	10.8
水温	26.2	11.5	21.6	9.5
外観	無色透明	淡黄色透	淡灰色濁	淡灰黄色濁
臭気	弱藻臭	弱土臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.0	9.1	7.4	8.9
BOD	1.4	5.6	0.7	4.6
COD	4.0	7.8	3.4	7.0
SS	8	11	14	7
DO	6.4	15.0	8.5	20.0
全窒素	1.80	6.10	1.74	3.35
全リン	0.090	0.320	0.081	0.189
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	12 江川落 庄兵衛堀川合流付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	8:25	14:10	14:15	15:00
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	28.2	12.1	20.7	10.8
水温	25.6	10.9	20.7	8.9
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰色濁	淡白色濁
臭気	弱藻臭	弱土臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	44.5	>50.0	>50.0	>50.0
pH	6.8	7.6	7.0	7.6
BOD	2.2	0.9	0.5	0.7
COD	5.0	3.4	3.4	3.0
SS	16	5	11	2
DO	5.9	10.7	6.9	10.9
全窒素	1.40	0.66	1.41	1.32
全リン	0.120	0.059	0.066	0.030
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	13 椎名落 古久喜公園付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	15:15	15:05	13:10	13:50
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	34.8	8.0	22.1	12.7
水温	28.7	6.8	21.4	9.4
外観	淡黄色透	濃茶色濁	淡黄色透	淡灰黄色濁
臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	30.0	12.0	>50.0	>50.0
pH	7.6	9.3	7.9	8.1
BOD	2.8	24.0	0.7	5.4
COD	4.2	17.0	2.7	6.0
SS	17	99	2	5
DO	7.3	16.9	9.4	15.9
全窒素	1.70	3.70	1.75	3.46
全リン	0.120	0.510	0.066	0.167
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	14 稲荷台用水 県道幸手久喜線交差点付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	8:10	7:55	12:50	13:30
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	28.6	3.9	22.3	12.0
水温	27.2	4.8	21.3	7.6
外観	無色透明	無色透明	淡灰黄色濁	淡黄色濁
臭気	無臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	43.7	43.7
pH	7.0	7.3	7.5	7.4
BOD	3.8	4.3	1.2	3.5
COD	4.4	7.4	3.6	6.3
SS	17	2	16	4
DO	4.2	6.2	8.2	7.6
全窒素	2.40	5.30	1.89	3.40
全リン	0.170	0.330	0.116	0.126
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	15 天王新堀 青毛堀川合流付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	8:25	8:15	12:35	13:10
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	28.7	4.5	22.7	11.3
水温	27.1	3.8	21.6	7.9
外観	淡黄色透	無色透明	淡黄色濁	淡灰黄色濁
臭気	無臭	無臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.2	7.6	7.4	7.6
BOD	2.6	3.5	0.8	3.7
COD	3.8	4.4	3.7	5.7
SS	7	9	11	4
DO	6.1	10.1	7.1	12.5
全窒素	2.00	3.30	1.72	5.47
全リン	0.110	0.210	0.076	0.367
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	16 平沼落 青葉小学校付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	8:35	8:30	12:20	12:00
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	28.9	4.5	22.6	10.2
水温	27.5	4.2	22.3	6.2
外観	無色透明	淡黄色透	淡黄色濁	淡灰黄色濁
臭気	無臭	弱藻臭	無臭	無臭
透視度	>50.0	26.0	>50.0	>50.0
pH	7.2	8.1	7.5	7.6
BOD	2.9	10.0	<0.5	2.5
COD	4.0	11.0	3.6	5.4
SS	7	28	3	4
DO	4.9	12.7	7.9	13.6
全窒素	1.70	1.30	0.93	1.44
全リン	0.110	0.170	0.054	0.090
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	17 蓮ヶ原 落 東一橋付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	9:30	9:25	11:20	10:50
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	30.8	8.7	23.1	8.2
水温	27.3	4.5	21.0	4.7
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰色濁	淡灰黄色濁
臭気	無臭	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.4	7.4	7.4	7.2
BOD	2.5	2.7	0.7	2.2
COD	4.4	4.2	2.7	4.4
SS	14	5	6	3
DO	6.9	9.0	7.8	10.0
全窒素	2.10	2.80	1.95	3.32
全リン	0.084	0.044	0.053	0.063
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	18 仏供田 落 筋違橋付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	10:05	10:05	10:50	10:10
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	31.2	11.1	22.5	7.0
水温	28.8	5.2	24.1	6.0
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡黄色透	淡灰色濁
臭気	弱土臭	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	>50.0	36.6	>50.0	>50.0
pH	7.2	8.6	8.8	8.1
BOD	2.4	8.6	1.0	7.3
COD	4.2	13.0	3.4	8.8
SS	10	41	2	4
DO	8.5	15.1	16.4	20.0
全窒素	1.80	7.20	1.52	4.50
全リン	0.120	0.220	0.069	0.146
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	19 江 面 落 備前堀川合流付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	10:30	10:35	9:55	9:15
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	左岸	流心	流心
気温	31.6	10.0	23.2	4.7
水温	27.4	7.1	20.6	4.6
外観	淡黄色濁	淡黄色透	淡黄白色濁	淡灰黄色濁
臭気	中下水臭	弱藻臭	弱藻臭	無臭
透視度	23.6	>50.0	>50.0	44.2
pH	7.0	7.8	7.1	7.3
BOD	4.0	0.9	0.7	0.9
COD	5.2	5.8	4.0	4.1
SS	24	16	7	4
DO	4.4	10.2	4.9	10.4
全窒素	1.50	3.00	2.38	3.33
全リン	0.160	0.110	0.068	0.091
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	20 清 久 大 池 清久中継ポンプ場付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	9:45	9:20	9:15	9:15
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	-	-	-	-
気温	28.5	2.1	21.9	4.9
水温	30.3	5.8	24.8	4.6
外観	淡黄色透	淡黄色透	無色透明	無色透明
臭気	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	無臭
透視度	>50.0	36.4	>50.0	>50.0
pH	8.3	7.3	7.7	7.8
BOD	2.1	2.5	2.0	2.0
COD	7.0	5.8	5.2	5.3
SS	5	7	4	2
DO	7.8	10.8	7.6	12.2
全窒素	0.54	0.49	0.74	0.36
全リン	0.044	0.048	0.037	0.026
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	21 久喜菖蒲工業団地遊水池 河原井浄水場取水口付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	9:15	9:00	9:00	9:00
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	-	-	-	-
気温	28.2	1.7	21.7	4.6
水温	30.0	5.4	19.5	3.8
外観	淡黄色透	無色透明	無色透明	無色透明
臭気	弱藻臭	無臭	無臭	無臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	8.7	7.4	7.6	7.9
BOD	2.0	2.0	0.7	1.4
COD	6.0	4.4	3.8	4.2
SS	3	6	2	2
DO	9.2	10.9	5.8	12.2
全窒素	0.47	0.41	0.59	0.47
全リン	0.040	0.030	0.021	0.018
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	22 栢間赤堀 一本木橋付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	15:05	15:10	13:00	12:15
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	32.7	11.9	20.9	8.0
水温	30.0	8.0	21.3	4.8
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡白色濁	淡黄色濁
臭気	弱土臭	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	40.0	36.5	43.0	>50.0
pH	7.0	7.6	7.2	7.0
BOD	1.3	4.2	0.6	1.3
COD	4.6	7.0	4.4	4.2
SS	10	8	20	4
DO	7.9	11.2	7.2	9.6
全窒素	0.84	6.20	1.53	4.99
全リン	0.130	0.350	0.123	0.174
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	23 星 川 手城橋付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	15:40	14:35	13:55	12:50
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	32.7	12.0	21.8	9.2
水温	28.4	9.2	20.4	5.0
外観	淡黄色透	無色透明	淡白色濁	無色透明
臭気	弱下水臭	無臭	弱藻臭	無臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.7	8.3	7.6	7.6
BOD	1.4	1.4	<0.5	1.0
COD	3.0	3.0	2.7	3.0
SS	11	9	18	2
DO	8.0	12.7	9.0	14.0
全窒素	1.90	2.60	1.94	2.07
全リン	0.100	0.120	0.093	0.066
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	24 野 通 川 正眼寺橋付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	14:05	13:50	11:55	11:25
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	33.0	6.3	21.8	5.3
水温	28.2	4.9	21.3	2.4
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡白色濁	淡灰色透
臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	36.3	>50.0	>50.0
pH	7.0	7.8	7.2	7.5
BOD	1.3	4.0	0.8	3.3
COD	4.2	6.8	3.7	6.2
SS	9	7	10	3
DO	7.7	10.6	7.9	11.1
全窒素	1.30	5.50	1.74	5.41
全リン	0.130	0.150	0.116	0.419
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	25 中堀第1雨水幹線 菖蒲陣屋交差点付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	10:35	10:10	9:45	9:40
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	29.9	4.8	22.7	4.0
水温	28.0	7.5	21.3	2.9
外観	無色透明	無色透明	淡白色濁	淡黄色濁
臭気	無臭	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.2	7.5	7.1	7.2
BOD	1.6	2.1	<0.5	4.6
COD	3.4	3.8	3.4	4.3
SS	15	1	15	6
DO	7.7	8.8	8.3	8.0
全窒素	1.70	5.70	1.84	5.01
全リン	0.099	0.570	0.087	0.072
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	26 中堀第2雨水幹線 菖蒲北交差点付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	11:25	11:10	10:00	10:00
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	31.1	4.8	22.7	4.6
水温	27.9	6.2	22.0	5.1
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡白色濁	淡灰色濁
臭気	無臭	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.6	7.4	7.4	7.2
BOD	1.5	4.4	1.1	4.4
COD	4.4	7.0	3.3	5.5
SS	10	6	2	7
DO	8.1	8.0	7.2	8.3
全窒素	2.10	6.80	3.12	5.69
全リン	0.140	0.370	0.124	0.222
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	27 中堀第3雨水幹線 菖蒲町菖蒲4989-2地先			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	11:10	10:50	10:30	10:10
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	30.6	4.9	24.1	4.6
水温	27.3	4.9	21.7	5.8
外観	無色透明	淡黄色透	淡白色濁	淡黄色濁
臭気	無臭	中下水臭	無臭	弱下水臭
透視度	>50.0	17.0	>50.0	>50.0
pH	7.4	7.7	7.5	7.4
BOD	1.6	37	3.7	8.8
COD	4.0	28.0	6.2	10.7
SS	12	30	4	7
DO	7.6	6.7	5.5	7.3
全窒素	1.90	22.00	5.38	10.00
全リン	0.110	3.000	0.350	0.415
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	28 中堀第4雨水幹線 菖蒲町三箇2421-4地先			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	11:00	10:25	10:45	10:30
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	30.4	5.2	21.2	5.3
水温	27.8	4.0	21.5	5.9
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡白色濁	淡黄色濁
臭気	無臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	22.5	>50.0	44.4
pH	7.0	7.4	7.1	7.2
BOD	3.6	16	1.8	10.9
COD	6.4	8.2	4.1	8.3
SS	35	19	4	13
DO	7.3	7.9	6.7	7.4
全窒素	2.00	8.70	2.60	9.16
全リン	0.210	0.880	0.112	0.456
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	29 新堀雨水幹線 菖蒲町新堀223-3地先			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	13. : 20	13:00	11:20	10:55
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	32.5	6.2	22.0	5.6
水温	28.5	9.6	20.4	7.4
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡白色濁	淡灰黄色濁
臭気	無臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.5	7.4	7.5	7.3
BOD	1.7	7.3	1.0	4.7
COD	3.8	6.0	2.7	5.6
SS	13	10	13	6
DO	7.8	5.4	8.4	5.8
全窒素	1.80	4.30	2.11	5.43
全リン	0.140	0.290	0.108	0.251
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	30 附廻堀 菖蒲町新堀116-3地先			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	13:40	13:30	11:30	11:05
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	32.7	6.2	21.7	5.4
水温	31.2	5.5	21.5	2.0
外観	無色透明	淡黄色透	淡白色濁	淡黄色濁
臭気	無臭	無臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	7.5	8.5	7.3	8.3
BOD	0.5	13.0	<0.5	2.3
COD	3.4	19.0	3.0	5.4
SS	1	8	12	2
DO	10.5	15.3	8.7	19.6
全窒素	1.30	7.60	1.55	2.88
全リン	0.120	0.850	0.090	0.079
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	31 小林排水路 菖蒲町小林1853-3地先			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	14:20	14:10	12:15	11:40
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	33.3	6.3	22.6	6.0
水温	28.9	7.3	21.0	4.0
外観	無色透明	濃茶色濁	淡白色濁	淡灰色濁
臭気	無臭	弱土臭	無臭	弱下水臭
透視度	>50.0	8.0	>50.0	>50.0
pH	7.2	7.6	6.9	7.4
BOD	2.2	3.9	<0.5	2.2
COD	4.2	8.4	2.4	3.8
SS	4	94	5	12
DO	5.9	7.9	5.6	11.3
全窒素	2.00	9.40	4.03	4.30
全リン	0.100	0.510	0.055	0.060
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	32 下野寺排水路 県道川越栗橋線交差点付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 8	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	14:35	14:40	12:30	12:00
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	33.5	6.4	21.2	6.2
水温	29.8	5.5	21.3	2.5
外観	淡黄色濁	濃白色濁	淡白色濁	淡灰色濁
臭気	弱下水臭	強下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	36.5	11.0	>50.0	>50.0
pH	7.1	6.1	6.9	7.3
BOD	0.9	480.0	0.9	9.3
COD	3.4	160.0	2.2	6.3
SS	9	82	8	6
DO	11.3	1.7	6.3	12.3
全窒素	1.70	43.0	2.36	3.1
全リン	0.094	3.300	0.035	0.097
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	33 小塚下排水路 元荒川合流付近			
採水年月日	R2. 8. 26	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 19
採水時刻	15:20	14:50	13:25	12:30
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	32.8	12.4	21.0	8.8
水温	28.5	7.7	22.2	7.3
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰色濁	無色透明
臭気	弱下水臭	無臭	弱下水臭	無臭
透視度	>50.0	22.6	37.6	>50.0
pH	7.4	9.4	7.9	8.7
BOD	4.2	1.1	2.2	0.8
COD	10.0	5.2	5.9	3.2
SS	29	25	35	3
DO	4.3	13.5	7.0	14.3
全窒素	0.87	1.40	2.31	1.66
全リン	0.210	0.150	0.185	0.184
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	34 栗橋1号都市下水路 新町橋付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	8:50	8:35	12:20	11:55
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	29.2	3.9	24.2	11.3
水温	27.5	7.0	21.8	10.0
外観	濃黄褐色濁	濃黄褐色濁	淡黄白色濁	淡黄色濁
臭気	中下水臭	中下水臭	中下水臭	弱下水臭
透視度	18.2	16.0	>50.0	40.6
pH	7.1	7.3	7.1	7.0
BOD	10.0	9.7	4.9	8.3
COD	9.2	16.0	7.3	10.3
SS	30	79	12	25
DO	3.0	4.3	3.8	3.7
全窒素	5.30	14.00	5.08	13.00
全リン	0.530	1.800	0.352	1.100
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	35 大 堀 排 水 路 中川合流付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	10:15	9:50	14:25	13:25
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	31.5	7.0	24.2	12.8
水温	27.2	6.5	21.8	10.5
外観	淡黄色濁	淡黄色透	淡褐色濁	淡灰色濁
臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	31.2	>50.0	28.5	>50.0
pH	7.0	7.2	6.9	7.0
BOD	5.6	3.1	4.1	3.3
COD	5.6	4.8	4.9	6.3
SS	29	14	24	8
DO	5.3	8.3	3.5	8.8
全窒素	2.10	3.90	3.54	6.62
全リン	0.300	0.300	0.293	0.321
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	36 大 排 水 路 (広島落) 中里橋付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	10:30	10:05	14:05	13:45
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	右岸	流心	流心	流心
気温	32.6	7.3	23.0	13.2
水温	28.1	5.3	22.0	5.5
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰黄色濁	淡灰黄色濁
臭気	弱土臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	31.0	37.0	35.4	35.5
pH	7.3	7.7	7.2	7.5
BOD	2.2	2.9	1.7	5.0
COD	3.6	4.0	4.3	7.1
SS	16	12	14	6
DO	6.7	9.8	6.5	11.1
全窒素	1.80	2.40	2.34	5.66
全リン	0.140	0.160	0.128	0.239
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	37 稻荷木落排水路 (上流) 中組橋付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	9:15	8:55	12:00	11:40
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	29.6	4.8	21.9	10.6
水温	27.0	7.9	21.2	7.1
外観	淡黄色透	濃黄色濁	淡黄色透	中黄色濁
臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	30.6	12.5	>50.0	18.1
pH	7.3	7.1	7.5	7.2
BOD	3.0	6.1	1.1	2.4
COD	4.0	6.2	3.9	4.7
SS	23	32	13	23
DO	6.3	4.7	7.7	8.0
全窒素	2.00	3.40	2.09	3.75
全リン	0.120	0.330	0.101	0.295
ホウ素	<0.1	0.2	<0.1	0.2
塩化物イオン	13	28	12.6	38.4
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	38 稻荷木落排水路 (下流) 新新井橋付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	11:10	10:40	14:50	14:30
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	33.5	8.0	20.6	13.0
水温	28.6	6.7	21.2	8.0
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡黄色濁	中黄色濁
臭気	無臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	>50.0	19.0	>50.0	17.7
pH	7.4	7.2	7.3	7.3
BOD	1.9	6.3	1.1	3.2
COD	3.6	5.4	3.9	5.1
SS	13	17	13	23
DO	6.5	7.3	7.2	10.2
全窒素	1.70	3.10	2.08	4.49
全リン	0.110	0.220	0.108	0.307
ホウ素	<0.1	0.2	<0.1	0.1
塩化物イオン	13	24	12.3	27
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	39 内池 狐塚198地先			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	10:50	10:20	13:45	14:00
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	-	-	流心	-
気温	33.0	7.5	22.0	12.9
水温	32.1	5.5	23.6	5.8
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡黄色透	無色透明
臭気	弱藻臭	無臭	弱藻臭	弱藻臭
透視度	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0
pH	8.0	7.6	7.6	7.7
BOD	2.9	5.7	4.7	2.4
COD	7.8	7.6	10.1	7.4
SS	4	7	3	3
DO	8.9	9.9	9.1	12.6
全窒素	0.71	1.20	0.86	0.61
全リン	0.060	0.051	0.102	0.041
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	40 権現堂川 大平橋付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	9:50	9:30	13:15	12:55
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	31.3	5.9	24.1	12.8
水温	30.9	7.1	22.0	6.0
外観	濃緑色濁	無色透明	淡黄色透	無色透明
臭気	弱藻臭	無臭	弱藻臭	無臭
透視度	3.4	>50.0	25.5	>50.0
pH	10.4	9.0	8.8	9.1
BOD	13.0	4.7	3.8	2.7
COD	96.0	5.4	6.7	5.6
SS	210	8.0	20	7.0
DO	20.6	12.2	13.1	17
全窒素	18.00	1.90	2.42	2.10
全リン	1.500	0.063	0.160	0.099
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	41 宝 治 戸 池 栗橋北二丁目885-1地先			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	8:20	8:10	12:40	12:30
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	-	-	-	-
気温	28.8	3.5	22.0	12.6
水温	30.3	4.6	23.2	6.6
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡黄色濁	淡黄色濁
臭気	弱土臭	弱土臭	弱藻臭	弱藻臭
透視度	22.6	25.5	31.6	>50.0
pH	7.5	7.5	7.4	8.3
BOD	6.9	8.1	3.8	3.7
COD	17.0	9.4	10.4	8.6
SS	23	11	13	6
DO	6.1	10.9	4.8	14.5
全窒素	1.50	1.20	1.67	0.75
全リン	0.150	0.095	0.092	0.055
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	42 庄 兵 衛 堀 川 かごしま茶業㈱付近			
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 1. 7	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	11:15	13:10	9:30	8:55
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	32.2	12.5	22.8	4.5
水温	27.7	9.4	21.7	3.8
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰黄色濁	淡灰色濁
臭気	弱土臭	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭
透視度	>50.0	26.4	45.5	>50.0
pH	7.0	7.3	7.1	7.2
BOD	3.3	3.6	0.9	3.6
COD	4.6	7.0	4.2	5.0
SS	18	12	26	4
DO	6.0	8.2	7.0	10.0
全窒素	1.70	6.20	1.72	4.09
全リン	0.130	0.270	0.111	0.147
ホウ素	<0.1	-	<0.1	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	43 江川堀 栄橋下流歩道橋付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	13:55	13:50	9:55	9:50
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	35.3	9.2	22.5	7.1
水温	29.3	8.3	21.7	3.8
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡黄色濁	淡灰色濁
臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	22.0	43.0	43.5	44.5
pH	7.4	7.6	7.3	7.2
BOD	5.4	6.4	1.6	5.6
COD	4.2	8.6	3.8	8.0
SS	20	23	17	8
DO	7.5	11.2	8.3	10.5
全窒素	1.80	7.50	2.28	9.43
全リン	0.160	0.630	3.000	0.483
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点			
	44 六郷堀 旭橋付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	13:10	13:00	10:35	10:35
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	右岸	流心	流心
気温	35.4	10.3	23.5	8.0
水温	28.1	6.0	20.8	9.2
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡黄色濁	淡黄色濁
臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	35.5	>50.0	47.2	27.3
pH	7.1	7.5	7.3	7.3
BOD	2.7	7.3	1.1	8.1
COD	4.0	9.0	3.5	13.9
SS	10	10	15	8
DO	6.8	8.2	6.9	8.8
全窒素	1.90	7.30	1.99	14.30
全リン	0.120	0.530	0.107	1.490
ホウ素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	45 大 中 落 川 (上流) テニスコート脇付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	14:30	14:15	11:05	10:55
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	35.7	10.6	24.3	8.6
水温	28.2	7.4	20.5	5.3
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰黄色濁	淡灰色濁
臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	32.0	40.5	43.9	>50.0
pH	7.6	7.6	7.4	7.2
BOD	2.1	5.1	0.8	3.7
COD	3.8	8.4	3.2	6.7
SS	17	13	15	11
DO	7.9	10.6	8.4	7.6
全窒素	1.80	16.00	1.96	6.40
全リン	0.140	0.340	0.117	0.361
ホウ素	<0.1	0.2	<0.1	<0.1
塩化物イオン	15	28	8.8	21.4
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

採水地点 測定項目	46 大 中 落 川 (下流) 伊藤工業㈱付近			
採水年月日	R2. 8. 25	R3. 1. 6	R3. 9. 8	R4. 1. 17
採水時刻	14:50	14:30	11:25	11:20
天候	晴れ	曇り	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
気温	35.7	9.9	23.3	10.0
水温	29.3	11.6	21.0	10.2
外観	淡黄色透	淡黄色透	淡灰色濁	淡灰色濁
臭気	弱土臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	20.4	>50.0	35.1	>50.0
pH	7.5	7.7	7.4	7.2
BOD	6.0	5.1	3.2	4.3
COD	6.0	8.8	4.5	12.1
SS	44	8	28	12
DO	7.2	7.7	7.0	3.5
全窒素	2.40	11.00	2.81	11.60
全リン	0.230	0.890	0.193	0.839
ホウ素	0.7	8.8	1.2	11.0
塩化物イオン	190	3500	84.2	2120
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

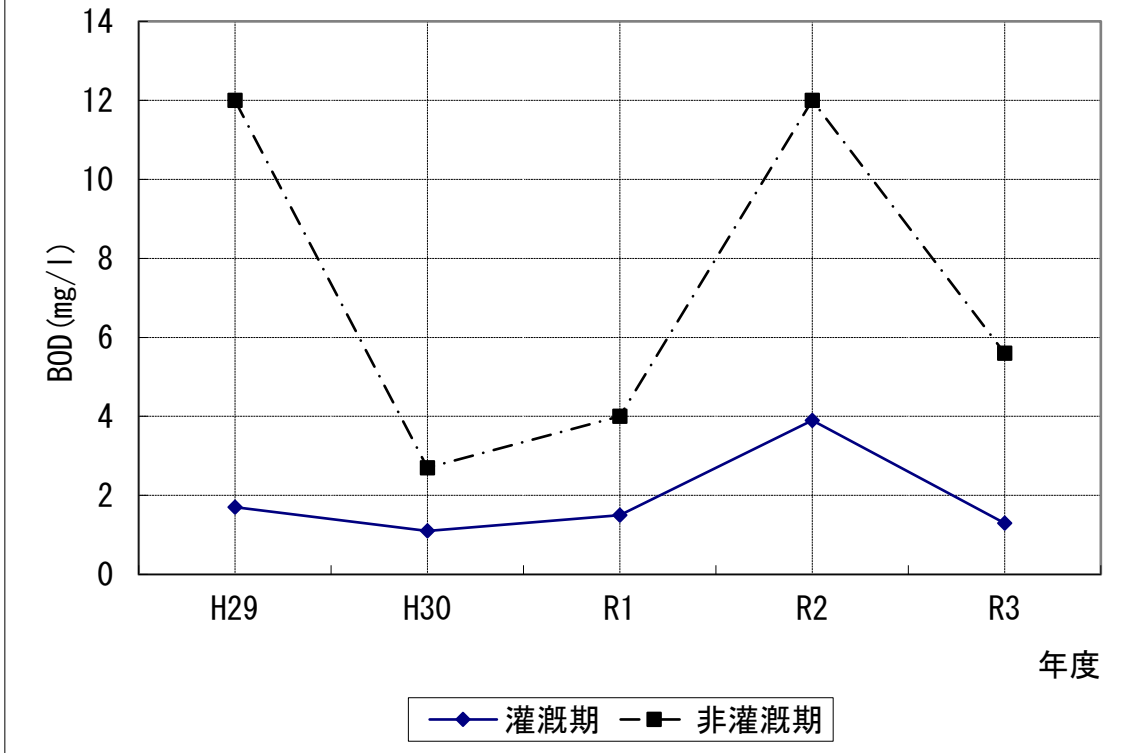
河川等水質測定結果（健康項目）

採水地点 測定項目	青毛堀川 (下流)		備前堀川 (下流)		庄兵衛堀川 (下流)		備前前堀川		姫宮落 (下流)	
採水年月日	R2. 8. 27	R3. 9. 8	R2. 8. 27	R3. 9. 8	R2. 8. 27	R3. 9. 8	R2. 8. 27	R3. 9. 8	R2. 8. 27	R3. 9. 8
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	不検出	<0.10	不検出	<0.10	不検出	<0.10	不検出	<0.10	不検出	<0.10
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ヒ素	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	不検出	<0.005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1, 2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1, 3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.6	1.6	1.0	1.1	1.3	1.2	1.3	1.5	1.3	1.4
フッ素	0.17	<0.08	0.17	<0.08	0.14	<0.08	0.15	<0.08	0.16	<0.08
ホウ素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1, 4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

測定項目	採水地点		栢間赤堀		星川		野通川		権現堂川	
	採水年月日	R2. 8. 26	R3. 9. 8	R2. 8. 26	R3. 9. 8	R2. 8. 26	R3. 9. 8	R2. 8. 25	R3. 9. 8	
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
全シアン		不検出	<0.10	不検出	<0.10	不検出	<0.10	不検出	<0.10	
鉛		<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
六価クロム		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
ヒ素		0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.003	0.002	
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
PCB		不検出	0.001	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	不検出	<0.0005	
ジクロロメタン		<0.002	<0.0005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
1, 2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
1, 1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
1, 1, 1-トリクロロエタン		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
1, 1, 2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0006	
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
テトラクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
1, 3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
セレン		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.5	0.9	1.6	1.7	1.0	1.2	<0.2	1.5	
フッ素		0.20	0.10	0.14	<0.08	0.16	0.08	0.14	<0.08	
ホウ素		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
1, 4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

※ 測定値が定量下限値未満となった場合には、「不検出」と表記しています。

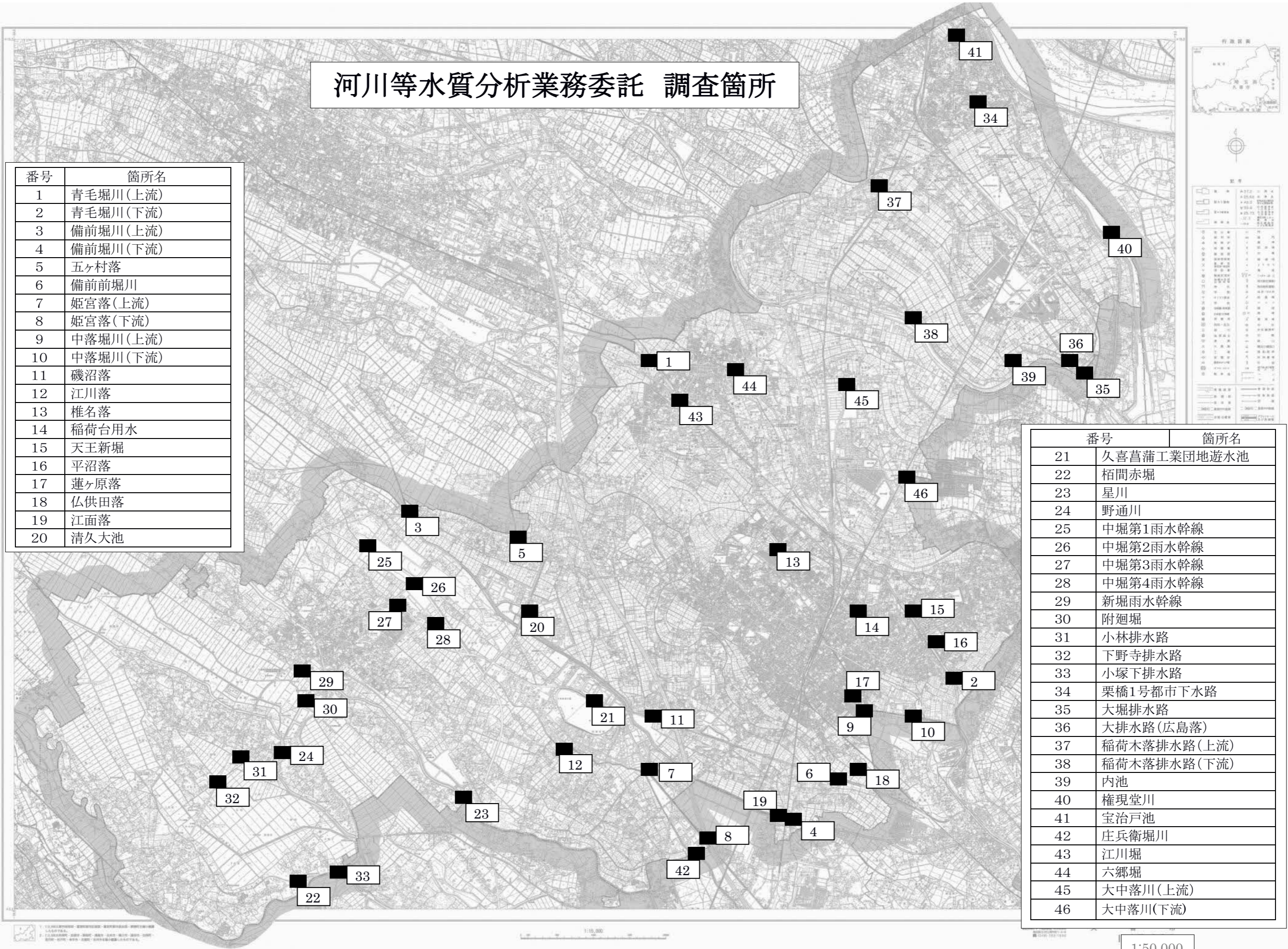
BOD経年変化 青毛堀川（下流）



河川等水質分析業務委託 調査箇所

番号	箇所名
1	青毛堀川(上流)
2	青毛堀川(下流)
3	備前堀川(上流)
4	備前堀川(下流)
5	五ヶ村落
6	備前前堀川
7	姫宮落(上流)
8	姫宮落(下流)
9	中落堀川(上流)
10	中落堀川(下流)
11	磯沼落
12	江川落
13	椎名落
14	稲荷台用水
15	天王新堀
16	平沼落
17	蓮ヶ原落
18	仏供田落
19	江面落
20	清久大池

番号	箇所名
21	久喜菖蒲工業団地遊水池
22	栢間赤堀
23	星川
24	野通川
25	中堀第1雨水幹線
26	中堀第2雨水幹線
27	中堀第3雨水幹線
28	中堀第4雨水幹線
29	新堀雨水幹線
30	附廻堀
31	小林排水路
32	下野寺排水路
33	小塚下排水路
34	栗橋1号都市下水路
35	大堀排水路
36	大排水路(広島落)
37	稲荷木落排水路(上流)
38	稲荷木落排水路(下流)
39	内池
40	権現堂川
41	宝治戸池
42	庄兵衛堀川
43	江川堀
44	六郷堀
45	大中落川(上流)
46	大中落川(下流)



1:50,000

4 工場、事業場の規制関係（水質）

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、一定の施設について届出が義務づけられています。

また、排水量によって排水に規制基準が設けられています。

（１）久喜市の状況について

① 特定施設及び指定施設の届出状況

令和4年3月31日現在

特定施設番号	業種・施設名	届出数
1-2	畜産農業又はサービス業	1
2	畜産食料品製造業	1
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業（粗製あんの沈でんそう）	1
9	米菓製造業又はこうじ製造業（洗米機）	2
16	めん類製造業（湯煮施設）	3
17	豆腐又は煮豆の製造業（湯煮施設）	6
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	2
33	合成樹脂製造業	1
43	写真感光材料製造業	1
46	その他有機化学工業製品製造業	2
47	医薬品製造業	1
53	ガラス又はガラス製品製造業	1
54	セメント製品製造業	2
55	生コンクリート製造業（バッチャープラント）	3
62	非鉄金属製造業	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	2
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	11
66	電気めっき施設	6
66-3	旅館業	11
66-4	共同調理場	4
67	洗たく業（洗浄施設）	19
68	写真現像業（自動式フィルム現像洗浄施設）	5
71	自動式車両洗浄施設	42
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	5
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2
71-4	産業廃棄物処理施設	3
71-5	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン又はジクロロエチレンによる洗浄施設	1
72	し尿処理施設	18
73	下水道終末処理施設	1
指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）		29
有害物質貯蔵指定施設		12
合 計		203

※ 1 特定施設とは水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げられた施設で、人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質を含む、又は水の汚染状態を示す項目に関して生活環境に係る被害を生ずる恐れがある程度の汚水又は廃液を排出する施設を

いいます。

- ※2 指定施設とは有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び重油その他政令で定める油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人に健康若しくは生活環境にかかわる被害を生ずる恐れがある物質として政令で定めるものを製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいいます。
- ※3 有害物質とは、68ページの「人の健康の保護に関する環境基準」で項目として挙げられている物質をいいます。

②指定排水施設の届出状況

令和4年3月31日現在

施設名	届出数
弁当仕出し屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（1日あたりの給食能力が350食以上）	0
共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設（1日350食以上）	2
共同調理場又は病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設（1日350食以上）	1
コルゲートマシン	0
飲食店のちゅう房施設（総床面積250㎡以上）	3
野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設	1
合 計	7

- ※ 指定排水施設とは、埼玉県生活環境保全条例別表第2第4項で掲げる「汚水等に係る指定施設」をいいます。

②各種届出（令和3年度）

区分	設置	構造等変更	承継	廃止
水質汚濁防止法	11	0	2	10

④公害防止統括者・監督者等の届出（令和3年度）

区 分	件 数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者、公害防止管理者関係 2
埼玉県生活環境保全条例	公害防止監督者、公害防止主任者関係 0

⑤令和3年度立入調査状況

立入検査数	採水検査件数	排水基準超過件数	行政措置
13	13	3	3

5 生活排水対策

合併処理浄化槽設置費補助事業

本市では、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域を除く地域において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成13年度から合併処理浄化槽を設置する方に対し補助金を交付しています。

・令和3年度補助実績

人槽区分	補助限度額 (円)	補助基数 (基)	合計 (円)	
5人槽（転換）	432,000	61	26,352,000	
市上乗せ分※1	(100,000)	(61)	(6,100,000)	
配管費※2	190,000	61	11,590,000	
処分費※3	50,000	60	3,000,000	
7人槽（転換）	486,000	14	6,804,000	
市上乗せ分※1	(100,000)	(14)	(1,400,000)	
配管費※2	190,000	14	2,660,000	
処分費※3	50,000	14	700,000	
10人槽（転換）	0	0	0	
市上乗せ分※1	(0)	(0)	(0)	
配管費※2	0	0	0	
処分費※3	0	0	0	
合計	転換		75	33,156,000
	市上乗せ分※1	(100,000)	(75)	(7,500,000)
	配管費※2	190,000	75	14,250,000
	処分費※3	50,000	74	3,700,000
	計			51,106,000

※1 転換設置の際に、市単独費として10万円を上乗せしたもの。括弧はうちであるため。

※2 配管費とは転換設置の際に、生活排水を浄化槽に流入させるために配管をした場合等に配管費として19万円を限度に補助したもの。

※3 処分費とは転換設置の際に、既存の単独処理浄化槽を撤去して適正に処分した場合に処分費として5万円を限度に補助したもの。

Ⅲ－３．土壌・地盤の保全

１ 監視体制

地盤沈下は、地下水の過剰なくみ揚げが主原因であり、くみ揚げによる地下水位の低下はそのまま地盤沈下の前兆となるものです。そこで、埼玉県では、精密水準測量による調査を県内の平野部57市町に設置してある水準基標593点（国土交通省国土地理院設置の一等水準点を含む）について実施しています。

地盤の変動量は、測量基準日（毎年1月1日）における各地点（水準基標）の標高を測量し、これを前年の1月1日の標高と比較して算出しています。久喜市内における水準基標は33地点あり、うち28地点が県設置、5地点が国設置のものです。

また、県内における観測所による観測は、埼玉県が35観測所62井、さいたま市が3観測所3井について実施しています。このうち久喜市内には、埼玉県が設置・管理している観測井が6箇所（久喜地区1箇所、栗橋地区1箇所、鷲宮地区4箇所）あります。

観測井による調査の目的は、主に鉛直方向の地層の収縮量を知ることであり、地下水のくみ揚げ等によって、地下のどの深さの地層がどの程度収縮しているかということのを定量的に把握することです。

埼玉県では、埼玉県生活環境保全条例により地下水のくみ揚げ等について許可・届出による規制を行っています。

２ 概況

本市は、埼玉県北東部に属し、この地域は加須低地及び中川低地と呼ばれている軟弱地盤地帯であるため、多少の水位低下でも地盤沈下の影響が現れやすい地域です。

この地域では、昭和48年度に観測を開始して以来、毎年10cm以上の最大沈下量が記録されてきました。長期的には沈静化傾向にありますが、渇水年（平成6、8、16年度）には年間2cm以上の沈下面積が拡大しました。

令和3年度の久喜市の最大沈下量は、久喜市栗橋総合支所の0.18cmでした。

市内の状況をみると、過去5年間（平成29年1月1日から令和4年1月1日まで）の最大累積沈下地点は、間鎌（久喜市栗橋総合支所）2.4cm、次いで南栗橋（栗橋南小学校）の2.3cmの順になっています。

令和3年最大沈下量上位5地点（令和3年1月1日～令和4年1月1日）

順位	所在地	沈下量 (cm)
1	加須市伊賀袋	1.1
2	さいたま市西区西遊馬	1.0
3	加須市本郷	1.0
4	加須市麦倉	1.0
5	加須市柳生	1.0

※ 上記、各地区の地盤沈下量（数値）については、「令和3年度水準測量成果表（埼玉県）」における報告数値です。

3 精密水準測量成果表（基準日 令和4年1月1日）

所在地	調査開始 年月日	各年別変動量（mm）					過去5年間の 変動量 平成29.1.1 令和4.1.1 (mm)	調査開始年 からの変動量 (mm)	令和4.1.1 の真高 (T.P.) (m)
		平成29.1.1 平成30.1.1	平成30.1.1 平成31.1.1	平成31.1.1 令和2.1.1	令和2.1.1 令和3.1.1	令和3.1.1 令和4.1.1			
除堀	S48.1.1	-3.6	-1.8	1.8	-2.9	5.3	-1.2	-263.1	10.0340
樋ノ口	S48.1.1	-4.4	-2.6	2.0	2.1	4.6	1.7	-234.3	10.7652
北青柳	S48.1.1	-6.3	-0.4	-2.5	5.3	2.1	-1.8	-508.4	9.1085
久喜中央1	S48.1.1	-4.2	-2.1	-0.4	2.9	3.5	-0.3	-777.4	8.5899
青毛1	S48.1.1	-4.8	-6.8	2.6	1.4	3.0	-4.6	-1160.6	8.3642
北中曽根	S49.1.1	-4.0	-3.2	0.8	0.2	6.1	-0.1	-376.4	11.1539
上清久	S49.1.1	-4.6	-2.9	0.1	0.9	4.1	-2.4	-330.8	10.5724
上早見	S49.1.1	-5.7	-3.8	-0.3	2.2	3.7	-3.9	-461.8	9.9128
所久喜	S57.1.1	-2.0	-0.8	0.4	-0.4	5.4	2.6	-158.1	10.1273
河原井町	S58.1.1	-3.9	-2.7	0.6	-0.9	3.8	-3.1	-152.7	9.0818
吉羽	S59.1.1	-3.5	-5.8	1.1	2.8	4.1	-1.3	-277.9	8.3415
菖蒲町台	S48.1.1	-4.7	-2.1	2.6	-2.1	5.2	-1.1	-345.4	10.0360
菖蒲町上栢間	S49.1.1	-3.1	-1.5	2.6	-0.3	3.0	0.7	-225.4	12.6407
菖蒲町新堀	S49.1.1	-1.3	-4.7	0.5	-1.5	4.0	-3.0	-443.4	12.4518
菖蒲町菖蒲	S49.1.1	-0.9	-4.6	1.2	-1.9	4.1	-2.1	-490.4	12.6459
菖蒲町小林	S50.1.1	-1.3	-2.3	1.6	-2.5	4.8	0.3	-164.7	11.6152
菖蒲町下栢間	S55.1.1	-4.8	-3.6	3.0	-1.1	4.9	-1.6	-120.9	13.1315
菖蒲町菖蒲	H19.1.1	-3.7	-3.2	-1.4	-1.0	5.1	-4.2	-54.1	10.0695
菖蒲町小林	S57.1.1	-3.4	-1.5	1.6	-2.3	4.3	-1.3	-123.3	11.4619
小右衛門	S49.1.1	-8.3	-9.4	-5.1	2.5	-0.7	-21.0	-1081.4	11.4957
栗橋東6	S49.1.1	-5.3	-12.8	-4.2	1.9	-0.3	-20.7	-1574.9	14.2476
高柳	H17.1.1	-5.1	-9.0	-3.2	3.7	-0.5	-14.1	-121.4	11.1256
狐塚	S56.1.1	-7.3	-6.8	-2.2	3.2	0.1	-13.0	-811.5	8.6235
河原代	H11.1.1	-8.1	-5.8	-3.6	2.4	-0.2	-15.3	-186.0	8.7638
間鎌	S62.1.1	-8.4	-7.9	-5.1	-0.5	-1.8	-23.7	-682.7	9.2788
南栗橋4	H9.1.1	-10.4	-7.0	-5.0	1.1	-1.2	-22.5	-265.9	9.3263
高柳	S62.1.1	-9.1	-4.7	-4.4	-0.3	0.7	-17.2	-520.4	10.0190
葛梅	S49.1.1	-3.2	-7.4	0.4	-0.8	2.6	-8.4	-1162.9	8.8962
東大輪	S49.1.1	-7.4	-6.5	-0.6	1.5	0.1	-12.9	-1498.3	8.6872
鷺宮5	R4.1.1	-	-	-	-	-	-	-	9.2302
中妻	S49.1.1	-4.4	-5.3	-0.8	0.2	4.2	-6.1	-835.8	10.4514
上川崎	S57.1.1	-4.9	-4.8	0.5	4.5	1.2	-3.5	-482.4	9.2265
桜田3	S57.1.1	-7.4	-5.1	-0.2	1.8	0.9	-10.0	-671.9	8.0210

※鷺宮5は、道路工事に伴いR2年度との比較できなくなったため、R4.1.1に水準基標を再設置しました。

4 観測井による観測結果

観測井（久喜井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナ 位置 (m～m)	構造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測井 観測 開始
				R2.1.1 T. P. (m)10.2	R3.1.1 T. P. (m)	R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	
久喜市河原井町59 (久喜菖蒲工業団地内)	350	268～279 301～312	二重管 200 100	10.24	10.24	9.32	9.32	S.48.4

久喜観測井 月平均地下水位表

(単位：m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成29年	19.18	19.10	19.12	18.91	18.90	19.07	19.54	20.10	20.16	21.07	19.98	19.85	19.58
平成30年	19.63	19.71	19.69	19.37	19.30	19.25	19.60	20.32	20.58	20.48	20.62	20.39	19.91
令和元年	19.95	19.70	19.60	19.73	18.88	18.94	18.91	18.94	19.06	19.22	18.99	18.81	19.23
令和2年	18.66	18.26	18.35	18.38	18.31	18.45	18.52	18.60	19.01	19.20	19.19	19.19	18.68
令和3年	19.12	19.21	19.26	18.78	18.77	18.72	18.80	18.92	18.91	18.98	18.96	18.79	18.94

※1 水位は管頭からの深さを表します。

※2 管頭高は令和3年1月1日における高さ

観測井（栗橋井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナ- 位置 (m～m)	構造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測井 観測 開始
				R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	
久喜市栗橋東6丁目 302番86	270	145～151 189～197 219～227 230～236 246～256	単管 250	14.30	14.30	13.62	13.62	S.57.10

栗橋観測井 月平均地下水位表

(単位：m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成29年	24.91	24.85	24.79	24.56	24.51	24.97	25.65	26.22	26.69	26.53	26.36	26.06	25.51
平成30年	25.53	25.59	25.27	25.15	25.03	25.38	25.99	26.62	27.19	27.21	27.05	26.63	26.05
令和元年	26.09	25.83	25.42	25.23	24.93	25.16	25.63	26.08	26.49	26.28	26.05	25.75	25.74
令和2年	25.20	25.02	24.77	24.44	24.25	24.49	24.79	25.17	25.66	25.82	25.67	25.47	25.06
令和3年	25.10	25.10	24.77	24.58	24.54	24.94	25.40	25.88	26.27	26.26	25.89	25.42	25.35

※1 水位は管頭からの深さを表します。

※2 管頭高・地盤高において、過去の測量値（日本測地）を参考値として示しています

観測井（鷲宮1号井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレナー 位置 (m～m)	構造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測井 観測 開始
				R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	
久喜市桜田3丁目11番3	415	326～342	二重管 300 150	9.44	9.45	8.32	8.32	S57.4

鷲宮1号観測井 月平均地下水位表

(単位：m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成29年	14.14	14.09	14.06	14.21	14.16	14.21	14.37	14.63	14.87	15.00	15.04	15.05	14.48
平成30年	15.00	14.96	14.94	14.91	14.83	14.84	14.97	15.23	15.49	15.65	15.73	15.70	15.19
令和元年	15.61	15.49	15.33	15.24	15.10	15.02	15.07	15.14	15.27	15.31	15.28	15.21	15.26
令和2年	15.07	14.90	14.57	14.43	14.35	14.32	14.35	14.43	14.58	14.71	14.77	14.75	14.60
令和3年	14.73	14.70	14.68	14.58	14.48	14.48	14.55	14.67	14.77	14.82	14.81	14.70	14.66

※1 水位は管頭からの深さを表します。

※2 管頭高は令和3年1月1日における高さ

観測井（鷲宮2号井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレナー 位置 (m～m)	構造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測井 開始
				R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	
久喜市桜田3丁目11番3	250	192～215	二重管 300 150	9.54	9.55	8.32	8.32	S.57.4

鷲宮2号観測井 月平均地下水位表

(単位：m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成29年	20.16	20.19	19.94	19.49	19.41	19.80	20.41	20.76	20.80	20.74	20.80	20.63	20.26
平成30年	20.35	20.94	20.28	20.20	19.81	19.85	20.84	21.34	21.53	21.31	21.36	20.92	20.73
令和元年	20.50	20.20	19.88	19.65	19.37	19.57	19.26	19.76	19.69	19.58	19.48	19.28	19.68
令和2年	18.71	18.71	18.65	18.75	18.69	19.03	19.01	19.39	19.83	19.68	19.84	19.69	19.17
令和3年	19.79	19.95	19.46	19.14	18.99	18.99	18.99	19.27	19.35	20.20	19.46	19.06	19.39

※1 水位は管頭からの深さを表します。

※2 管頭高は令和3年1月1日における高さ

観測井（鷲宮3号井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナ- 位置 (m～m)	構造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測井 観測 開始
				R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	
久喜市桜田3丁目11番3	85	52～63	二重管 300 150	9.44	9.44	8.32	8.32	S.57.4

鷲宮3号観測井 月平均地下水位表

(単位：m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成29年	4.23	4.24	4.28	4.32	4.70	5.02	5.27	5.41	5.16	4.87	4.53	4.40	4.70
平成30年	4.39	4.42	4.36	4.33	4.61	4.85	5.19	5.54	5.29	4.92	4.74	4.57	4.77
令和元年	4.50	4.50	4.44	4.43	4.73	4.92	4.83	5.08	4.91	4.62	4.29	4.11	4.61
令和2年	4.01	3.93	3.92	3.88	4.05	4.26	4.20	4.40	4.44	4.31	4.20	4.18	4.15
令和3年	4.20	4.17	4.04	4.01	4.30	4.50	4.54	4.73	4.53	4.28	4.13	4.01	4.29

※1 水位は管頭からの深さを表します。

※2 管頭高は令和3年1月1日における高さ

観測井（鷲宮4号井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナ- 位置 (m～m)	構造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測井 観測 開始
				R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	R2.1.1 T. P. (m)	R3.1.1 T. P. (m)	
久喜市桜田3丁目11番3	35	20～24	二重管 300 150	9.44	9.45	8.32	8.32	S 57.4

鷲宮4号観測井 月平均地下水位表

(単位：m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成29年	3.04	3.10	3.14	3.14	3.18	3.29	3.35	3.45	3.42	3.26	3.13	3.20	3.22
平成30年	3.27	3.27	3.17	3.12	3.11	3.19	3.31	3.48	3.45	3.29	3.33	3.32	3.27
令和元年	3.25	3.29	3.15	3.11	3.10	3.12	3.06	3.14	3.16	3.06	2.94	2.93	3.11
令和2年	2.97	2.93	2.93	2.81	2.81	2.83	2.79	2.89	3.01	2.96	3.00	3.08	2.92
令和3年	3.15	3.11	3.03	2.93	2.96	3.00	2.96	3.04	3.05	3.00	2.97	2.91	3.01

※1 水位は管頭からの深さを表します。

※2 管頭高は令和3年1月1日における高さ

Ⅲ－４．放射性物質による環境汚染への対応

１ 監視体制

平成 23 年 3 月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲に環境汚染をもたらしました。

埼玉県による空間放射線量の測定が実施されている他、市においても、平成 23 年 11 月 24 日から、「久喜市放射性物質の除去等の対応方針」に基づいて空間放射線量の測定を実施してきましたが、本市の放射線量は除染基準を下回る数値で安定していることから、平成 30 年 3 月 31 日をもって対応方針を終了しました。

それに伴って、局所的に放射線量が高いと思われる箇所（ホットスポット）の測定及び土壌中の放射性物質測定の測定につきましても、平成 29 年度をもって終了しました。

なお、平成 30 年度以降も一部公共施設において空中放射線量測定は継続的に行い、平成 23 年 3 月 24 日から市役所本庁舎、平成 30 年度からは菖蒲総合支所で毎日、定期的な空間放射線量の測定を実施しています。

また同様に、平成 25 年 1 月から各総合支所で毎日（平日）、平成 30 年度からは、市役所本庁舎および栗橋、鷲宮総合支所で月 1 回、平成 23 年 5 月から学校、保育所で月 1 回、平成 30 年度からは、年 4 回の測定を実施しています。

なお、平成 23 年 5 月から月 1 回実施していた公園での定期的な空間放射線量の測定は対応方針の終了と併せて実施終了しました。

２ 概況

土日祝日を除く平日に測定している菖蒲総合支所と月 1 回測定している市役所本庁舎および栗橋、鷲宮総合支所での令和 3 年度空間放射線量の測定結果では、安定した数値（0.04～0.08 マイクロシーベルト／時）となっています。

空間放射線測定結果

※ 除染実施の目安：1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上

(単位：マイクロシーベルト/時)

	敷地内地上高1cm											
	菖蒲総合支所											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大値	0.062	0.063	0.064	0.070	0.066	0.065	0.070	0.067	0.072	0.072	0.062	0.068
最小値	0.038	0.048	0.048	0.041	0.047	0.048	0.048	0.049	0.050	0.050	0.052	0.050

※ 土日祝日を除く平日に実施

	敷地内地上高1cm					
	久喜市役所		栗橋総合支所		鷺宮総合支所	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
令和3年度	0.052	0.076	0.062	0.081	0.055	0.076

※ 月に1回実施

環境目標Ⅳ．みんなで取り組む環境づくりのまち

Ⅳ－１．環境保全活動の普及・啓発

市・市民・事業者それぞれが主体となって環境について考え、環境をより良くするために行動することが、地域の環境保全の基礎となります。

本市では、市民・事業者における行動の契機として、環境保全活動の普及・啓発に取り組んできました。また、ポイ捨てによるごみの散乱や不法投棄、放置自転車、空き家などの問題は、市だけでは解決が難しく、市民・事業者の参加と行動が不可欠であることから、一人ひとりが環境を保全する意識を高め、環境保全活動を積極的に推進していく必要があります。

１ 環境保全活動の推進

(1) ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動

※令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

(2) アイドリング・ストップ啓発事業

・庁舎や幹線道路等における啓発

市民課（総合窓口）にある番号案内表示機へのお知らせ文の掲出や、駅前や幹線道路へのアイドリング・ストップの横断幕の設置により協力を呼びかけました。

(3) 環境保全巡回パトロール

・環境保全巡回パトロール

月２回、各地区ごとに環境課職員がパトロールを実施しました。

(4) 河川浄化団体の自主事業への協力

・稲荷台用水、青毛堀川清掃（実施主体：久喜市青毛堀・稲荷台用水環境保全会）

日時：令和３年１１月２１日（日）

参加者：地域住民約４４人

ゴミの量：８０kg

・青毛堀川清掃活動（実施主体：久喜市青毛堀・稲荷台用水環境保全会）

日時：令和４年３月１３日（日）

参加者：地域住民約４２人

ゴミの量：７０kg

※令和３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して実施しました。

(5) ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策事業

- ・啓発記事掲載（広報くき 11月号）
- ・環境保全巡回パトロール

環境課職員により、月2回、2人1組1班編成で、防止重点区域のパトロールを実施しました。また、環境保全巡視員を委嘱し、週2回または週1回、2人1組で、防止重点区域のパトロールを実施しました。

- ・ポイ捨て及び犬のふんの放置防止看板の配布

家の周りにポイ捨てや犬のふんをされて困っている方に、本庁舎及び各総合支所で配布しました。

- ・ポイ捨て等防止ボランティア登録制度

市民にボランティアへの登録を呼びかけ、ポイ捨てや犬のふんの放置の防止に努めました。

(6) 環境保全啓発

- ・啓発記事掲載（4月号、5月号、6月号、8月号、9月号、11月号、12月号、3月号）

2 緑の推進員

市と協力して緑豊かな環境を推進するボランティアとして、久喜市緑の推進員を委嘱しています。

緑の推進員は、市内に在住、在勤、在学している方で、緑の保全及び緑化について意欲があり、公募に応じていただいた方の中から市長が委嘱しています。無報酬で任期は3年、定員は30人以内、活動の際は貸与された被服と腕章を着用します。

(1) 緑の推進員の職務

「久喜市緑の推進員設置要綱」で定められた職務は、次のとおりです。

- ①市の緑に関する計画に掲げる緑づくりの考え方や方針に関する普及啓発を行うこと。
- ②市が行う緑化関係行事に積極的に参加し、又は協力すること。
- ③公園、道路その他の公共用地に、病害虫の発生を認めたとき又はごみの不法投棄を発見したときは、速やかに市長に報告すること。
- ④市が行う緑の保全及び緑化の推進に参考となる意見及び情報の提供を行うこと。

この他、各自の創意工夫により、自主的に次のような活動をしていただきました。

- ・町内会や市の緑化事業(観察会など)への参加
- ・特定外来種の調査・駆除
- ・家庭や学校、施設などにおける身近な緑づくり
- ・自然保護の呼びかけ
- ・市内の緑などの状況調査

(2) 情報交換会

年に1回、久喜市緑の推進員と環境課で、緑の保全と創造に関する様々な情報を交換しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面での情報交換会は実施せず、令和3年9月9日に報告書の提出を依頼しました。

緑の推進員の活動報告と併せ、配布する苗木の選定についての意見を募りました。

(3) 緑の推進員の主な活動報告(令和3年度)

令和3年度は、久喜市緑の推進員を8人の方に委嘱しており、次に挙げるものを始めとして、様々な活動を行っていただきました。

県環境科学国際センターの自然観察会の指導員として説明・案内
小学校の緑の保全ボランティア活動に貢献
市内公園の定期的な巡回、動植物の状況について確認
自治会員とスーパーの植樹会に参加
地元の農道や堤の草刈り

IV-5. 環境マネジメントシステムの運用の促進

市では、「久喜市環境基本計画」をはじめとする、環境の保全と創造のための施策の進捗状況を進行管理するための手段として、環境マネジメントシステムを運用しています。

また、市が行うすべての事務・事業を対象とした、地球温暖化防止及び環境保全のための計画である「第2次久喜市環境保全率先実行計画」についても、令和3年度の目標を達成するための進行管理の手段として、環境マネジメントシステムを運用しています。

1 環境マネジメントシステムの概要（令和3年度）

(1) 最高責任者 市長

(2) 適用範囲 市が行う事務・事業（小中学校・一部事務組合・職員が常駐していない施設を除く。）

(3) 活動の概要及び目的・目標

①環境保全事業

[概要]

環境方針で定めた施策の実現に向け、環境の保全と創造を推進する。

[目的・目標]

市が実施する事業のうち、環境に関連する事業ごとに環境目標を掲げ、環境の保全と創造の推進を図る。

②一般事務

[概要]

事務を行う上で、発生する次の事項について、目標を設定して、環境負荷の低減に努めた。

[目的・目標]（対25年度比）

- ・電気の使用量を1.7%削減する。
- ・公用車の走行距離を18.6%増以内に抑制する。
- ・都市ガス消費量を40.0%増以内に抑制する。
- ・LPG消費量を31.4%削減する。
- ・灯油消費量を34.4%削減する。
- ・公用車のノーカーデー実施率を30.0%以上にする。
- ・通勤車のノーカーデー実施率を25.0%以上にする。
- ・水道の使用量を12.7%削減する。
- ・コピー用紙購入量を13,360,000枚以下にする。
- ・ごみの分別を徹底する。
- ・グリーン購入率を95%以上にする。

③公共工事

[概要]

各種公共事業の構想・計画、設計・施工に際し環境へ配慮した。

[目的・目標]

公共事業環境配慮による評価の結果、A評価割合を95%以上にする。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を遵守する。

④施設管理

[概要]

公共施設を維持管理する上で、冷暖房機器、浄化槽、燃料保管施設等の設備ごとに関係する法規制を遵守することや、適正に管理することで環境への影響を最小限にするよう努めた。

2 取組結果（令和3年度）

令和3年度環境マネジメントシステムの年間の取組結果及び取組項目別の状況は次のとおりです。

※平成24年度から、対象サイトが久喜地区から市全体となりました。

（1）環境保全事業 … 別紙（P.118～123）「測定結果集計表（環境保全事業）」

環境保全事業37事業（再掲含め67事業）のうち、29事業が達成、8事業が未達成となりました。未達成事業は次のとおりです。

事業番号4 市内循環バス運行事業

利用者数140,000人以上の目標に対し、実績値は117,161人（達成率84%）でした。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出を控える市民等が増加したことが未達成の原因と考えられます。

事業番号6 苗木配布事業

苗木配布数700本の目標に対し、実績値は101本（達成率14.4%）でした。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、苗木購入の原資となる前年度の緑の募金が減額となったため未達成となりました。

事業番号14 環境学習会

観察会参加者数60人以上の目標に対し、実績値は28人（達成率46.7%）でした。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため観察会等の参加人数を抑えたことで未達成となりました。

事業番号22 しみん農園管理・運営事業

貸付面積12,000㎡の目標に対し、実績値は11,818㎡（達成率98.5%）でした。しみん農園の利用について周知が十分ではなかったことが未達成の原因と考えられます。

事業番号24 ごみゼロ運動

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ごみゼロ運動が中止となったため未達成となりました。

事業番号 27 ダイオキシン類汚染実態調査

ダイオキシン類調査に係る予算が認められず、調査を委託することができなかつたため未達成となりました。

事業番号 28 大気汚染実態調査

測定監視の5地点で年12回(毎月)が目標でしたが、測定数値の安定により計測実施回数を縮小し年6回(隔月)(達成率50%)としたため未達成となりました。

事業番号 33 下水道管布設事業

下水道整備面積を11ha増やす目標に対し、実測値は8.38ha(達成率76.2%)でした。N T Tの埋設物工事の影響により、予定していた下水道整備工事の一部が未実施となったため未達成となりました。

(2) 一般事務 … 別紙(P.123~124)「測定結果集計表(一般事務)」

一般事務については、11の取組項目のすべてにおいて目標を達成しました。取組結果については次のとおりです。

一般事務の取組結果まとめ

取組項目	取 組 結 果	
	結 果	内 容
① 電気使用量	達成	目標値より、23.8%削減されており、達成しています。
② 公用車の距離	達成	目標値より、32.3%削減されており、達成しています。
③ 都市ガス消費量	達成	目標値より、4.8%削減されており、達成しています。
④ L P G消費量	達成	目標値より、27.1%削減されており、達成しています。
⑤ 灯油消費量	達成	目標値より、58.2%削減されており、達成しています。
⑥ 公用車のノーカーデー	達成	全体の実施率は40.3%で、全体目標を達成しています。
⑦ 通勤車のノーカーデー	達成	全体の実施率は28.1%で、全体目標を達成しています。
⑧ 水道使用量	達成	目標値より、31.2%削減されており、目標を達成しています。
⑨ コピー用紙	達成	目標値より、4.7%削減されており、達成しています。
⑩ ごみの分別	達成	いずれの部署においても良好な分別状態です。
⑪ グリーン購入率	達成	全体の購入率は100%で、全体目標を達成しています。

(3) 公共工事 … 別紙 (P.124)「測定結果集計表 (公共工事)」

取組項目	取組結果	
	結果	内容
① 公共工事A評価	達成	全体で 1,636 件該当があり、すべてA評価で目標を達成しています。

今後についても、市が行なう公共工事において、大規模工事は構想・計画の段階から、それ以外は設計・施工の各段階で自己評価を実施し、各工事の環境への配慮度が向上し、公共工事における環境負荷の低減につなげてまいります。

(4) 施設管理 … 別紙 (P.125~133)「測定結果集計表 (施設管理)」

すべての対象施設について、適正に維持管理がされています。

今後につきましても、施設を適正に管理するための「管理手順書」や、法的要求事項の再確認など繰り返し内容の見直しを実施し、より適正な管理を図ることが必要であると考えています。

(5) まとめ

平成 29 年度から始まった「第 2 次久喜市環境保全率先実行計画」により、削減目標が厳しくなった項目（電気、都市ガス等）がありましたが、「環境保全事業」、「一般事務（11 項目）」、「公共工事」、「施設管理」の全 14 取組み項目のうち、「環境保全事業」の 8 事業を除き、令和 3 年度の目標は達成されました。

また、令和 2 年度に引続き、全庁で新型コロナウイルス感染症拡大に伴う感染防止対策を徹底するなかで、職員の削減努力等により、目標が達成されたことは、一定の評価ができると考えられます。

今後も職員への環境マネジメントシステムの周知を行うとともに、更なる取組みの浸透を図ってまいります。

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ▲・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方針 （小項目）	事業名		部門別目標	年間集計			※	担当課	環境への効果	
				測定結果	達成率	評価				
「地球温暖化対策 実行計画（区域施 策編）」に基づき 市民・事業者の取 組みを促進しま す。	①	1	アイドリング・スト ップ運動（再掲54）	広報モニターに啓発記事を掲載する	掲載	100%	○	環境課	アイドリング・ストップを推進することによりCO2排出量を抑制し、環境負荷を低減することができた	
	②	2	ノーカーデ어의推進 （再掲55）	広報モニターに啓発記事を掲載する	掲載	100%	○	環境課	ノーカーデ어를推進することにより、CO2排出量を抑制し、環境負荷を低減することができた	
	③	3	環境推進協議会（再掲 56、67）	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図 る	1回	100%	○	環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環 境問題に対し効果をあげることができた	
	④	4	市内循環バス運行事業	利用者を140,000人以上にする	117,161人	84%	×	▲ （コロナ の影響）	交通企画課	市内循環バスは、4台のうち3台をCNG（液化天然ガス）を燃 料として運転し、令和3年2月からは電気バスを1台導入し、運 行している。また、当バスは駐車時はアイドリングストップも実 施している。 利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、目標値を 下回ったが、市民の日常の交通手段として定着しており、環境 面での効果も大きいと考える
	⑤	5	緑のリサイクル事業 （再掲30）	年に1回以上、広報紙に掲載し制度の周知を 図る	1回	100%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた	
	⑥	6	苗木配布事業（再掲29、 37）	苗木を700本配布する	101本	14.4%	×	▲ （コロナ の影響）	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	⑦	7	生垣設置奨励金事業 （再掲28、34）	年に1回以上、広報紙に掲載し制度の周知を 図る	1回	100%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた	
	⑧	8	樹木樹林の保存並びに 奨励金交付事業（再掲 27、35）	年に1回以上、広報紙に掲載し制度の周知を 図る	1回	100%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた	
地球温暖化対策実 行計画（事務事業 編）「第2次久喜 市環境保全率先実 行計画」により行 政の率先した取組 みを実施します。	⑨	9	低公害車導入事業	低公害車導入率を92%以上にする	95.5%	100%	○	アセットマネ ジメント 推進課	低燃費、低排出ガスの環境に配慮した低公害車を導入したこと により環境負荷の軽減につながった	
	⑩	10	緑のカーテン事業（再 掲25）	緑のカーテンを3施設以上に設置する	4施設	100%	○	環境課	エアコン等の使用による電力エネルギーの節約や二酸化炭素の吸 取源として地球温暖化防止の効果と市民への啓発を図ることが できた	
	⑪	11	会議録の削減（再掲 20）	会議録印刷部数を1議会あたり本会議会議録 13部以下、委員会会議録13部以下にする	13部	100%	○	議会総務課	環境負荷を低減し、限りある資源の節約に寄与できたと考える	
地球環境問題に関 する環境教育・環 境学習を推進しま す。	⑫	12	地球温暖化防止の啓発 （再掲58）	年2回以上広報紙に掲載し、啓発を図る	2回	100%	○	環境課	広報紙で市民に啓発することにより、地球温暖化の問題やその防 止に向け、市民の意識付けが図られた	
	⑬	13	エコライフデーへの参 加の推進（再掲59）	エコライフデーの参加者を600人以上にす る	976人	100%	○	環境課	参加者の家庭から、環境に対する意識を高め、地球規模の環境負 荷低減につながった	

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ▲・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方針 （小項目）	事業名		部門別目標	年間集計			※	担当課	環境への効果
				測定結果	達成率	評価			
地球環境問題に関する環境教育・環境学習を推進します。	⑭	14 環境学習会（再掲23、53、66）	各種観察会等への参加者を合計で60人以上にする	28人	46.7%	×	▲ （コロナの影響）	環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然と共生することの大切さを学習できた
	⑮	15 環境教育全体計画（再掲22、64）	学校における環境教育の推進	全校実践	100%	○		指導課	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育てている
	⑯	16 環境講座（再掲65）	高齢者大学で環境講座を年2回実施する	2回	100%	○		生涯学習課	講座の実施により、学生の環境に対する知識の高揚や環境保全意識の向上に寄与することができた
地球環境問題に関する情報を提供します。	⑰	17 広報活動事業（再掲52、63）	環境情報を毎月提供する	毎月	100%	○		環境課	市民に広く情報提供することにより、環境問題に対する普及啓発ができた
公共施設で再生可能エネルギーなどを率先的に導入します。	⑱	18 太陽光発電の運転	太陽光で発電した電力を即時利用する	太陽光で発電した電力を即時利用した	100%	○		アセットマネジメント推進課	使用電力の一部を太陽光発電で賄うことにより二酸化炭素排出量の削減につながり環境への負荷軽減を図ることができた
市民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化とリサイクルを推進します。	⑲	19 粉石けん製造事業（再掲49）	廃油を50リットルリサイクルする	124.8リットル	100%	○		環境課	家庭から排出される使用済の油をリサイクルし、粉石けんとして有効活用するとともに、ゴミの減量などに寄与することができた
		20 会議録の削減【再掲⑪】	会議録印刷部数を1議会あたり本会議会議録13部以下、委員会会議録13部以下にする	13部	100%	○		議会総務課	環境負荷を低減し、限りある資源の節約に寄与できたと考える
水辺の再生維持管理を促進します。	⑳	21 環境保全団体への補助事業（再掲24、57）	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100%	○		環境課	河川・公園などの清掃により環境保全に寄与することができた
環境教育・環境学習を推進します。		22 環境教育全体計画【再掲⑮】	学校における環境教育の推進	全校実践	100%	○		指導課	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育てている
		23 環境学習会【再掲⑭】	各種観察会への参加者を合計で60人以上にする	28人	46.7%	×	▲ （コロナの影響）	環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然と共生することの大切さを学習できた
環境保全団体などを育成・支援します。		24 環境保全団体への補助事業【再掲⑳】	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100%	○		環境課	河川・公園などの清掃により環境保全に寄与することができた
自然と親しめる公園や沿道、その他公共施設の緑化を推進します。		25 緑のカーテン事業【再掲⑩】	緑のカーテンを3施設以上に設置する	4施設	100%	○		環境課	エアコン等の使用による電力エネルギーの節約や二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止の効果と市民への啓発を図ることができた
市民参加による維持管理体制を推進します。	㉑	26 公園緑地管理委託事業	公園等の管理委託について140か所を実施する	151か所	100%	○		公園緑地課	協働による公園等の維持管理を推進することにより、市民の環境美化に対する意識の高揚に寄与するものとする
保存樹木・保存樹木の指定を推進します。		27 樹木樹木の保存並びに奨励金交付事業【再掲⑧】	年に1回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	1回	100%	○		環境課	身近な緑の保全に寄与することができた

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ▲・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方針 （小項目）	事業名	部門別目標	年間集計			※	担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価			
一般家庭や工場・事業所などの緑化を推進します。	28	生垣設置奨励金事業【再掲⑦】	年に1回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	1回	100%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	29	苗木配布事業【再掲⑥】	苗木を700本配布する	101本	14.4%	× <small>▲（コロナの影響）</small>	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	30	緑のリサイクル事業【再掲⑤】	年に1回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	1回	100%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
環境負荷の少ない環境保全農業を推進します。	⑳ 31	しみん農園管理・運営事業	しみん農園を12,000㎡貸し付ける	11,818㎡	98.5%	× <small>■（高知方波を工夫）</small>	農業振興課	しみん農園を貸し出すことにより、景観形成や、環境負荷を低減することができた。
	㉑ 32	環境保全型農業推進事業	減農薬・減化学肥料等栽培地を1,186.3a以上にする	1,344.41a	100%	○	農業振興課	減農薬・減化学肥料等栽培を行うことにより、環境の負荷が低減できた。
地域の歴史や自然との調和に配慮したまちなみづくりを促進します。	㉒ 33	ごみゼロ運動（再掲60）	参加者を18,500人以上とする	中止	—	× <small>▲（コロナの影響）</small>	環境課	
	34	生垣設置奨励金事業【再掲⑦】	年に1回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	1回	100%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	35	樹木樹林の保存並びに奨励金交付事業【再掲⑧】	年に1回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	1回	100%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	㉓ 36	放置自転車対策事業（再掲61）	放置自転車を1,000台以下にする	169台	100%	○	交通企画課	駅前の自転車等放置禁止区域内の誘導により、自然と調和のとれた街並みが維持されている
景観保全意識の向上を図ります。	37	苗木配布事業【再掲⑥】	苗木を700本配布する	101本	14.4%	× <small>▲（コロナの影響）</small>	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
大気汚染状況を継続して監視します。	㉔ 38	有害大気汚染物質調査（再掲44）	1地点で年1回アスベスト、1地点で年1回ベンゼン等の有害大気汚染物質を測定する	1回	100%	○	環境課	調査結果を環境基準と比較することにより、有害物質による大気汚染の状況を把握することができ、大気の安全性の確認ができた
	㉕ 39	ダイオキシン類汚染実態調査	大気中2か所で年2回ダイオキシン類調査を実施する	0回	—	×	環境課	調査結果が安定していること、同じ調査を県で実施していることから、市では調査をしないこととした。
	㉖ 40	大気汚染実態調査	5地点で年12回二酸化硫黄、二酸化窒素の測定監視をする	隔月	50%	×	環境課	調査結果を環境基準と比較することにより、大気汚染の状況を把握することができ、大気の安全性の確認ができた
	㉗ 41	環境パトロール（再掲62）	月に2回以上環境保全パトロールを実施する	2回以上/月	100%	○	環境課	定期的な環境パトロールによって早期に環境の変化を把握することができ、状況が悪化する前に対応を行うことができた

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ▲・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方針 （小項目）	事業名		部門別目標	年間集計			※	担当課	環境への効果
				測定結果	達成率	評価			
騒音・振動、悪臭対策を充実します。	③⑩	42 自動車騒音振動測定業務	道路4路線以上監視する	5路線監視、沿線騒音1回測定	100%	○		環境課	測定結果を公表することにより、市民へ騒音の状況を知らせることができた。
	③⑪	43 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良340mを実施する	723m	100%	○		道路建設課	道路改良により、自動車の交通の流れを円滑にし、排ガスの排出抑制を図り、大気環境の保全に寄与した。
有害化学物質などを継続して監視します。		44 有害大気汚染物質調査【再掲③⑧】	1地点で年1回アスベスト、1地点で年1回ベンゼン等の有害大気汚染物質を測定する	1回	100%	○		環境課	調査結果を環境基準と比較することにより、有害物質による大気汚染の状況を把握することができ、大気の安全性の確認ができた
公共用水域の水質を保全します。	③⑫	45 河川補修事業	河川を2,800mしゅんせつする	3,960m	100%	○		道路河川課	水路の中に堆積した土砂やヘドロ、ごみ、水草などを取り除き、河川の流れを良くすると共に河川の環境を良好にした
埼玉県生活排水処理施設整備構想を推進します。 河川汚濁の主な原因である生活排水処理対策を推進します。	③⑬	46 下水道管布設事業	下水道整備面積を11ha増やす	8.38ha	76.2%	○		下水道施設課	整備区域の河川等の水質が改善しつつある
	③⑭	47 農業集落排水整備事業	接続率を79.25%にする	79.54%	100%	○		下水道施設課	接続率の向上により公共用水域の水質保全を図り、良好な農村環境に寄与した
	③⑮	48 合併浄化槽普及促進補助事業	合併処理浄化槽60基の転換設置に補助する	75基	100%	○		下水道施設課	生活排水の直接放流を抑制し、公共用水域の水質保全に寄与した
		49 粉石けん製造事業【再掲⑱】	廃油を50リットルリサイクルする	124.8リットル	100.0%	×	▲ （コロナの影響）	環境課	家庭から排出される使用済の油をリサイクルし、粉石けんとして有効活用するとともに、ゴミの減量などに寄与することができた
	③⑯	50 河川、事業所水質検査業務	河川水質検査40検体以上、事業所排水13検体以上を検査する	46検体 13検体	100%	○		環境課	検査結果を環境基準と比較することにより、河川水質の安全性の確認ができた。事業所排水については、基準超過をした事業所に対して、口頭及び文書にて注意を促すことにより、水質管理に対する意識の向上が図れた。
地盤沈下対策を行います。	③⑰	51 地下水揚水の確保	全配水量のうち、地下水の割合を30%以下にする	4.00%	100%	○		水道施設課	地下水の採取量を抑制したことにより、県北東部地域における地盤沈下防止対策の推進が図られた
放射性物質による環境汚染への対応を行います。		52 広報活動事業【再掲⑲】	環境情報を毎月提供する	毎月	100%	○		環境課	市民に広く情報提供することにより、環境問題に対する普及啓発ができた
環境保全活動の普及、促進を図ります。		53 環境学習会【再掲⑲】	各種観察会への参加者を合計で60人以上にする	28人	46.7%	×	▲ （コロナの影響）	環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然と共生することの大切さを学習できた
		54 アイドリング・ストップ運動【再掲⑲】	広報モニターに啓発記事を掲載する	掲載済	100%	○		環境課	アイドリング・ストップを推進することによりCO2排出量を抑制し、環境負荷を低減することができた
		55 ノーカーデーの推進【再掲⑲】	広報モニターに啓発記事を掲載する	掲載済	100%	○		環境課	ノーカーデーを推進することにより、CO2排出量を抑制し、環境負荷を低減することができた

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ▲・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 （小項目）	事業名	部門別目標	年間集計			※	担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価			
環境保全活動の普及、促進を図ります。	56	環境推進協議会【再掲③】	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100%	○	環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し効果をあげることができた
	57	環境保全団体への補助事業【再掲⑭】	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100%	○	環境課	河川・公園などの清掃により環境保全に寄与することができた
	58	地球温暖化防止の啓発【再掲⑫】	年2回以上広報紙に掲載し、啓発を図る	2回	100%	○	環境課	広報紙等で市民に啓発することにより、地球温暖化の問題やその防止に向け、市民の意識付けが図られた
	59	エコライフデーへの参加の推進【再掲⑬】	エコライフデーの参加者を600人以上にする	976人	100%	○	環境課	参加者の家庭から、環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった
	60	ごみゼロ運動【再掲⑮】	参加者を18,500人以上とする	中止	—	× <small>▲ (コロナの影響)</small>	環境課	
	61	放置自転車対策事業【再掲⑯】	放置自転車を1,000台以下にする	169台	100%	○	交通企画課	駅前の自転車等放置禁止区域内の誘導により、自然と調和のとれた街並みが維持されている
不法投棄監視体制を充実します。	62	環境パトロール【再掲⑰】	月に2回以上環境保全パトロールを実施する	2回以上/月	100%	○	環境課	定期的な環境パトロールによって早期に環境の変化を把握することができ、状況が悪化する前に対応を行うことができた
環境情報の適切な伝達・共有を行います。	63	広報活動事業【再掲⑱】	環境情報を毎月提供する	毎月	100%	○	環境課	市民に広く情報提供することにより、環境問題に対する普及啓発ができた
環境への理解を深め、環境保全に向けた参加と協力のための環境教育・環境学習を推進します。	64	環境教育全体計画【再掲⑲】	学校における環境教育の推進	全校実践	100%	○	指導課	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育んできている
	65	環境講座【再掲⑳】	高齢者大学で環境講座を年2回実施する	2回	100%	○	生涯学習課	講座の実施により、学生の環境に対する知識の高揚や環境保全意識の向上に寄与することができた
	66	環境学習会【再掲㉑】	各種観察会への参加者を合計で60人以上にする	28人	46.7%	× <small>▲ (コロナの影響)</small>	環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然と共生することの大切さを学習できた
環境に配慮した事業活動の啓発を行います。	67	環境推進協議会【再掲③】	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100%	○	環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し効果をあげることができた

令和3年度 測定結果集計表(一般事務)

取組み項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	測定値	基準値	評価	
1	電気使用量	使用量(Kwh)	268,327	204,409	264,415	302,549	272,996	260,775	209,868	197,953	252,903	261,579	317,381	248,507	3,061,662	4,020,007	○ -23.8%
2	公用車走行距離	走行距離(Km)	66,319	60,720	68,935	65,860	61,250	64,376	73,692	70,780	66,360	65,058	58,309	77,087	798,746	1,179,785	○ -32.3%
3	都市ガス消費量	使用量(m³)	14,193	6,359	7,141	14,275	23,628	20,740	10,222	5,474	11,763	21,780	30,901	25,324	191,800	201,480	○ -4.8%
4	LPG消費量	使用量(m³)	1,046	1,133	1,220	736	181	217	286	330	390	485	452	457	6,932.2	9,505	○ -27.1%
5	灯油消費量	使用量(ℓ)	0	8,000	4,000	2,000	4,270	4,000	0	2,264	4,246	6,324	8,220	4,056	47,380	113,282	○ -58.2%
6	公用車 ノーカーデー 実施率	休車台数	303	245	404	321	355	398	301	256	306	307	256	389	3,841	実施率 30%以上	○ 40.3%
		対象台数	792	589	1,030	804	788	1,009	788	573	784	784	571	1,010	9,522		
	【内訳】 環境課 →	休車台数	5	4	4	5	8	11	5	5	8	9	7	13	84	実施率 30%以上	○ 58.3%
		対象台数	12	9	15	12	12	15	12	9	12	12	9	15	144		
他 課 →	休車台数	298	241	400	316	347	387	296	251	298	298	249	376	3,757	実施率 30%以上	○ 40.1%	
	対象台数	780	580	1,015	792	776	994	776	564	772	772	562	995	9,378			
7	通勤車 ノーカーデー 実施率	休車台数	710	590	914	841	1,013	1,093	855	692	859	770	621	920	9,878	実施率 25%以上	○ 28.1%
		対象台数	2,912	2,203	3,680	2,950	2,932	3,646	2,920	2,190	2,924	2,932	2,188	3,645	35,122		
	【内訳】 環境課 →	休車台数	10	8	13	10	10	12	11	8	10	10	8	10	120	実施率 25%以上	○ 25%
		対象台数	40	30	50	40	40	50	40	30	40	40	30	50	480		
他 課 →	休車台数	700	582	901	831	1,003	1,081	844	684	849	760	613	910	9,758	実施率 25%以上	○ 28.2%	
	対象台数	2,872	2,173	3,630	2,910	2,892	3,596	2,880	2,160	2,884	2,892	2,158	3,595	34,642			
8	水道使用量	使用量(m³)	3,038	5,317	3,318	6,513	3,404	5,146	962	4,012	929	3,776	803	4,043	41,261	59,996	○ -31.2%
9	コピー用紙使用量	使用量(枚)	1,053,000	1,141,000	1,174,000	827,500	1,054,000	1,033,000	1,158,500	848,750	999,000	1,406,000	862,000	1,491,500	13,048,250	13,694,500	○ -4.7%
10	ごみ分別の徹底	良好の部署数	37	36	36	36	34	34	34	34	34	34	34	34	/	分別の徹底	/
		不良の部署数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
11	グリーン購入率	購入品目数	305	169	98	88	105	76	144	98	135	96	175	147	1,636	購入率 95%以上	○ 100%
		グリーン購入品目数	305	167	97	91	102	76	143	99	136	97	175	148	1,636		

令和3年度 測定結果集計表(公共工事)

取組み項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間集計	目標	評価	
1 公共工事	評価件数	1	0	1	5	5	6	3	12	2	19	14	64	132	A評価割合 95%以上	○	100%
	A評価数	1	0	1	5	5	6	3	12	2	19	14	64	132			

R3測定結果集計表(施設管理)

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上半期 評価	下半期 評価
			測定	項目	頻度		
公文書館 (市政情報課)	空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月	○	○
				定期点検	1回/3年		
本庁舎 (アセットマネジメント推進課)	冷温水発生機の運転	ばい煙の排出基準の順守 設置(変更)の届出	測定	ばい煙測定	2回/年	○	○
				変更の有無	変更時		
	送風機の稼働	騒音基準の順守	測定	異音状況	1回/日		
				立入検査	1回/年		
	軽油地下タンクの保管	事故発生時の対応 定期点検 設置(変更)の届出	測定	気密試験	1回/3年		
				変更の有無	変更時		
空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月			
			定期点検	1回/3年			
しみん農園久喜 (農業振興課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
しみん農園菖蒲 (農業振興課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
農業者トレーニングセンター (農業振興課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
	空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月		
				定期点検	1回/3年		

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上半期 評価	下半期 評価
			測定	項目	頻度		
花と香りのふれあいセンター (農業振興課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
ふれあいセンター久喜 (社会福祉課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
	軽油の保管	貯蔵及び取扱いの届出	測定	変更の有無	変更時		
菖蒲老人福祉センター (高齢者福祉課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	12回/年	○	○
				清掃	2回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
	空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	4回/1年		
				定期点検	1回/3年		
彩嘉園 (高齢者福祉課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	3回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
鷺宮福祉センター (高齢者福祉課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	1回/週	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上半期 評価	下半期 評価
			測定	項目	頻度		
鷺宮保健センター (中央保健センター)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	1回/週	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
鷺宮児童館 (子ども未来課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	3回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				設置(変更)の有無	設置(変更)時		
第二庁舎 (建設管理課)	空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月	○	○
				定期点検	1回/3年		
栗橋駅西口公衆トイレ (都市整備課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 法定点検 設置(変更)の届出	測定	保守点検	12回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				法定点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
菖蒲バスターミナル待合室 (都市整備課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 法定点検 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				法定点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
三崎の森公園公衆トイレ (公園緑地課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上半期 評価	下半期 評価
			測定	項目	頻度		
道のオアシス公衆トイレ (公園緑地課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
太平橋公衆トイレ (公園緑地課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
狐塚ヘルシーパーク (公園緑地課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
菖蒲総合支所 (菖蒲総務管理課)	灯油の保管	保守点検 清掃 貯蔵及び取扱いの届出	測定	保守点検	1回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				変更の有無	変更時		
栗橋総合支所 (栗橋総務管理課)	空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月	○	○
				定期点検	1回/3年		
鷺宮総合支所 (鷺宮総務管理課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	24回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
	重油の保管	貯蔵及び取扱いの届出		変更の有無	変更時		
空調機の運転	簡易点検 定期点検		測定	簡易点検	1回/3か月		
				定期点検	1回/3年		

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要 求 事 項	測 定			上半期 評価	下半期 評価
			測定	項 目	頻 度		
鷺宮西コミュニティセンター (鷺宮総務管理課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	12回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
コミュニティ広場 (鷺宮総務管理課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	6回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
教育委員会事務局 (教育総務課)	空調機の運転	簡易点検	測定	簡易点検	1回/3か月	○	○
菖蒲学校給食センター (学校給食課)※8月廃止	地下タンク及び地下埋設配管	定期点検	測定	定期点検	1回/年	—	—
鷺宮第1学校給食センター (学校給食課) ※8月廃止	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	1回/月	○	—
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/3月		
				変更の有無	変更時		
鷺宮第2学校給食センター (学校給食課) ※8月廃止	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	1回/月	○	—
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/3月		
				変更の有無	変更時		
野久喜集会所 (生涯学習課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	6回/年	○	○
				清掃	2回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上半期 評価	下半期 評価
			測定	項目	頻度		
内下集会所 (生涯学習課)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	3回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		
鷺宮公民館 (中央公民館)	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	1回/週	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無	変更時		

R3 測定結果集計表(施設管理)

浄水場(水道施設課)

施設名	環境側面	主要な法規制 要 求 事 項	測 定			上半期 評価	下半期 評価
			測定	項 目	頻 度		
吉羽浄水場	急速る過機の運転	水質検査基準の順守	測定	COD (定例水質検査)	1回/3か月	○	○
				T-N (定例水質検査)	1回/3か月	○	○
				T-P (定例水質検査)	1回/3か月	○	○
				生物化学的酸素要求量 (定例水質検査)	1回/3か月	○	○
				水素イオン濃度 (定例水質検査)	1回/3か月	○	○
				SS (定例水質検査)	1回/3か月	○	○
				溶解性マンガン含有量 (定例水質検査)	1回/3か月	○	○
				溶解性鉄含有量 (定例水質検査)	1回/3か月	○	○
				COD (水質総量規制基準値検査)	1回/7日	○	○
				T-N (水質総量規制基準値検査)	1回/7日	○	○
				T-P (水質総量規制基準値検査)	1回/7日	○	○
							変更の有無
灯油の保管	貯蔵及び取扱いの届出			変更の有無			
空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月	○	○	
			定期点検	1回/3年			
本町浄水場	灯油の保管	貯蔵及び取扱いの届出			変更の有無	○	○
	空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月		
定期点検				1回/3年			
森下浄水場	軽油の地下保管	定期点検 漏えい検査 貯蔵及び取扱いの届出 危険物取扱従事者届出	測定	定期点検	1回/年	○	○
				漏えい検査	1回/年		
				変更の有無			
				変更の有無			
八甫浄水場	軽油の保管	貯蔵及び取扱いの届出			変更の有無	○	○
	空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月		
定期点検				1回/3年			
佐間浄水場	A重油の保管	貯蔵及び取扱いの届出			変更の有無	○	○
	空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検	1回/3か月		
定期点検				1回/3年			
鷺宮浄水場	浄化槽の稼働	保守点検 清掃 定期検査 設置(変更)の届出	測定	保守点検	4回/年	○	○
				清掃	1回/年		
				定期検査	1回/年		
				変更の有無			
A重油の保管	貯蔵及び取扱いの届出			変更の有無		○	○
		空調機の運転	簡易点検 定期点検	測定	簡易点検		
定期点検	1回/3年						

R3 測定結果集計表(施設管理)

中継ポンプ場・雨水排水ポンプ場(下水道施設課)

施設名	環境側面	主要な法規制 要 求 事 項	測 定			上半期 評価	下半期 評価
			測定	項 目	頻 度		
北中継ポンプ場	受電設備・非常用予備 発電装置・蓄電池の運 転 ポンプの稼動 第2種油類の保管	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制基 準の順守 設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回/年	○	○
				定期点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
青葉中継ポンプ場	受電設備・非常用予備 発電装置・蓄電池の運 転 ポンプの稼動 第2種油類の保管	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制基 準の順守 設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回/年	○	○
				定期点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
吉羽中継ポンプ場	受電設備・非常用予備 発電装置・蓄電池の運 転 ポンプの稼動 第2種油類の保管	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制基 準の順守 設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回/年	○	○
				定期点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
下新井中継ポンプ場	受電設備・非常用予備 発電装置・蓄電池の運 転 ポンプの稼動 第2種油類の保管	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制基 準の順守 設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回/年	○	○
				定期点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
上内中継ポンプ場	受電設備・非常用予備 発電装置・蓄電池の運 転 ポンプの稼動 第2種油類の保管	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制基 準の順守 設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回/年	○	○
				定期点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
西大輪中継ポンプ場	受電設備・非常用予備 発電装置・蓄電池の運 転 ポンプの稼動 第2種油類の保管	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制基 準の順守 設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回/年	○	○
				定期点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
道合雨水排水ポンプ場	受電設備・非常用予備 発電装置・蓄電池の運 転 ポンプの稼動 第2種油類の保管	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制基 準の順守 設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回/年	○	○
				定期点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
桜田雨水排水ポンプ場	受電設備・非常用予備 発電装置・蓄電池の運 転 ポンプの稼動 第2種油類の保管	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制基 準の順守 設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回/年	○	○
				定期点検	1回/年		
				変更の有無	変更時		
清久工業団地雨水排水 ポンプ場	A重油の地下保管	事故発生時の対応 定期点検 設置(変更)の届出	測定	定期点検	1回/月	○	○
				気密試験	1回/年		
				変更の有無	変更時		

R3 測定結果集計表(施設管理)

農業集落排水処理施設:上半期

所管課	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定																						
			測定	項目	頻度	上新田・野佐原	清久第一	北青柳	除堀	太田袋	原・樋ノ口	北中曽根	六万部	上本村	江面新田	丸谷・神ノ木	柴山小塚	塚田	上大崎	野々宮・小下	下栢間	上栢間	小林		
						異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価
下水道施設課	浄化槽の稼働	放流水質基準の順守 設置(変更)の届出 事故発生時の対応 特定悪臭物質の規制 基準の順守 保守点検 清掃 定期検査	測定	PH	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			BOD	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			SS	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			大腸菌群数	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			窒素含有量	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			りん含有量	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			フェノール類含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			ノルマルヘキサン抽出物(鉱油)	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			ノルマルヘキサン抽出物(動植物油)	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			銅含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			亜鉛含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			溶解性鉄含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			溶解性マンガン含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			クロム含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			【水質総量規制基準値】																						
			COD	1回/14日・7日・毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			窒素含有量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			りん含有量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			保守点検	1回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			清掃	1回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			定期検査	1回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			変更の有無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

R2 測定結果集計表(施設管理)

農業集落排水処理施設:下半期

所管課	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定																						
			測定	項目	頻度	上新田・野佐原	清久第一	北青柳	除堀	太田袋	原・樋ノ口	北中曽根	六万部	上本村	江面新田	丸谷・神ノ木	柴山小塚	塚田	上大崎	野々宮・小下	下栢間	上栢間	小林		
						異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価
下水道施設課	浄化槽の稼働	放流水質基準の順守 設置(変更)の届出 事故発生時の対応 特定悪臭物質の規制 基準の順守 保守点検 清掃 定期検査	測定	PH	1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			BOD	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			SS	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			大腸菌群数	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			窒素含有量	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			りん含有量	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			フェノール類含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			ノルマルヘキサン抽出物(鉱油)	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			ノルマルヘキサン抽出物(動植物油)	1回/3か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			銅含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			亜鉛含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			溶解性鉄含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			溶解性マンガン含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			クロム含有量	1回/6か月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			【水質総量規制基準値】																						
			COD	1回/14日・7日・毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			窒素含有量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			りん含有量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			保守点検	1回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			清掃	1回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			定期検査	1回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			変更の有無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

環境方針

1. 基本理念

私たちのまち久喜市は、雄大な利根川に代表される、豊かな自然あふれる田園地帯として栄えるとともに、交通の利便性にも恵まれ、首都近郊という立地条件から産業都市としても発展してきました。

しかしながら、その過程で私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷を増大させ、身近な地域での自然環境や生活環境の変化のみならず、生命の源である地球の環境を脅かすまでに至っています。

また、近年頻発する大規模災害を経験し、自然の脅威とともに、私たちが自然界の一員として地球に存在していることを、あらためて深く認識させられました。

私たちには、かけがえのない地球を守り、「水」と「緑」に包まれた自然と人が共生する良好な環境を保全しながら、将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、市民、事業者及び市が、それぞれの責務と役割を自覚し、積極的に環境に配慮した取組みを行い、持続的な発展が可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

私たちは今、人の心がかよいあう、健全で恵み豊かな環境の保全と創造の実現を目指します。

2. 基本方針

市は、久喜市環境基本計画が目標とする望ましい環境像、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を実現するため、環境の保全と創造のための施策の推進と、自らの活動による環境への負荷の低減を図り、環境施策や目標等を設定並びに見直ししながら、環境マネジメントシステムを実施し、維持し、継続的に改善していきます。

(1) 望ましい環境像の実現

久喜市環境基本計画で示した、望ましい環境像の実現を目指します。

- 環境目標 1 地球にやさしい循環型のまち
- 環境目標 2 豊かな自然と人がともに生きるまち
- 環境目標 3 健康で安全に暮らせるまち
- 環境目標 4 みんなで取り組む環境づくりのまち

(2) 環境負荷の低減

市が管理する各施設の再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー、省資源、リサイクルの推進を図り、さらに各種公共工事の設計・施工においても環境に配慮します。

(3) 法規制等の順守

環境関係法令等を順守し、環境の保全を推進します。

(4) 組織の整備

環境マネジメントのための組織、運営体制を整備するとともに、責任の所在を明確にし、環境の保全及び改善活動に取り組みます。

(5) 職員の教育・実践の徹底

公務員としての役割を認識し、環境の保全及び改善に対する一層の意識向上を図るため、教育・訓練を徹底し、実践をとおして市民、事業者の規範となるよう努めます。

(6) 開かれた市政

- ① 環境方針に限らず、市が保有する情報は、久喜市情報公開条例の趣旨に基づき、広く公表します。
- ② 市民や職員などからの意見、提案を積極的に取り入れて、事務事業に反映します。

平成30年 5月 18日

久喜市長 梅 田 修 一

第3章 環境基本計画の推進

第1節 環境基本計画の推進体制

本計画の進行状況を管理するための組織体制は、以下のとおりです。

(1) 環境推進協議会

本市では、久喜市環境基本条例第26条に基づき、市民、事業者及び市の3者が協働してそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行うための組織として、平成24年5月「久喜市環境推進協議会」を設立しました。

この協議会は、環境の保全及び創造に向けて、市民、事業者及び市の各主体が、それぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行うとともに、相互に緊密な連携を図りながら協働して取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すものです。

会員は、市民団体、事業者、法人・協会等42団体（令和4年3月31日現在）で組織されております。

(2) 環境監査委員会

久喜市環境基本条例第27条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するために設置される学識経験者からなる機関です。

環境監査委員会では、以下の事務を行います。

①市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望などを審議し必要な調査などを行うこと。

②市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。

環境監査の対象は、望ましい環境像及び数値目標の達成状況、環境の保全と創造に関する施策の推進状況、環境基本計画の進行状況などです。具体的には、年次報告書である本書の監査を実施します。

③環境監査の調査研究及び普及に関すること。

④上記の事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

(3) 環境審議会

久喜市環境審議会条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するための諮問機関として、環境審議会を平成22年3月に設置しました。

審議会は、諮問に応じて環境基本計画の策定及び変更に関するもののほか、久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例に基づく街路樹の選定に関することや久喜市自然環境の保全に関する条例に基づく自然環境保全地区の指定などについて審議を行います。

※ 環境監査委員会、環境審議会の議事録は、久喜市のホームページからご覧になれます。

資 料

- 久喜宮代衛生組合概要
- 環境用語の解説

令和4年度（2022年度） 久喜宮代衛生組合概要



くみやしろ
久喜宮代清掃センター



しろうぶ
菖蒲清掃センター



はっぽう
八甫清掃センター

久喜宮代衛生組合

目 次

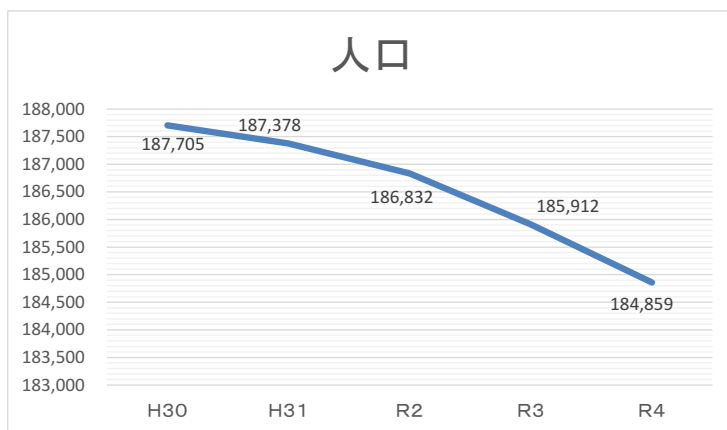
1. 管内の概況	P 1
2. 衛生組合の概況	P 2
3. 衛生組合の組織	P 3
4. 衛生組合の職員数	P 3
5. 衛生組合の一般会計予算	P 4
6. 衛生組合の事業予算概要	P 5
7. 衛生組合の処理施設の概要	P 6
8. ごみの処理フロー（久喜宮代清掃センター）	P 7
9. ごみの処理フロー（菖蒲清掃センター）	P 8
10. ごみの処理フロー（八甫清掃センター）	P 9
11. 「ごみ・資源の量」「最終処分量」及び「リサイクル率の推移」	P 10
12. 「指定ごみ袋制度」	P 11
13. 「家庭ごみ・資源物カレンダーについて」	P 11
14. 「廃棄物減量等推進員制度」	P 12
15. 「生ごみ処理容器等購入費補助制度」	P 12
16. 「資源集団回収事業報償金交付制度」	P 13
17. 「ごみ集積所環境整備補助金制度」	P 14
18. 「剪定枝粉碎機貸出制度」	P 15
19. 「電気式生ごみ処理機貸出制度」	P 16
20. 「燃やせるごみ等湿ベース分類結果」	P 17
21. 「ふれあい収集制度」	P 18
22. 「有料広告制度」	P 19
23. 久喜宮代衛生組合の沿革	P 20

2. 衛生組合の概況

○設 立

久喜宮代衛生組合は、昭和36（1961）年に久喜町（合併前の久喜市）と宮代町の一般廃棄物（ごみ・し尿）を共同処理することを目的として設立された一部事務組合です。

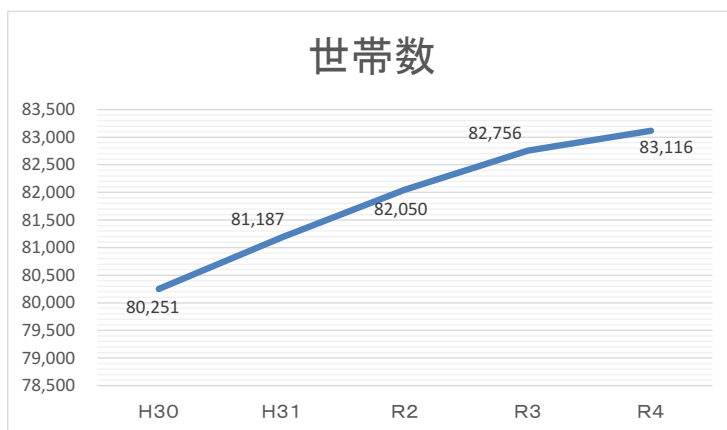
平成22（2010）年3月23日に久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町が合併したことに伴い、衛生組合は「久喜宮代清掃センター（旧久喜宮代衛生組合）」、「菖蒲清掃センター（旧菖蒲町）」、「八甫清掃センター（旧栗橋・鷺宮衛生組合）」の3つの施設で処理する体制になりました。



○人口

（各年度4月1日現在）

	H30	H31	R2	R3	R4
久喜市	153,714	153,407	152,863	152,120	151,203
宮代町	33,991	33,971	33,969	33,792	33,656
合計	187,705	187,378	186,832	185,912	184,859



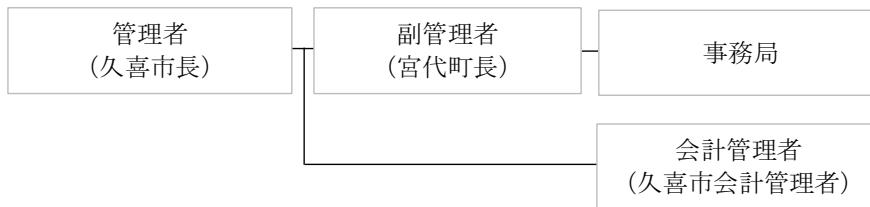
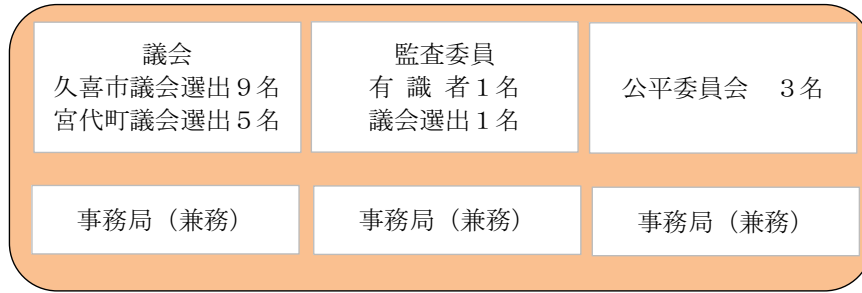
○世帯数

（各年度4月1日現在）

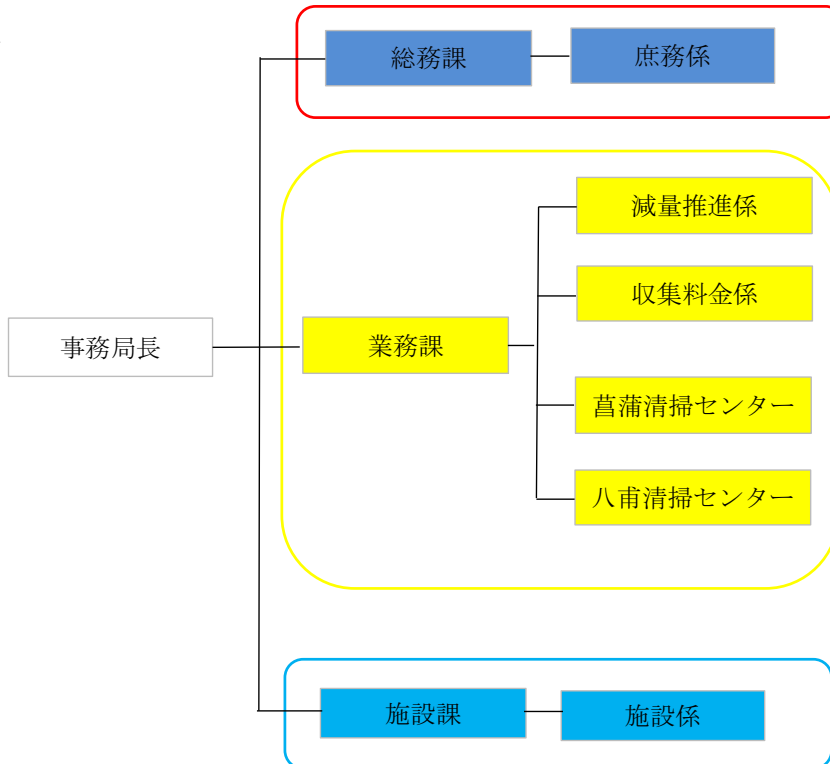
	H30	H31	R2	R3	R4
久喜市	65,505	66,251	66,934	67,488	67,734
宮代町	14,746	14,936	15,116	15,268	15,382
合計	80,251	81,187	82,050	82,756	83,116

3. 衛生組合の組織

○機構



○事務局



4. 衛生組合の職員数

○職員数

(各年度4月1日現在)

	事務職員			技能労務職員	合計
	組合採用職員	派遣職員	会計年度任用職員		
H 3 0	8	17	3	12	40
H 3 1	7	17	3	11	38
R 2	7	17	4	9	37
R 3	7	17	4	9	37
R 4	7	17	5	9	38

※再任用職員を含む

5. 衛生組合の一般会計予算

○令和4年度（2022年度）歳入予算

項目	予算額（千円）	構成比率（%）	説明
組合負担金	3,021,173	76.1	久喜市・宮代町からの負担金です。
（うち、久喜市負担金）	(2,464,368)	62.1	
（うち、宮代町負担金）	(556,805)	14.0	
使用料及び手数料	282,915	7.1	ごみ・し尿の収集処理手数料等です。
国庫支出金	16,729	0.4	処理施設の改良工事に係る国庫支出金です。
財産収入	50,892	1.3	資源等の売却収入です。
繰入金	89,993	2.3	財政調整基金からの繰入金です。
繰越金	50,000	1.3	前年度からの繰越金です。
諸収入	7,492	0.2	資源の売却益等です。
組合債	451,200	11.3	施設整備のための借入です。
合計	3,970,394	100	

○令和4年度（2022年度）歳出予算

項目	予算額（千円）	構成比率（%）	説明
議会費	2,682	0.1	組合議会の運営費です。
総務費	111,142	2.8	事務費や管理費です。
衛生費	3,512,307	88.4	ごみ・し尿の処理費等です。
公債費	324,475	8.2	借入金の返済金です。
諸支出金	4	0.0	財政調整基金への積立金です。
予備費	19,784	0.5	予算外等の突発的な支出に充てるための費用です。
合計	3,970,394	100	

○過去5年間の歳入歳出当初予算額推移

単位：千円

項目／年度	H30	H31	R2	R3	R4
歳入及び歳出額	3,649,000	3,674,544	3,912,679	3,927,868	3,970,394
対前年度額	3,649,000	25,544	238,135	15,189	42,526
対前年度比（%）	0.8	0.7	6.5	0.4	1.1

※平成30年度の対前年度額及び対前年度比は、平成29年度との比較

6. 衛生組合の事業予算概要

・令和4年度 ごみの分別、収集、処理等に関する主な予算

○企画政策・統計事業	3,403	千円
○減量推進事業	34,217	千円
○塵芥収集料金事業	938,409	千円
○ごみ処理施設管理運営事業	1,418,146	千円
○塵芥処分事業	320,776	千円
○し尿収集料金事業	14,215	千円
○し尿処理施設管理運営事業	246,478	千円
○し尿処理施設基幹的設備改良事業	64,440	千円

7. 衛生組合の処理施設の概要

○ごみ処理施設

・久喜宮代清掃センター

(令和4年4月1日現在)

		竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	1号炉	昭和50(1975)年	ストーカ式	75 ^{トン} /24h
	2号炉	昭和55(1980)年	ストーカ式	75 ^{トン} /24h
粗大ごみ処理施設		平成2(1990)年	回転衝撃式破碎及び選別	30 ^{トン} /5h

・菖蒲清掃センター

(令和4年4月1日現在)

		竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設		平成元(1989)年	ストーカ式	15 ^{トン} /8h×2基
粗大ごみ処理施設		平成元(1989)年	回転衝撃式破碎及び選別	10 ^{トン} /5h

・八甫清掃センター

(令和4年4月1日現在)

		竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設		昭和63(1988)年	流動床式	52.5 ^{トン} /24h×2基
粗大ごみ処理施設		平成元(1989)年	回転衝撃式破碎及び選別	30 ^{トン} /5h

○し尿処理施設

・久喜宮代清掃センター

(令和4年4月1日現在)

		竣工年	処理方式	処理能力
し尿処理施設		昭和48(1973)年 <small>(平成10年度に現方式に改造)</small>	膜分離高負荷脱窒素処理方式	70kl/日

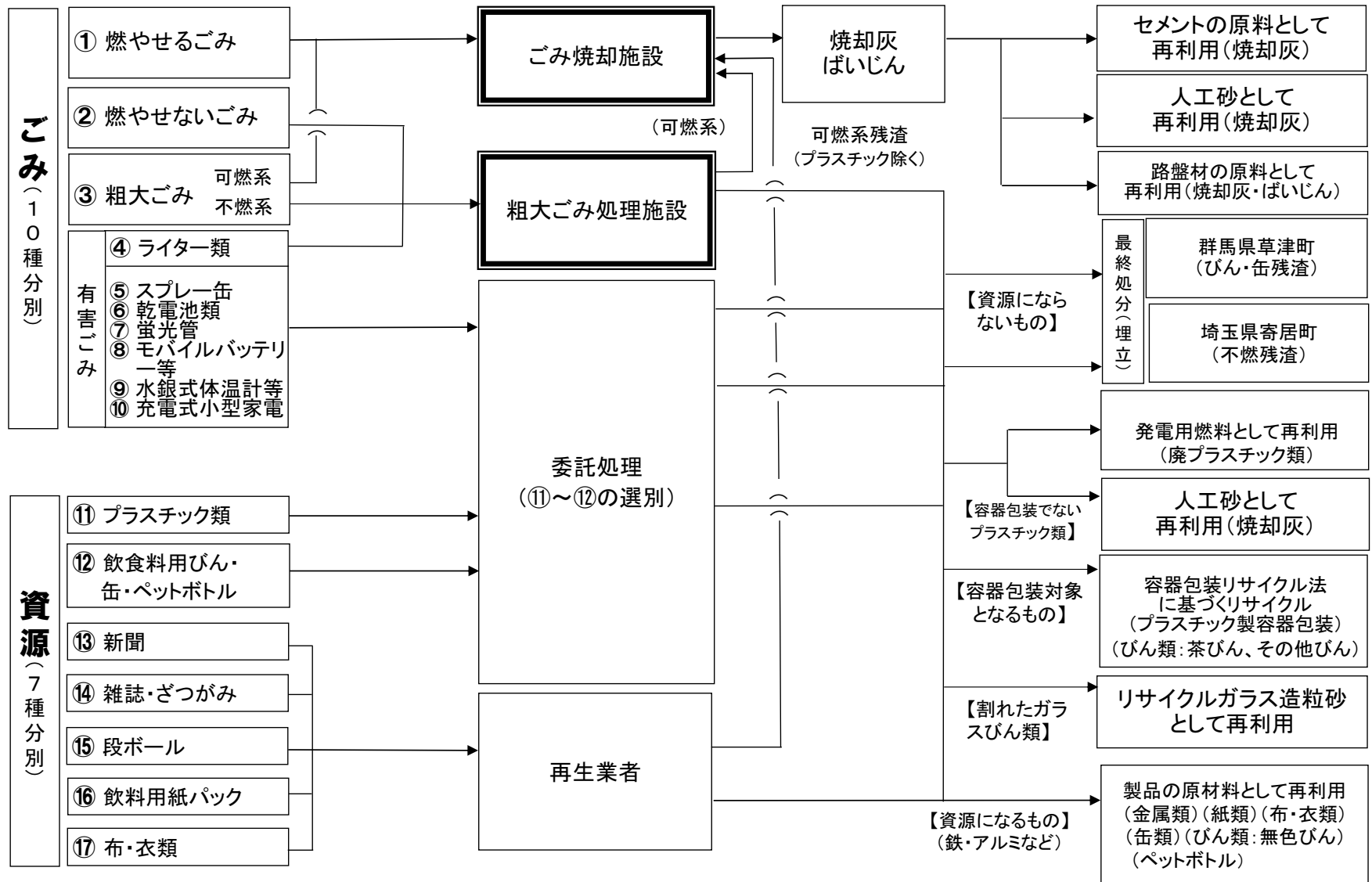
・八甫清掃センター

(令和4年4月1日現在)

		竣工年	処理方式	処理能力
し尿処理施設		平成7年(1995)年	標準脱窒素処理方式	53kl/日

2分類(ごみ・資源)17種分別

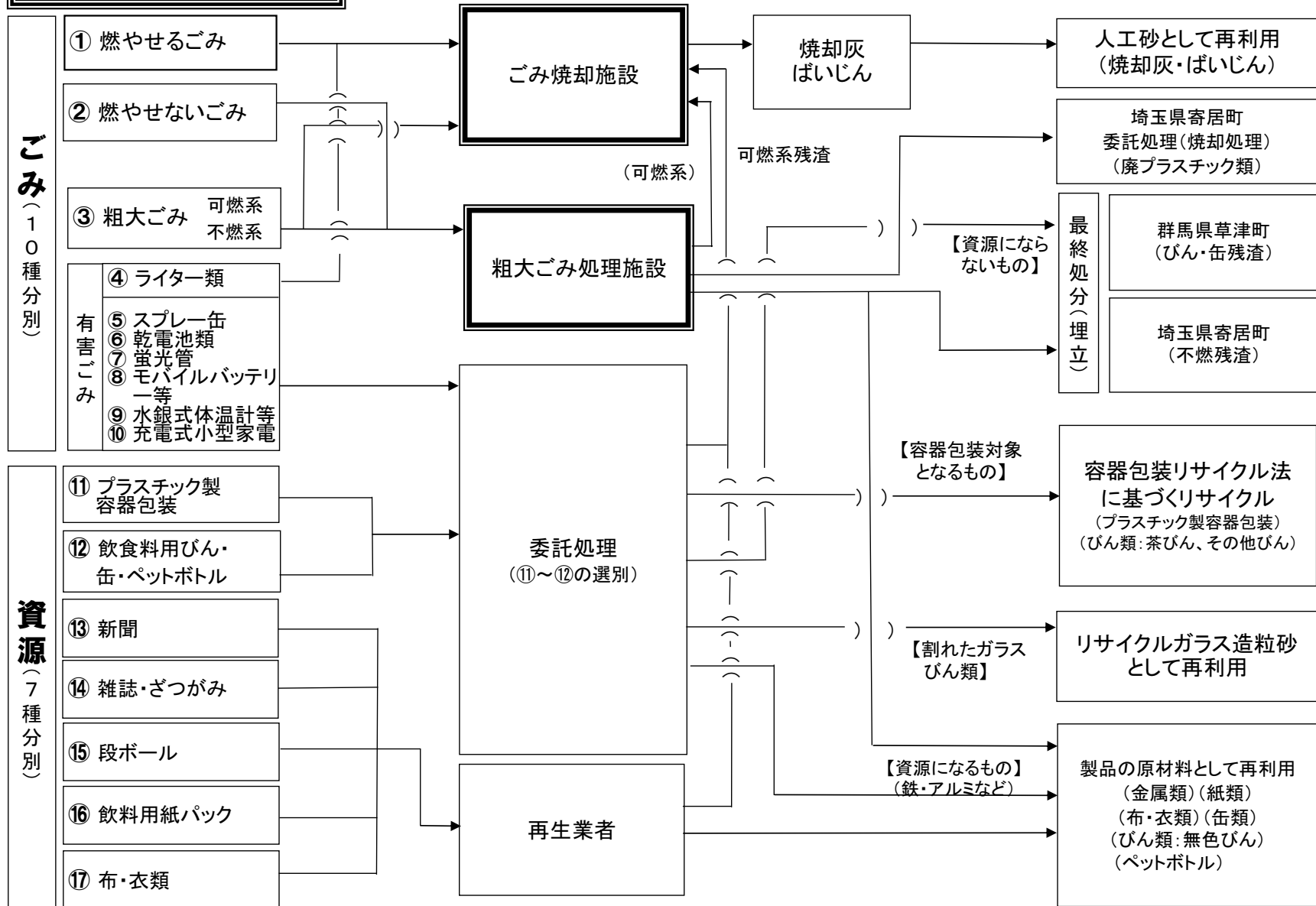
8. ごみの処理フロー(久喜宮代清掃センター) ※令和4年4月1日現在



2分類(ごみ・資源)17種分別

9. ごみの処理フロー(菖蒲清掃センター)

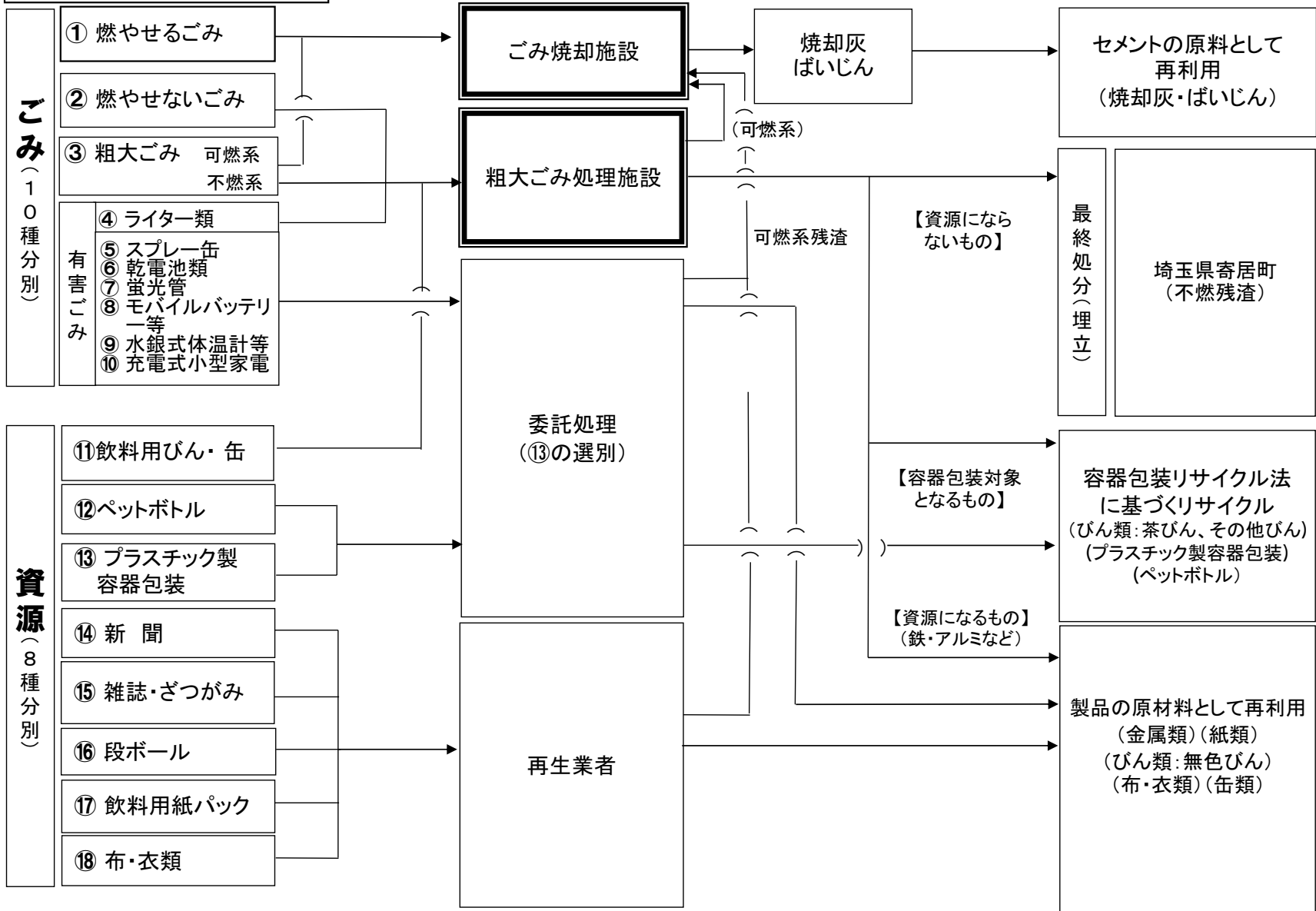
※令和4年4月1日現在



10. ごみの処理フロー(八甫清掃センター)

※令和4年4月1日現在

2分類(ごみ・資源)18種分別



11. 「ごみ・資源の量」「最終処分量」及び「リサイクル率」の推移

		久喜宮代衛生組合			うち久喜宮代清掃センター			うち菖蒲清掃センター			うち八甫清掃センター				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
処理量	ごみ	燃やせるごみ	重量(t)	41,096	40,915	39,893	19,898	20,095	19,794	6,084	5,844	5,445	15,114	14,976	14,654
		燃やせるごみ	増減率(%)	—	▲0.44	▲2.50	—	0.99	▲1.50	—	▲3.94	▲6.83	—	▲0.91	▲2.15
		燃やせないごみ	重量(t)	2,082	2,320	2,012	945	1,090	913	282	287	235	855	943	864
		燃やせないごみ	増減率(%)	—	11.43	▲13.28	—	15.34	▲16.24	—	1.77	▲18.12	—	10.29	▲8.38
	粗大ごみ	重量(t)	857	969	940	479	541	517	89	99	96	289	329	327	
		増減率(%)	—	13.07	▲2.99	—	12.94	▲4.44	—	11.24	▲3.03	—	13.84	▲0.61	
	有害ごみ	重量(t)	137	146	157	79	80	95	14	18	17	44	48	45	
		増減率(%)	—	6.57	7.53	—	1.27	18.75	—	28.57	▲5.56	—	9.09	▲6.25	
	ごみ計		重量(t)	44,172	44,350	43,002	21,401	21,806	21,319	6,469	6,248	5,793	16,302	16,296	15,890
	ごみ計		増減率(%)	—	0.40	▲3.04	▲50.23	1.89	▲2.23	—	▲3.42	▲7.28	—	▲0.04	▲2.49
	資源	紙類、布・衣類	重量(t)	4,716	5,141	4,771	3,299	3,542	3,268	339	426	383	1,078	1,173	1,120
			増減率(%)	—	9.01	▲7.20	—	7.37	▲7.74	—	25.66	▲10.09	—	8.81	▲4.52
		びん・缶・ペットボトル	重量(t)	2,326	2,357	2,234	1,600	1,614	1,501	255	255	248	471	488	485
			増減率(%)	—	1.33	▲5.22	—	0.88	▲7.00	—	0.00	▲2.75	—	3.61	▲0.61
プラスチック類(プラスチック製容器包装)※		重量(t)	4,006	4,061	3,674	3,009	2,998	2,631	226	236	231	771	827	812	
		増減率(%)	—	1.37	▲9.53	—	▲0.37	▲12.24	—	4.42	▲2.12	—	7.26	▲1.81	
資源類計		重量(t)	11,048	11,559	10,679	7,908	8,154	7,400	820	917	862	2,320	2,488	2,417	
資源類計		増減率(%)	—	4.63	▲7.61	—	3.11	▲9.25	—	11.83	▲6.00	—	7.24	▲2.85	
総処理量		重量(t)	55,220	55,909	53,681	29,309	29,960	28,719	7,289	7,165	6,655	18,622	18,784	18,307	
総処理量		増減率(%)	—	1.25	▲3.99	—	2.22	▲4.14	—	▲1.70	▲7.12	—	0.87	▲2.54	
資源化量	紙類、布・衣類	重量(t)	4,714	5,133	4,756	3,297	3,536	3,265	339	423	371	1,078	1,174	1,120	
		増減率(%)	—	8.89	▲7.34	—	7.25	▲7.66	—	24.78	▲12.29	—	8.91	▲4.60	
	びん・缶・ペットボトル	重量(t)	2,074	2,112	2,012	1,473	1,486	1,393	236	237	231	365	389	388	
		増減率(%)	—	1.83	▲4.73	—	0.88	▲6.26	—	0.42	▲2.53	—	6.58	▲0.26	
	プラスチック類(プラスチック製容器包装)※	重量(t)	3,378	3,275	3,180	2,434	2,318	2,215	220	206	215	724	751	750	
		増減率(%)	—	▲3.05	▲2.90	—	▲4.77	▲4.44	—	▲6.36	4.37	—	3.73	▲0.13	
	剪定枝堆肥化	重量(t)	39	6	—	39	6	—	—	—	—	—	—	—	
		増減率(%)	—	▲84.62	—	—	▲84.62	—	—	—	—	—	—	—	
	小型家電	重量(t)	129	0	5	84	0	2	6	0	1	39	0	2	
		増減率(%)	—	▲100.00	—	—	▲100.00	—	200.00	▲100.00	—	—	▲100.00	—	
場内発生分(各種金属・焼却灰・ばいじん等)	重量(t)	5,922	5,915	5,907	3,398	3,355	3,228	904	913	870	1,620	1,647	1,809		
	増減率(%)	—	▲0.12	▲0.14	—	▲1.27	▲3.79	—	1.00	▲4.71	—	1.67	9.84		
資源化量計		重量(t)	16,256	16,441	15,860	10,725	10,701	10,103	1,705	1,779	1,688	3,826	3,961	4,069	
資源化量計		増減率(%)	—	1.14	▲3.53	—	▲0.22	▲5.59	—	4.34	▲5.12	126.66	3.53	2.73	
最終処分	焼却灰・ばいじん	重量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		増減率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	処理残渣各種(不燃物や不燃性資源等の処理時に発生)	重量(t)	884	719	1,125	318	391	368	134	141	121	432	187	636	
		増減率(%)	—	▲18.67	56.47	—	22.96	▲5.88	—	5.22	▲14.18	—	▲56.71	240.11	
最終処分量計		重量(t)	884	719	1,125	318	391	368	134	141	121	432	187	636	
最終処分量計		増減率(%)	—	▲18.67	56.47	—	22.96	▲5.88	—	5.22	▲14.18	—	▲56.71	240.11	
資源集団回収量		重量(t)	1,657	1,277	1,285	615	475	463	164	45	80	878	757	742	
資源集団回収量		増減率(%)	—	▲22.93	0.63	—	▲22.76	▲2.53	—	▲72.56	77.78	—	▲13.78	▲1.98	
久喜宮代衛生組合のリサイクル率(%)			31.5	31.0	31.2	37.9	36.7	36.2	25.1	25.3	26.3	24.1	24.1	25.3	
埼玉県のリサイクル率(%)			23.7	24.4	(未確定)	23.7	24.4	(未確定)	23.7	24.4	(未確定)	23.7	24.4	(未確定)	
全国のリサイクル率(%)			19.6	20.0	(未確定)	19.6	20.0	(未確定)	19.6	20.0	(未確定)	19.6	20.0	(未確定)	

注：リサイクル率＝(資源化量＋資源集団回収量)／(総処理量＋資源集団回収量)

増減率＝前年度を100とした場合の増減の率

※久喜宮代清掃センターは、プラスチック製容器包装対象外のプラスチックも回収。

12. 指定ごみ袋制度

(令和4年4月1日現在)

開始年度	平成24年4月1日			
根拠	久喜宮代衛生組合指定ごみ袋に関する要綱			
種類	①燃やせるごみ 450、300、200、100 <small>(100は日本技研工業㈱、㈱ジャパックス、越健産業㈱が製造。 ニッコー㈱は燃やせるごみ指定袋のみ製造)</small> ②燃やせないごみ 450、300、200、100 <small>(100は日本技研工業㈱、㈱ジャパックスが製造)</small>			
形状	手提げ型			
大きさ	①450 縦800mm×横650(400+250)×取手幅80mm×加工幅160mm ②300 縦700mm×横500(350+150)×取手幅70mm×加工幅150mm ③200 縦600mm×横460(320+140)×取手幅60mm×加工幅130mm ④100 縦440mm×横350(220+130)×取手幅40mm×加工幅110mm			
販売店	一般小売店舗、スーパー、コンビニエンスストア			
製造業者	日本技研工業㈱	㈱ジャパックス	越健産業㈱	ニッコー㈱
製品の問い合わせ先	0120-177172	0120-526527	049-224-1277	0485-84-0137
受付時間	10時～12時 13時～17時	9時～17時	9時～17時30分	10時～17時
備考	菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区は合併以前から指定ごみ袋制度を導入			

13. 家庭ごみ・資源物収集カレンダーについて

(令和4年4月1日現在)

		配布先
開始年度		平成24年4月1日～
久喜地区Aブロック～Dブロック		久喜宮代清掃センター、久喜市役所環境経済・教育分室、久喜市役所市民課、久喜市役所庶務課、ふれあいセンター久喜、中央図書館、中央公民館、東公民館、西公民館
宮代町Eブロック～Fブロック		久喜宮代清掃センター、宮代町役場環境資源課資源循環担当、宮代町役場戸籍住民担当、進修館、図書館、郷土資料館、保健センター
菖蒲地区Aブロック～Bブロック		菖蒲清掃センター、久喜市役所資源循環推進課、久喜市役所市民課（菖蒲市民係）、久喜市役所環境経済・教育分室
栗橋地区Eブロック～Hブロック		八甫清掃センター、久喜市役所環境経済・教育分室、栗橋総合支所総務管理課、鷲宮総合支所総務管理課、久喜市役所市民課（栗橋市民係）
鷲宮地区Aブロック～Dブロック		八甫清掃センター、久喜市役所環境経済・教育分室、鷲宮総合支所総務管理課、久喜市役所市民課（鷲宮市民係）、鷲宮体育センター
外国語版の種類	英語版	久喜宮代版・・・久喜宮代清掃センター、久喜市役所環境経済・教育分室、ふれあいセンター久喜、宮代町役場環境資源課資源循環担当 菖蒲版・・・菖蒲清掃センター、久喜市役所資源循環推進課、久喜市役所環境経済・教育分室 栗橋鷲宮版・・・八甫清掃センター、久喜市役所環境経済・教育分室、栗橋総合支所総務管理課、鷲宮総合支所総務管理課
	中国語	
	スペイン語	
	ポルトガル語	
	ベトナム語	
	タガログ語	
点訳版		希望に応じて対応
備考	栗橋地区、鷲宮地区は合併前からカレンダー方式を採用	

1 4 . 廃棄物減量等推進員制度

	久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	八甫清掃センター
根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進員要綱		
役割	「地域に密着してごみの減量化・資源化を促進していくためのリーダー」として活動		
推薦・委嘱方法	区長（自治会等代表者）からの推薦に基づき、管理者が委嘱		
任期	2年		
謝礼	年額12,000円		
活動内容	①分別の徹底のための住民への協力要請に関すること ②ごみ集積所の清潔保持の指導に関すること ③ごみの減量と資源化に関すること		
支給されるもの	①委嘱書 ②廃棄物減量等推進員証 ③廃棄物減量等推進員の手引き		
令和3年度推進員数	356（うち宮代町121）	62	229
備考	活動中に事故に遭った場合、組合構成市町が加入する総合賠償補償保険を適用		

15. 生ごみ処理容器等購入費補助制度

	家庭用			業務用（事業所対象）	
	コンポスト	EM処理容器	電気式 生ごみ処理機	業務用生ごみ処理機	
根拠	久喜宮代衛生組合生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱、久喜宮代衛生組合業務用生ごみ処理機器購入費等補助金交付要綱				
対 象 者	①久喜市又は宮代町に住所を有すること ②自己の責任において生ごみ処理容器等を設置し、適切に管理できること			個人	
				法人	
	①管内に事業所があること ②市税・町税に関し滞納がないこと ③久喜市または宮代町の住民基本台帳に登録されていること			①（左に同じ） ②（左に同じ） ③商業法人登記がなされていること	
補助金額	購入費（消費税等込）の半額			（本体費用＋設置費用）の2/3	
	上限：2,500円	上限：1,500円	上限：30,000円	上限：2,000,000円	
数 量	5年間でそれぞれ2基まで / 世帯		5年間で1基まで / 世帯	1基 / 1事業所（本店及び支店は各々1事業所とみなす）	
申請手続	①「補助金交付申請書」に必要事項を記入 ②購入の際に発行された「領収書の写し」、「設置写真」を申請書に添付して提出 ③申請者が指定する口座に補助金を振込			申請書に必要書類を添付して提出後、審査のうえ交付決定	
令和3年度実績	基（機）数	27	14	61	1
	補助額（円）	56,700	15,600	1,162,500	822,000
累 計	5,291	1,803	2,032	15(平成14(2002)年10月からの累計)	
備考	・補助実績累計には、久喜市合併前の菖蒲地区、栗橋地区、鷺宮地区の数値は含まない。			・補助の決定に際し、条件有り 例：6年間で補助対象期間とし、その間は継続使用する 補助対象期間内は年度ごとに実績報告書を提出する…等	

16. 資源集団回収事業報償金交付制度

	久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	八甫清掃センター	
根拠	久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱			
対象団体	久喜市及び宮代町の地域住民で組織している自治会、町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等（営利を目的としない団体）			
登録要件	①資源集団回収を定期的を実施すること ②資源集団回収を主体的に実施すること ③団体を構成する世帯が10世帯以上であること			
登録期間	原則6月1日から翌々年5月31日まで（2年間） ※登録期間は、令和5年5月31日まで			
対象品目	■紙類（新聞紙、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック） ■布・衣類			
報償金額	1kgにつき7円 報償金額＝回収量（kg）×7円			
各種手続	<団体登録> ①「団体登録申請書」・「実施計画書」・「前年度収支決算報告書又は会計報告書」を提出 ②申請団体に団体登録通知を送付 <報償金交付申請> ①「報償金交付申請書」・「実施明細書」・「回収量が確認できる書類（業者の計量証明等）」を提出 ②申請者が指定する口座に報償金を振込			
令和3年度実績	報償金交付額（円）	3,242,750	557,655	5,192,740
	回収量（kg）	463,250	79,665	741,820
登録団体数 （令和3年度時点）	32団体 （うち宮代町17団体）	6団体	47団体	
備考				

17. ごみ集積所環境整備補助金制度

		久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	八甫清掃センター
根拠		久喜宮代衛生組合ごみ集積所環境整備補助金交付要綱		
申請者		廃棄物減量等推進員、区長、自治会長またはごみ集積所利用者の代表者		
補助対象		①防鳥ネット等ごみの飛散防止に使用する用具 ②ほうき、ちりとり等の清掃に使用する用具 ③その他ごみ集積所の維持管理に要する用具及び用具の設置・修繕する経費		
補助要件		①久喜市及び宮代町の管内で衛生組合がごみを収集している集積所 ②前年度に補助金の交付を受けていないこと		
補助金額		購入費（消費税等込）の1/2 上限：3,000円		
申請手続		①衛生組合に事前相談 ②補助対象備品の購入 ③「ごみ集積所環境整備補助金申請書」、購入の際に発行された「領収書の写し」、「ごみ集積所の位置図」、 「補助対象用品を設置した集積所の写真」を添えて申請 ④申請者が指定する口座に補助金を振込		
令和3年度補助実績	集積所数 (箇所)	141	23	83
	補助額	271,300	40,600	130,400

18. 剪定枝粉碎機貸出制度

	久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	八甫清掃センター	
根拠	久喜宮代衛生組合剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱			
対象者	①久喜市及び宮代町のお住まいの方 ②衛生組合管内を本拠として活動する営利を目的としない団体 ③久喜市及び宮代町の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校			
貸出期間	貸出日及び返却日を含めて8日以内			
申請窓口	久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センター			
貸出条件	粉碎、チップ化したものは、ごみ集積所に出すことはできない			
機種	MLG-1510又はHM-2508			
大きさ	長さ60cm×幅50cm×高さ90cm			
重さ	25kg			
申請手続	①各清掃センターに電話又は各清掃センター窓口で予約 ②予約した清掃センターで「剪定枝粉碎機借用書」を記入、身分証明書の提示 ③予約した清掃センターに返却、「剪定枝粉碎機実績報告書」を提出			
貸出実績	令和3年度	58	9	36
	累計 (H25.4～)	345	48	242
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用100V電源 ・又貸しや営利目的の利用は不可 ・利用方法に起因する損害の責任は当該利用者が負担 			

19. 電気式生ごみ処理機貸出制度

		久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	八甫清掃センター
根拠	久喜宮代衛生組合家庭用生ごみ処理機貸出事業実施要綱			
対象者	久喜市及び宮代町に住所を有し、かつ居住している一般家庭の方			
貸出期間	貸出日及び返却日を含めて15日以内			
申請窓口	久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センター			
機種	パナソニック社製 MS-N53			
大きさ	幅268mm×奥行365mm×高さ550mm			
申請手続	①各清掃センターに電話又は窓口で予約 ②予約した清掃センターで「家庭用生ごみ処理機借用書」を記入、身分証明書の提示 ③予約した清掃センターに返却、「アンケート用紙」を提出			
貸出実績	令和3年度	2	1	4
	累計 (H29.9～)	40	6	28
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・電源は家庭用100V ・貸出しを受けた処理機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償する。 ・利用方法に起因する損害の責任は当該利用者が負担する。 			

20. 燃やせるごみ等湿ベース分類結果

燃やせるごみ湿ベース分類結果

		久喜宮代清掃センター		菖蒲清掃センター		八甫清掃センター	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
目的		湿ベース組成分析を実施することにより、燃やせるごみの分別状況を把握する					
燃やせるごみ		95.7%	94.5%	90.6%	91.8%	91.8%	93.4%
異物	プラスチック製容器包装	0.9%	0.9%	0.9%	2.0%	1.0%	1.5%
	新聞	0.3%	0.1%	0.5%	0.8%	0.1%	0.2%
	雑誌・ざつがみ	1.8%	3.2%	5.4%	3.6%	2.9%	2.4%
	布・衣類	0.4%	0.3%	1.1%	0.3%	1.2%	0.1%
	その他	0.9%	1.0%	1.5%	1.5%	3.0%	2.4%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

プラスチック類、プラスチック製容器包装湿ベース分類結果

		久喜宮代清掃センター		菖蒲清掃センター		八甫清掃センター	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
目的		湿ベース組成分析を実施することによりプラスチック類、プラスチック製容器包装の分別状況を把握する					
プラスチック製容器包装		94.4%	93.6%	93.7%	97.0%	95.1%	98.1%
容器包装以外のプラ製品				5.8%	2.6%	4.3%	1.1%
異物	燃やせるごみ	4.4%	4.0%				
	その他	1.2%	2.4%	0.5%	0.4%	0.6%	0.8%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

21. ふれあい収集制度

	久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	八甫清掃センター	
根拠	久喜宮代衛生組合ふれあい収集実施要綱			
対象となる世帯	集積所まで「ごみ・資源」を持ち出すことが困難で、身近な人等の協力が得られない世帯			
登録要件	①おおむね65歳以上の一人暮らしの世帯 ②障がいのある方のみを構成員とする世帯 ③その他必要と認められる世帯			
収集方法	戸別収集			
申請窓口	高齢者担当窓口	障がい者担当窓口		
久喜市	介護保険課（本庁舎）、高齢者・介護保険係（総合支所）	障がい者福祉課（本庁舎）、社会福祉係（総合支所）		
宮代町	健康介護課高齢者支援担当	福祉課福祉支援担当		
久喜宮代衛生組合	久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センター			
申請手続	①「ふれあい収集実施申請書」を上記窓口に提出 ②衛生組合職員がごみ集積所の場所やご家庭の状況等について訪問調査 ③「ふれあい収集実施決定書」にて調査結果を通知			
申請実績	令和3年度	60	10	21
	累計 (H14.4～)	524	57	158
備考	菖蒲地区、栗橋地区、鷺宮地区については、平成22年度から開始			

2 2. 有料広告制度

根拠	久喜宮代衛生組合有料広告掲載取扱要綱			
開始年度	平成24年度			
広告媒体	①衛生組合だより ②衛生組合ホームページ ③郵便用封筒（長3） ④家庭ごみ・資源物収集カレンダー			
申込受付期間	ア. 6月1日～6月30日 イ. 9月1日～9月30日 ウ. 12月1日～12月28日			
掲載料	① 1 枠10,000円 2 枠20,000円 ② 1 枠5,000円 ③ 1 枠2,000円 ④ 1 枠20,000円 2 枠40,000円			
掲載できる規格	① 1 枠（縦40mm×横76mm）、2 枠（縦40mm×横157mm）一色（黒）刷り広告枠は実線で表記 ②縦48ピクセル×横120ピクセルGIF形式4キロバイト以内 ③ 1 枠（縦40mm×横80mm） ④ 1 枠（縦20mm×横70mm）、2 枠（縦20mm×横150mm）フルカラー広告枠は実線で表記			
申請手続	「久喜宮代衛生組合有料広告申込書」、「掲載しようとする広告の原稿」、事業所のある市町村における「市町村民税に関する納税証明書」を業務課減量推進係に提出			
広告媒体	衛生組合だより	ホームページ	家庭ごみ・資源物 収集カレンダー	
掲載実績	令和3年度	16	0	18
	累計 (H27.4～)	66	2	39

23. 久喜宮代衛生組合の沿革

年	主 な で き ご と	
H22	2010	市町合併により、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センター体制となる（3月23日）
		ふれあい収集制度を統一（10月）
H23	2011	粗大ごみ処理手数料を統一（10月）
H24	2012	粗大ごみ申込みを予約センターで受付を開始（4月）
		粗大ごみ申込みインターネット予約を開始（4月）
		管内統一指定ごみ袋（燃やせるごみ指定袋・燃やせないごみ指定袋）を導入（4月）
		ホームページなどに民間企業などの広告を掲載して広告媒体とする有料広告制度を開始（4月）
		管内統一指定ごみ袋（燃やせるごみ指定袋・燃やせないごみ指定袋）に100袋を導入（9月）
H25	2013	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定（3月）
		剪定枝粉碎機貸出制度を開始（4月）
		家庭ごみの自己搬入の処理手数料を統一（10月）
		事業系廃棄物の自己搬入の処理手数料を統一（10月）
		犬猫等動物死体の取扱手数料を統一（10月）
		ごみ焼却施設基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図る（※八甫清掃センター H25～26年度工事）
H26	2014	「資源プラスチック類」「プラスチック製容器包装」の排出袋を統一（4月）
H27	2015	久喜宮代衛生組合ホームページリニューアル（4月）
		ごみを減らしてきれいな街づくり表彰を創設（4月）
		ごみ集積所環境整備補助金制度を開始（集積所の清潔維持に関する用具等に対する補助）（4月）
		自己搬入の一部日曜受付を開始（4月）
		紙おむつの指定袋以外の透明袋での収集を開始（4月）
		家庭ごみの自己搬入の処理手数料を改定（10月）
		事業系一般廃棄物の受入方法を自己搬入に統一（10月）
H28	2016	し尿手数料を改定（平成30年度まで段階的に実施）※久喜宮代清掃センターのみ（4月）
		資源リサイクル（「紙類」「布・衣類」）の収集回数を統一（4月）
		久喜宮代衛生組合ごみ分別アプリ配信（9月）
H29	2017	インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加（7月）

年		主 な で き ご と
H29	2017	電気式生ごみ処理機貸出制度を開始（9月）
H30	2018	資源（紙類、布・衣類）の回収に係る実証実験による集団回収を開始（10月）
H31・R1	2019	生ごみ減容化（HDMシステム）及び堆肥化事業実証試験を終了（3月）
		有害ごみの収集品目にモバイルバッテリーを追加（4月）
		消費税改正に伴い、ごみ処理手数料、し尿処理手数料を改正（10月）
R2	2020	資源（紙類、布・衣類）の回収に係る実証実験による集団回収を終了（3月）
		在宅医療廃棄物の収集を開始（4月）
		ノーレジ袋キャンペーンの終了（10月）
		し尿処理施設基幹的設備改良事業に着手（※八甫清掃センターR2～R5予定）
R3	2021	剪定枝堆肥化の終了（3月）
		有害ごみの収集に小型充電式電池を追加（4月）
		外国語版の家庭ごみ・資源物収集表にベトナム語を追加（4月）



久喜宮代清掃センターし尿処理施設



八甫清掃センターし尿処理施設

久喜宮代衛生組合

久喜宮代清掃センター 〒345-0836 埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1276-1

電話：0480(34)2042

FAX：0480(32)5361

菖蒲清掃センター 〒346-0103 久喜市菖蒲町台2770-1

電話：0480(85)7027

八甫清掃センター 〒340-0201 久喜市八甫2525

電話：0480(58)1309

ホームページURL：<http://www.crt-kuki.miyashiro.saitama.jp>

メールアドレス：mail@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp

発行：令和4年（2022年）8月

環境用語の解説

〈あ行〉

愛知目標

平成 22 年 10 月、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において採択された「生物多様性戦略計画 2011－2020 及び愛知目標」のこと。

計画では、令和 32 年までの長期目標として「自然と共生する世界の実現」、令和 2 年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げている。

アイドリング・ストップ

自動車を利用する際に、信号待ちなどの停車中に積極的にエンジンを切ることで、二酸化炭素の削減や省エネルギーを図るもの。

アスベスト

石綿ともよばれ、天然に産する唯一の繊維状鉱石で蛇紋岩、角閃石中にクリソタイル、アモサイトなどとして存在する。用途として、耐熱材料、フロアタイル、自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに加工、混合される。アスベストは生体内に気道系を通じて肺に滞留・沈着し、肺繊維症のほかに、肺ガン、悪性中皮腫の原因となることが認められている。大気汚染防止法において特定粉じんとして指定されている。

硫黄酸化物（SO_x）

二酸化硫黄、三酸化硫黄と硫酸ミスト等の総称で、大気汚染防止法では、ばい煙の一種類として規定し、一般排出基準及び特別排出基準をK値規制として設け、さらに総量規制の対象物質としている。

一般廃棄物

主として家庭から排出される廃棄物。

一般廃棄物の処理は、市町村の固有事務であるので市町村の処理計画に従って計画的に収集し、処理することとされている。

エコマーク

私たちのまわりにある様々な商品の中で、製造・使用・廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークであり、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。(財)日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん（回収の上再利用されるびん）、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどが認定されている。

オゾン層

地上 10～50 km の高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は太陽光線中で、酸素から生成され、有害な紫外線を吸収するため、フロンによって破壊されると皮膚ガンや生態系への影響が生じることとなる。

温室効果

大気を通過して太陽光線によって暖められた地表面からは、赤外線が放出される。この赤外線を大気中の二酸化炭素、フロン、メタン等が吸収して大気を温め、地表へその熱の一部を再放出する。このように日射に加えて大気からの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を温室効果といい、赤外線を吸収し、温室効果をもつガスを「温室効果ガス」という。化石燃料等の消費の急増による温室効果ガスの、排出削減が国際的な課題となっている。

温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類。

〈か行〉

化学的酸素要求量(COD)

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。

合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂からでる雑排水を合わせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/8に減らすことができる。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成10年6月に制定され、平成13年4月から施行された法律。市町村での処理やリサイクルが困難な使用済みの家電製品のリサイクルが目的。小売業者には過去に販売した製品などの引き取り義務を、製造業者などには小売業者からの使用済み製品の引き取り及びリサイクルの義務を課している。対象品目は、現在、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫（冷凍庫）、電気洗濯機の4品目。循環型社会形成推進基本法の一つ。

環境影響評価（アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について、事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響について事業の実施に先立って調査、予測、評価すること。また、事業の計画立案段階で実施されるアセスメントを戦略的環境影響評価（戦略アセス）という。

環境カウンセラー

市民や事業者などに対して、環境保全活動の推進のために、助言などの支援ができる人材として登録された人。本制度は環境省が創設し、1997年から登録作業が開始されている。

市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営などに関する相談、助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営を助言する「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談・助言をする「事業者部門」という2つの登録部門が設置されている。

環境基準

環境基準とは、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する目的で定められた行政上の政策目標のことであり、環境基本法第16条に規定されている。この基準は、人の健康等を維持するための最低限度（規制値等）としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。

環境マネジメントシステム

企業などが自ら排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Act）」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステム。1996年（平成8年）に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効され、そのうち、認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。

環境ラベリング制度、環境ラベル

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度。製品の環境影響をチェックして、一定の基準に合致するものに与えられるラベルのことで、エコマークも環境ラベルのひとつである。

九都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において、電気自動車並びに天然ガス、メタノール、ガソリン、軽油及び液化石油ガスを主たる燃料とし、窒素酸化物等の排出量が指定基準値以下の自動車として指定したもの。

京都議定書

1997年12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で議定書が採択された。その内容は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で、1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標が定められた。議定書を批准した国々は、温室効果ガスの排出量の削減が、国際的に義務づけられた。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。2005年に環境省によって提唱され、2005年10月末には、約100万世帯の1か月分の排出量に相当する約46万トン（二酸化炭素換算）分の二酸化炭素が削減できたとされる。

グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、2001年には国等によるグリーン調達を定めるグリーン購入法が制定されている。

健康項目

水質汚濁物質の中で、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる項目をいい、現在、カドミウム、鉛、砒素、水銀などが定められている。一律の環境基準が定められているほか、事業所に対する排水基準も定められている。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことで、コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類などの汚染物質が、太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるスモッグをいう。特に、夏季、日ざしが強く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカするなどの健康被害のほか、視程障害、植物の葉の組織を破壊するなど広範囲にわたる。

公害

公害とは、環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び

悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

コージェネレーション（熱電供給システム）

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

コンポスト

生ゴミ、落葉など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥をいう。

〈さ行〉

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物及び大気中で生成された硫酸、硫酸塩、硝酸塩などが、雨滴に取り込まれpHが低下し、地上に落下した雨等をいう。生態系に対する影響として、土壌の酸性化をもたらし、土壌の微生物活性を弱め、肥沃度を低下させ、森林生態系に重大な影響を与えることが予測されている。

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。

CSR（企業の社会的責任）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり、適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務づける法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

循環型社会

これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切にし、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するため、国の基本方針や事業者、国民の責務を定めた基本法。廃棄物処理法・資源有効利用促進法・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・建設リサイク

ル法・食品リサイクル法・自動車リサイクル法・グリーン購入法の8つの法律を束ねる。

食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。

水素イオン濃度（pH）

pHとは、水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH8から9程度である。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などが定められている。環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に定められている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

ゼロカーボンシティ

2050年までに、二酸化炭素（CO₂）の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長もしくは地方公共団体から公表された都道府県または市町村を指す。2021年12月の時点で、久喜市を含む514の自治体がゼロカーボンシティを表明している。

〈た行〉

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びポリ塩化ビフェニール（PCB）と呼ばれる化合物の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシンの量は、最も毒性の強い異性体に換算した値（毒性等量＝TEQ）で表す。

大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいう。

待機消費電力

家電製品などで、温度や時刻などのモニター表示や内蔵時計、各種設定のメモリーの維持などのために常時消費される電力。家庭消費電力の1割を占めるといわれている。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。日本では、2020年10月に菅義偉前首相が「2050年を目途に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という脱炭素社会への所信表明を行っている。その後、2021年3月に閣議決定された改正地球温暖化対策推進法では、「2050年までの脱炭素社会の実現」が明記された。そして2021年4月、日本は2030年度に温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、この新たな削減目標を踏まえ地球温暖化対策計画を改訂している。

地球の温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。かんばつ、海面上昇などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素、二酸化窒素、亜酸化窒素等の総称で、大気汚染を対象とした場合、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物をさす。発生源としては、自動車を主発生源とする移動発生源と発電所、工場を主発生源とする固定発生源とに分けられる。

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。

日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。この他、LPG車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。

デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金（デポジット）を上乗せして、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

〈な行〉

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

化学物質の中には、生体内に取り込まれてホルモン系に影響を及ぼすものがあり、これらの化学物質が内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれている。環境省では、平成10年5月に「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について（環境ホルモン戦略計画SPEED'98）」（平成12年11月改訂）を作成し、疑いのある65物質を示している。これらの物質による影響は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、生物生存に関わる世代を越えて深刻な影響をもたらすおそれがあることから、環境保全上の重要課題の一つとなっている。

ナショナル・トラスト

価値ある自然環境や歴史的建造物を、広く募金などを募り取得することにより、保存し、次の世代に引き継いでいくことを目的とした環境保護活動。

燃料電池

天然ガス、メタノールなどの燃料を改質して得られた水素と大気中の酸素とを化学的に反応させることにより直接発電させるもので、排出されるのは水だけであり、クリーンで高い発電効率のた

め、地球温暖化問題の解決として、期待されている。

ノーカーデー

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーン。大気汚染や地球温暖化の防止を目的としている。

農業集落排水施設

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

〈は行〉

バイオディーゼルフューエル（BDF）

菜種油、大豆油、コーン油などの植物性廃食油を原料として、燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。ディーゼル車に改造無しで給油でき、二酸化炭素の排出を大幅に削減することができるため、地球温暖化の防止に役立つ。また、植物性廃食油を使うので、廃棄物リサイクルにもなる。

バイオマスエネルギー

生物体を利用して得られるエネルギーのことで、無限に再生可能なエネルギー資源として注目されている。バイオマスエネルギーの利用方法としては、燃焼して発電するほか、アルコール発酵やメタン発酵による燃料化炭化水素を含む植物から燃料成分を抽出する方法がある。

廃棄物

廃棄物とは、その物の占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。

廃棄物の中には、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の排出企業が処理業務を委託した際に不適正処理や不法投棄が起きた場合、排出企業にも罰則や現状回復義務を負わせる法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

ばい煙

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙と定義している。（1）燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、（2）燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、（3）物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または、生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

パリ協定

2015年12月、パリで開かれた国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP21）において合意された、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みのこと。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを世界共通の長期目標に掲げている。なお、1.5℃以内に抑えるためには、2050年までの世界の温室効果ガスの排出量を、実質ゼロにする必要があるとされている。

ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候。都市に機能と人口が集中した結果、冷房による人

工排熱、コンクリートの建物による蓄熱により、都市の熱収支が周辺部と異なり、最低気温が下がらなくなる現象。都心ほど気温が高く、等温線が島のような形になるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（是正）を意味し、品質向上のための体系的考え方となる。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Act）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

この考え方は、ISO9000 や ISO14000 のマネジメントシステムに採用されているほか、種々のシステムの維持、改善に共通に通用する。

PM2.5

自動車や工場などの燃料燃焼などから発生する、大気汚染の原因となる微小粒子状物質で、粒径が $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル：100万分の1m）以下のもの。

PRTR

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを国などの機関が把握、集計、公表する仕組み。

フードマイレージ

輸入食料の重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から消費地が遠いほど、輸送の燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

富栄養化

富栄養化とは、湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類（代表的なものとして窒素、リン）が、非常に低い濃度から次第に高い濃度になっていく現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起これ、生息動物や浄水場での浄化处理などに障害を及ぼす場合がある。

フロン・特定フロン

炭素、フッ素、塩素等の化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に使用されている。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、生産が全廃されている。

ポリ塩化ビフェニール（PCB）

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油等に使用されている。人体に有害なため昭和47年に製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

マイクロプラスチック

海洋に流出したプラスチックごみが波や太陽光の影響を受けて、微小（5mm以下）なプラスチック粒子になったもの。地球規模の海洋汚染の原因となっており、海洋生物の食物連鎖に取り込まれやすいため、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

ミティゲーション

開発行為で受ける環境ダメージを回避、軽減、代償する手法。開発によって失われる自然環境に対して、いかに負荷を小さくするかなど開発と環境を両立させる行為全体を示す考え方。

〈や行〉

有害廃棄物の越境移動

自国で処理すると高い費用のかかる有害廃棄物を他国へ送って処理すること。移動先では、しばしば不法投棄されたり、安易な処理をされ環境汚染を起こすことが地球環境において大きな問題となっている。

容器リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた三者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーや容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルが義務付けられる。

〈ら行〉

ライフサイクルアセスメント

商品の環境に与える影響を、資源の採取、原材料への加工、商品の生産・運搬・販売・消費・廃棄までの各過程ごとに評価し、より環境負荷の小さい生産方法や原料、製品を選択していこうとする考え方。

リサイクル

廃棄物を再生使用すること。一般的には、紙、鉄くず、アルミニウム、ガラスびん、布など有価物の再生使用、不用品交換などのことをいう。リサイクルの効用として、資源やエネルギーの節約、ゴミの減量化による環境保全、ゴミ処理費の節約、経済活動の活性化などがある。

リターナブル容器

繰り返し使用できる容器のことで、ビールや牛乳のビンなどが代表的なものである。自然保護につながり、環境を配慮した容器といわれている。

リデュース

廃棄物を出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたりすることでごみの発生を抑えることができる。消費者が製品を長く使うこともリデュース

スのひとつである。循環型社会形成推進基本法は、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース（再利用）、（3）リサイクル（再資源化）、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分 としており、リデュースを最も優先するよう定めている。

リユース

使用を終えた製品を、基本的な形を変えずに他の利用法で用いること。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。リデュース（廃棄物の発生抑制）とリサイクル（廃棄物の再利用）の中間に位置している。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（I C U N）が昭和 41 年（1966 年）に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成 3 年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、以後順次発行・改訂している。



市の花 コスモス



市の木 イチョウ

久喜市の環境 令和4年版（令和3年度報告）
令和5年3月発行 令和5年9月改訂

編集・発行

久喜市 環境経済部 環境課

〒346-0192

久喜市菖蒲町新堀38番地

T E L 0480 (85) 1111

F A X 0480 (85) 1788

Eメール kankyo@city.kuki.lg.jp

